

無邪氣なる童謡類及手鞠歌は、また當時社會風俗の反映として注意すべきものなり。近來、交通ひらけ、文化複雑となりて、種々なる唱歌類が走馬燈の如く注入せらるゝより、反て創作的内面的の兒童の聲をきくこと能はざるをうらみとす。世道人心を憂ふるもの思ひをこゝに致すべきなり。

二〇、童謡類

○大山山から大風ふいて來い(紙鳶のぼし)

○あつちの水は苦いぞこつちの水は甘いぞ(螢)

○あとの鳥先になれ。ワレが家は焼けるぞ。

お月さんなんぼ、十三九ツ、そりやまだ若いな。若うもござらぬ。年がよつて。唐土の鳥が油筒喰べて、油屋のかごで、牛の糞にすべつてころんだ。

○ねんくねんね。ねんねこ森の雉子の子。鳴いて小鷹にとられんな。(子守歌)

○ねんくねんね。ねんね子守は何處へ行た。山越えて里へ行た。里の土産に何貰た。でんく大鼓に笙の笛。(同)

二一、手鞠歌

○今日は日もよし天氣もよしなり、枝垂小柳、。お手お手かへし。向ふ嬢子さんにお渡し申すが、合點か。合點か。

○奥さんくおきなんせ。起きて髪結ふて鐵漿つけて、お寺の御門に腰かけて、しつぽりかつぽり泣かしやんす。何が悲うて泣かしやんす。何だり悲しうなけれども、わしの弟の千松が高野の山

へ金堀行つたが、一年待てどもまだもごらん。二年待てどもまだ戻らん。三年振の九日の、夜の夜半に狀が來た。コレハくと讀んで見りや、簞笥長持、姉さんに、煙管、やつころ祖父さんに茶碗、茶柄杓、祖母さんにく。

○げんがば、さん焼もちすきで宵に九ツ夜食に七ツ朝の茶の子に百七ツ。

○向ふ通るはおせんちやないか、おせん來いく物いふて聞かしよ、われに何だり遣るものないが、銀の簪長崎もち、入れて結はせてけしよかほさせて、先にたゝせて後から見れば、ほんのおせんにましがひない、ましがひない。

げんさんく花げんさん、わしが十四になる時に、石山くづいて宮建て、宮のまはりに松植ゑて、松の小枝に鈴さげて、鈴がぢやんくなる時に、とつさんか、さんうれしかろく。

向ふ婆々さんねんから見れば、菊か牡丹か手毬の花か、行けばようまに上れとおほしやる、上れお茶のめおつぎにたばこ、おつぎたばこはほしたないが、わしがはらにはややこがござる、もしも此の子が男の子なら寺へあがらせ學問させて寺の和尚さんたんきな人で、高い縁からつき落されてもしも此の子が女の子ならかみにつゝでこよりでしめて前の小川へすいごんごんく。

一はごかへそ わしや市やたてぬ、あきんど衆こそ市たてものよ。

二はごかへそ わしや庭はかぬ、おなごしゆうこそ庭はくものよ。

三はごかへそ わしや鯖賣らぬ、あきんど衆こそ鯖賣るものよ。

四はごかへそ わしや皺よらぬ、とし寄衆こそしわよるものよ。

五はどかへそ わしや碁はうたぬ、旦那衆こそ碁を打つものよ。
 六はどかへそ わしや櫓は押さぬ、船頭衆こそ櫓を押すものよ。
 七はどかへそ わしや質や置かぬ、貧乏衆こそ質置くものよ。
 八はどかへそ わしや鉢は持たぬ、坊主衆こそ鉢もつものよ。
 九はどかへそ わしや鍬もたぬ、百姓衆こそ鍬持つものよ。
 十はどかへそ わしや字はかかぬ、手習衆こそ字を書くものよ。

第四節 舞 踊

古來盆踊と稱するものあり。干蘭盆に男女打ち交りて太鼓に合せて踊る此時音頭をさるものありて、一種の謠を歌ふ。之を口説といふ。(後出)此踊地方によりて多少の差あれども、數種ありて原始的の素朴の内に優雅なる點少からず。明治中期より一時衰頽の傾ありしが、田園趣味鼓吹につれて、復興の氣運漸く盛なり。其他田植踊、鱈すくひ、角力甚句盆踊りは宴席にて踊らるゝものにして、田園氣分溢るゝばかりにて、亦面白し。

一、盆踊口説歌

白金六兵衛

こんどお江戸の白金六兵衛
 たゝら七箇所鍛冶屋が五ヶ所

六兵衛身上をつもりて見れば
 裏屋借家が七十五軒

さほごつもりた六兵衛様が

二十二の年や妻子にはなれ

檜桶唐木を寄せて

大工棟梁は飛驒の工

柱々に墨かねあて、

四面四角の御堂をたて、

左小脇に親御の姿

今日も明日もど六兵衛様は

十九になる年や親御に離れ

そこで六兵衛が信心こゝろ

木挽傭ふて引分けさせて

弟子子ノくを皆呼よせて

呼んだ弟子子に穴よりさせて

中に据ゑたは阿彌陀の如來

右の小脇に妻子の姿

珠數を手にさげ南無阿彌陀佛

編者云前記の如く踊の形式も山の上地方石見地方川筋地方口部、等により異ると共に口説歌も種々あり。これは山の上方面に行はるゝ一にして尤普通なり。パンパといはるゝ踊に合するものなり。其仕八ネツ、小大寺等の踊は夫々異なる歌詞と調子とを有せり。此歌はその内容が當時の人生觀を尤もよく反映せりと思はるゝものを取りたるものなり。

二、正月の獅子舞と歌

(日野郡野史)

日野郡にては元祿四年頃より穢多此獅子舞を習ひ正月各檀那に雌雄二頭の獅子を持參り舞手に人尾持二人歌謠ひ兼太鼓打二人以上六人掛り連舞する普通の家にては一回頭分の家にては二回特別の家にては半日以上全日にして料米は一回は玄米二升二回は玄米四升に醋酒半日以上は玄米貳斗内至五斗又酒食を與ふ此盛なる時代各舞伎練達し其妙伎を極めたるもの如し別して村尾の原組の舞ひ方は緩急度に適し神を呼び風を起し奮激の時は如何なる悪魔をも追拂ふの感を發せしめ觀者思はず快と呼べり、昔は此獅子舞にて惡事災難除けの祈禱なりと信念せしも維新後は追々歡樂の一方に傾き歡迎するもの減少し今は全く廢絶せり

獅子舞の歌

此の獅子舞と申するはたいしゃもんの乗りし獅子なれば四方しら國へ舞ひおろす如何なる御家に惡事災難來るとも此獅子を以て四方八方へ追拂ひ跡は清めると繁昌と

同神おろし

抑伯耆の國の大社には大山智妙大權現并に下山大明神切り分け下りてみつまなる彼宗み崎尾高の二の宮大明神八幡で八幡大明神當所の大社は宮内兩社で樂々福大明神山々谷々四十末社と舞ひやらう白銀のべて黄金はなる。

同第二回

抑此獅子等が申するに是天竺大師明の獅子なれば葦原國に舞ひおろす惡事災難來るとも此獅子を以四方八方へ追拂ふ跡を清めて先やたちに舞ひやらう

正月の獅子舞

獅子舞は唐の太平樂より出でしものならむ卯花園漫録に太平樂一に五方獅子舞の本邦に傳はりしは藤原貞敏唐に入りて音樂を學びし以來越後獅子角兵衛獅子を舞ふこと始めりと那珂通高氏の説あり角兵衛は獅子を刻むの技天下第一と稱し其他にも之を唱ふる等にて天和三年七月諸工人天下第一の號を停止せられたる旨宮川漫筆に記せり以上事物原始に見えたり又獅子舞は本居氏の王勝門に白樂天の西涼伎假面胡人假獅子刻木爲頭絲作尾金渡眼晴銀帖齒鬚迅毛擺双耳如從流滂乘万里紫髯深目兩胡兒舞舞跳梁前致辭云々とある是を學びたる者と見えたり江家次第興福寺供養又法勝寺御塔會などに獅子舞のこと見えたり圓大層に獅子舞徳太男とあるは此舞を業としたる者なりと云へり太平記に持明院殿吉野に遷幸の段に獅子田樂を召され日夜舞歌はせ云々などあり日野郡にては元祿四年頃より穢多此獅子舞を習ひ正月各檀那に雌雄二頭の獅子を持參り舞手二人尾持二人歌謠ひ兼太鼓打二人以上六人掛連舞する普通の家にては一回頭分にては二回特別の家にては半日以上全日にして料米は一回は玄米二升二回は玄米四升に醋酒半日以上は玄米貳斗乃至五斗に酒食を與ふ此盛なる時代は各舞伎練達し其妙伎を極めたるものゝ如し別して村尾の原組の舞ひ方は緩急度に適し神を呼び風を起し奮劇の時は如何な惡覽も追拂ふの感を發せしめ觀者思はず快と呼べり昔は此獅子舞にて惡事災難除けの祈禱なりと信念せしも維新後は追々歡樂の一方に傾き歓迎するもの減少し今は全く廢絶せり

因に明治十年代の此越後獅子來り、戸々を尋ね巡りて踊りしかば、兒童のこれを真似るもの多かりき。

又伊勢神樂とて笛にて和して大獅子をまわし、又ヤヤオリとて茶碗をつみてほうがをなし、刀劔をつなぎて、立て毬數個をアヤにとる等の妙技をなし、道化ありて、これに和する等の藝をなし、祈念の意をあらはせり。

此外荒神神樂に八人藝等あり。(荒神神樂は神代劇の一種、文學部及美術部參照)

第五節 方言

本郡の言語は、一般に、發音正しく、極端なる語法少し。唯、出雲に關係深き地方、即ち、奥部の阿毘縁、口部の旭、八郷地方は、發音正しからず。所謂ズツズツ辯を混じ、石見地方は備中言葉多里は備後言葉を交へ、舊穢多が一種獨濫の發音を有するは蓋し當然のこととすべし。元來本郡は、土地僻遠。他地方との交通も頗る不便なりしを以て、特有の方言も少からず。聲調一般に鈍重にして遲緩なり。従て開口音多く、「長ッに」といふべきを「長あね」買うて「を」買あて」といふ如く、稍野卑に聞ゆるものなきにあらず。また約音を用ひて、恰も「と」を「な」などの助辭を省きたるかの如く聞ゆるものあり。「行かうとおもふ」を「行かあとおもふ」といひ「面白と言ふ」を「面白いちふ」といひ「これを食べなさい。」を「これを食べんせ」といひ「仕ておくれ」を「仕ちよくれ」といふが如し。又良行音弱く「有ル」を「アア」と發音す。又偶々「ひ」と「ふ」とを混用し「ふんばる」を「ひんばる」といひ「風呂敷」を「ひろしき」と發音する地方あり。然れども、これを全般より見れば、言語純良にして、雄辯の素質をなほり、國語教育の普及と共に能く標準語に順應して、何等の苦痛を感せざりしなり。方言中尤も奇異なるものを有するは副詞なり。

ねつころ(ヨホド)、ぼうご(スコシモ)、ごつご(ノコラズ)、ちよつこり(チョット)、べつたり(サイイ)、じやあに(タクサン)、むしように(ムヤミニ)、けい(ツイ)、おちらど(オチツイテ)、(ねんじう(タエズ))

次に代名詞及形容詞をあぐれば

あだん(我等)、おら(私)、あげな(アンナ)、そげな(ソンナ)、こげな(コンナ)、ごげな(ドンナ)、ひよこな(オカシナ)、けちな(ミヨウナ)、ごひようしな(不都合な)、こそばいい(ソコバユイ)、(きようどい(ヲソロシイ)、こまい(小サイ)、まむない(ウマクナイ)、おづない(ムツカシ))

次に動詞をあぐれば

あづる(ウゴク)、もくれる(コロゲル)、しわぐ(シモトデウツ)、はつる(平イモノニテウツ)、にやす(太ク重キモノニテウツ)、つばへる(タハムレル)、さでる(ノコラズ集メル)、ごまかす(ナブル)へねる(不平)、ちちれる(ウロタヘル)、ほねる(ナクコトニモ)、こく(ヒルコトヤタレルコトニ)かべる(カブル)、さばる(トリツク)、つくばむ(ウツクマル)、ごせ(クレヨ)、さんせ(セヨ)

次に接頭語接尾語をあげん

はねもくる、おごもくる、ごうにやす

次に助辞助動詞の重なるものをあぐれば

有るけん(アルカラ)、仕々(シツ)、つかあさい、(下サイ)、やらあか(アゲマセカウ)

次に感歎辭

あだん(これは我等といふことより轉じて我等はいやよといふ意味に用ひられ多く女子小兒の用語たり)

あのなあ、(アノネ)、いけんせ(イケナイヨ)

次に名詞中の著名なるものを舉ぐれば

つもごり(晦日)、ひらぎく(ヒラグキ)、がいる(カヘル)、がに(カニ)、にんげ(ニンゲン)、べんた(子牛)、こつどい(牡牛)、にようば(女ノコト)、ごつつあん(父)、か、さん(母)、おかつあん(オカミサン)、でこ(人形及繪)、てご(手傳)、にの(簀)、てのごひ(手拭)、あやくちや(アヤ)

編者曰、方言中には古言を存するものあり。前掲「きようどい」の如きは「氣疎し」の古言なるべく、「ふそ」といふ助辭は屢々用ひらるゝものにして私が見て上げたところあれ(コサアレと發音す。)といふが如きは尤も完全なるものなり。助辭「だに」は「ダイ」と發音せられ、それたい出来んかといふ。又方言中には言語として頗る發達せのものあり。「打つ」といふ思想に對して、標準語はたゞ一語なるに、方言には、「タ、ク」シワゲ「前掲の如くしなやかなる答にてうつこと」「ニヤス」前掲の如く太くして重きものにて煮え込むほど打つこと更に強くらう場合に前掲「ドウニヤス」を用ふ。又「ハツル」なる語あり。平手もてうつが如き場合に用ひらる「轉」に「もくる」あり。「はねもくる」は勢よく轉がすなり。おごもくにテコを入れて轉がすなり。されば方言は必ずしも、捨つべきものにあらず。能整理して、捨つべきは捨て、標明語に伍すべきは編入するによりて、語彙の増加をはかるべきなり。

第六節 年中行事

風俗上、年中行事といふべきものは、依然として舊慣に依り、曆も亦陰曆を用ふ。(明治末期より改良

案提出せられ、或は陽曆によらんとし、或は陰曆の正月を陽曆の二月にする等その調和を試みんとせしも、更にその効なく、復舊の氣分漲れり。これ期節氣分の然らしむるものか。今正月元日の恵方参りより大晦日に至るまでの行事の概要を記さん。もとより郡中多少の差あることは免れざる所なれども。一々は記さず。特別なるものにつきては附記することあるべし。

まづ正月元日

○恵方参り エホウ として夜半過ぐる比より、老若男女、氏神参りをなす。此時親戚知人に遇ふも挨拶せず、談話せざる習慣なり。

○書初め 元日早朝明方に向つて書初めをなし年神に供ふ又農家にては草鞋の作り始めをなし半作のものを神棚の下に吊す。

○雑煮 を祝ふこと、他地方に異らざれども、本郡の雑煮は、頗る高品にして、味殊に佳なり。餅を柔かにゆでて、これに別に作りたる汁をかく。鱈は缺くべからざる材料にして、牛蒡、葱、豆腐等の醤油汁に、海苔(板海苔にあらず、生海苔にして、出雲浦にて製する特殊のものにして、一種の風味あり)芽獨活等をあしらひて食する他に比類少き雑煮にして地方の誇なり。

三日までは同様の式をなす。

○松飾其他 松飾は松と常葉のソヨゴ等を門前に立つ。門人庭口、重要器具釜臼杵榊等に七五三繩を施す。従来は屋敷の周圍、家の内全部を七五三繩にてとりまき、たゞ明き方と稱する一方を明けたりしが、今は陽曆一月にも飾をなすと、舊慣の廢るゝものありて、主として内飾をなすこと、なれり。

松飾について、特に主柱(大黒柱といふ)に松を飾る習慣あり。

○七種 正月七日に七種の粥とて、青菜數種を入れたる粥を作りて神に供へ、家内中食ふ習慣あり。これは公事根原に若菜は七種のものなり。なづな、はこべら、せり、あをな、ごぎやう、すゞしろ、ほどけのぎ、などあり。正月七日に七種の菜羹を食すれば、其人萬病なし。又邪氣を除く術に侍る」とあるよりおこれる風俗ならん。

○田打正月 (鍛初めと) 十一日にして、早朝神賄して後、かねて松かざりを施し置きたる鍛と松かざりを田中へ持出し、「千石萬石數知れず」と唱へつゝ、田を打ち、そこへ松飾をたて、かへるなり。所によりては、かねて吉日を選び山入りして苧り取りたる束草をもそへて立つ。皆農作豊饒を祈る所以なり。

○徳日 十二日迄の間家内の年(エト)にあたる日には金を出さず。

○十四日には ホト／＼とて、牛の牽綱、島臺(年賀等祝のある内へ)錢押等もちて門に佇みて物を乞ふことありしが今はすたれたり。ホト／＼に忍び來れるものに水をかくる例なりき。

○とんど(左義長のこと) 十五日の早曉にかねて十一日を期として取り下ろしたる松飾一切を空地にもち出し竹を立て飾りをなし火をかけて焼く。此時書初めの紙をも焼きて、そのやけほこりの高く上るをよろこぶ。又やけ残の松炭焼竹をきりて神に供ふ。焼竹は後に炙箸とす。地方によりては此火にて始めて餅を焼きて神に供ふる習慣ありて、それまで決して餅をやかず。日野郡にて左義長の尤も盛大なりしは、多里村霞村の兩村なりしが近來殆廢絶せり。

○二十日正月を祝ひて正月氣分去る。
○正月中日待祭をなす家少からず。神官を請じて夕日を送り朝日を迎ふ。

二月

○朔日は 送り正月とて祝ふなり。

○二月十五日は 涅槃會とて寺々涅槃像をかく。

三月

○三日は 上巳の節句にて雛を祭り、梅桃の花逢入の草餅を菱形に切たるものを供ふ。

○彼岸 には佛をまつり墓に詣づ。

四月

○四月八日 寺々花(ついで)御堂を作り小さき釋迦像を安置しあまちやにて灌佛を行ふ。

五月

○五日 端午の節句なり。武者繪の幟を建て、祝ふ。軒には菖蒲蓬を葺き、家々團子を笹に包みて粽を作る。

○田植後 代満とて休みて祝意を表す。

六月

○一日を 正月といひて松飾をする所あり。

○晦日 六月イナツキバウセ越とて神社によりては萱の輪をくゞらせるところもありき。今は人形にて積ふ。

○田植大小豆蒔(夏蒔といふ) をも終へたる時代満イナツキとて一般に休むなり。

○虫送 實盛といふ藁人形を藁馬にのせ、松火をどぼして送りしが 自然に廢る。

七月

○七日 七夕とて、六日の日より、竹に五色の短冊を美々しくつけたるを飾り、茄子、胡瓜、里芋大角豆等をかけ、牽牛織女をまつる。短冊には七夕天の川と書き、和歌などかく。七日一日そのまゝにして、お萩餅西瓜などたべて楽しむ。八日の未明に、大川に運びて流すなり。(江尾地方は七日に流すといふ。又溝口地方は五日に飾り六日に流すといふ。)

○十三日十四日 干蘭盆といひ、己に七日びに墓掃をなし女郎花又はしきみ等をたて、

軒下に生靈棚を作り、茄子の馬胡瓜の牛をつくりそなへ、又桐の葉に團子をのせて、佛に供す。十六日佛送りとて川に流す。

○十日前後より二十日前後まで踊をなし、所によりては、煙火など打揚ぐ。人の集ひ來ること、田舎にては珍らしきことなり。

八月



盆踊光景

○八朔 には桃を食ふ

九月

○此月氏神の秋祭、所々に行はれ、大鼓の音、琴々として各所にひびく。

十月

○この月の亥の日にイノコを祝ふ「イノコサンノ晩ニイハヌモノハ鬼ウメ、蛇ウメ、角ノ生エタ子ヲ生メといひて戸毎に石つきをする風ありしが今は廢る。

十一月

○二十四日 大師講とて團子を作りて弘法大師をまつる。

十二月

○ひざぬり おはぎなど作りて、ころげぬやうにとひざをぬる型をなす。

○八日 八日待とてこの日商家はウツスキ祝をなし罪狀を消す。

○本月中節分にあへば、家々、大晦日の如く、年ごりの行事をなす。

○十五日 道祖神(サイノカミ)藁の馬を作りて参詣し、神前にて馬の尾をやく、良縁を求むるなりと。

○大晦日 には、年ごり行事をなす。

○「福は内、鬼は外」となへつゝ、いり豆を蒔き、鬼やらひ(追儺)を行ふ。其他風俗上特記すべきものをあげて参考とす。

一、名附子(男)假名娘といふものあり。所によりて異れども、男女十三四歳に至れば、相當なる格式ある家に頼みて、親をとる。これを假名親といふ。何時の比始りけん。蓋し、後見をたのむなり。子は常に親に家に入出し、子の結婚する時は、親より男子は羽織袴(元は社衾)女子には帯等を遣すこと今も行はる。

一、日の吉凶方角家相をいふこと今もなほあり。

悪日は陰曆中段下段中「友引」又は月の十七日、二十五日不成日等にして、萬事なすことをいむ。葬式にもそれらの日をきらふ。

一、祖靈祭は頗る丁寧に營まれ、年忌を追ふこと前述の如なるが、神道によるものは五日、十日、五十日、一年、五年、十年、五十年、百年に祭事を行ふ。

一、厄年は十九、二十五、三十四、四十二、六十一等地方によりて多少異れり。

一、丙午年生の女は夫を食ふ(位まけするともいふ)とて縁談を避くる風あり。次第に理解しつゝ、今尙止まず。

一、其他風俗上種々迷信あり。(俚諺部参照)

虫送り祭りは殆んど廢絶せん。

七夕の色紙を大根畑にたて、色紙とするものあり。

正月九日は山の神祭りとして山行せず。

社日には土を動かさず。

子の日には田植せず。けた植をすれば家が倒れるといふところあり。
丑の日及二十八日に灰を出せば火災あり。
五月五日粽の汁を邸の内外に散布すれば蠅來らすの類地方によりて多少異れども往古より現在に及べり。

第七節 宮 角 力

本郡古來宮角力盛にして、各神社に於て、秋祭の際、夜間之を行ふ。近郷近在の青年、遠くは出雲、備中、濱地方より來るものあり。綵燈とて盛に焚火をなして、その光によつて格闘し、且暖をも取るごと、せり。化粧水とて鹽及水をそなへて、きよめ且飯むこと、土俵の七五三繩、など儀式頗る古風をなす。兩力士の立合、四股踏み、大關に叶ふものに大幣を渡すことに至るまで、夫々威儀を備ふ。角力の等級を附するを出世するといひ、出世場は奥部にては下石見河合の天王(今の石見神社)なりしが今は多里神社にても行はる。因に霞村元注連社にても行へり。
口部は昔舟越の天王さんが出世場なりしが、近年たこさん(福岡神社)にても行ふこと、なれり。
力士の等級は突出(最初の年)八分位より始まり一人三步に至る。一人を上取りといひ、込(禪)にかざり(ハツリといふ)を下げることをゆるされたり。
角力役員は頭取、若者頭、中押(九歩取りにして一人以上の力あるものにて統御の才あるものを選びてこれに任じ、角力の組合等にあたらしむ)その他地方々々に世話人といふものあり。

行司もまた角力の如く等級あり、一人に至り社衾白足袋をゆるされ、更に紙緒草履を用ゆるに至りて止む。角力取氣分によりて青年の遊蕩氣分をそゝりたる弊なきにあらざるを以て(角力は浮世の馬鹿



出 世 大 力 角 石 見 神 社

がどる)などいひつゝも、また地方青年の意氣作興法として、重視せられ、今なほ衰へず。明治二、三十年の交稍衰へたる氣味ありしが、近來運動熱の勃興と共に益々盛況を見るに至り、大正十一年春季に至り。全郡青年角力大會を見るに至れるは喜ぶべし。
角力の終結を「今日の千秋萬歲樂」といひて、角力甚句をうたひて、踊をなす。裸體に美しき化粧禪(名乗、模様、刺繍など施したるもの)をしめて、悠揚として踊るさま一種の趣味あり。

本郡の角力界は、二代の目下開山朝日山を出せる、光輝ある歴史を有す。農村的體技として、益々進展せんことをのぞむ。

角 力 甚 句

一中臣藏ではチヨイトかな手本
 初段目明ければ鶴が岡
 二段目幕が明いたなら
 三段目の殿中で
 四段目幕が明きますと
 五段目幕が明いたなら
 六段目には勘平が
 七段目には一方で
 八段目には派手やかに
 九段目手の内御無用と
 十段目には天川や
 十一段目は手打蕎麥
 十二段は大ぎり

かほよが兜をあらためる。
 本藏が松を切ります。
 鯉、鮒の大喧嘩
 判官さんの切腹がおそい〜と由良助。
 山崎街道のおぢいどの。
 縮の財布で腹を切る。
 由良の助章魚の足、女郎お輕を言ひだめし。
 富士の巽の道行きに。
 鎌平が男でいばります。
 一つの世までもノホ、名が残る。

第八節 田植に關する風俗

田植には前掲歌謠を太鼓(田植太鼓とて特に大形扁平にして二本の棒を以て腰にさすやうにしたるもの)に合せて歌ふを例とせり。その太鼓をたゝきて歌を誦ひながら植方等につきて差圖するものを左下といひ、植うるものを早乙女(そうとめと發音す)といひ、早乙女は左下の歌をうけて半ばかりかへす。これを下タ歌といふ。田植には苗うちとて通行人などに苗をなげうちて祝意を表する習慣あり

き。通行人も亦これを喜び敢て怒ることなし、田植には料理を柏の葉にもる極めて古風なる習慣がのこれり。

田植に太鼓をうつを見て 年平

五百代の苗とつゞみの手もすまに、植うるやしげき打つやまされる

編者いふ。田植歌にあはせてうつ太鼓の音は、ポンポン・・・ポンポン、スツポン〜スツポン
 ポンいかにも太平の氣象あふれたり。(歌謠部参照)

第九節 人狐に關する迷信

(日野郡野史附録)

此伯耆出雲地方近國共、古來疑念迷信の習慣あり。魃の一種を人狐と確信し、是を以て人族畜類に病を付け、或は病を重からしめ、又は怪我損失等の不幸を得せしむる力ありとし、これを自由に使役する家と、左なき家とを區別し、双方隔意して、古來婚嫁を結ばざるなり。此起原を繹ぬるも詳ならず云々。

(狐憑病者に對する處置)修驗者を頼み祈禱をなす。其法は、夜分に於て心輕き人を撰び、之に幣を持たせ、同文を調子能く數百遍唱へ、神經動を移らせ、其動靜により神崇佛障死靈生怨人狐を問糺し、神佛なれば崇敬し、若人狐なれば、叩付け其幣を路邊に送り付け、人狐を追ひ除け、又是より一般上の法は、極心輕き様の人を選び之に同文を幾回となく、音節面白く唱へて、彼の心氣を有頂顛と爲

し、常心を失はせ、前記の如く神の祟人狐など問ひ糺し、神とあらば崇拜し、若人狐なれば大に詰問して謝罪せしめ、尙服せざれば、不動のかなしばりを掛け、足留の法を行ふといへば、大抵弱りて閉口するゆゑ、結局言ひ伏せて、落し加持とて、經文の節を變へて唱へ水を吞ませなどして、本心に返らせ、それより小豆飯に豆腐汁を棧俵に盛り、路傍に持出し、人狐を追ひ去る。此始末を見聞する時は、如何にも事實と信せらる。又墓目の法を行ひ、弓を射て、後潜に鮎を捕り、其死體を病家の近傍に棄置き、墓目の矢に當りし様を爲す等の陰謀を施すこともあり。又威權ある受験者は、多分の祈禱料を取り、相手を呼付け人狐の引渡しなど行ひし由(中略)斯く昔よりの慣例なるも、未だ之を密談し、或は婚家等に付調を爲すに相當の名稱なし。筋目蔓合元統等の善惡と云ふに過ぎず。狐持たぬ方を正家、稀家、白米など稱へて賞揚し又狐持の方を狐蔓、狐持狐元統、小豆飯、大狐持、名代物^{ナダイモノ}などいひて、恐れ嫌ふなり。云々其内厚薄を分ち、大概左の三段位に種別して、各其段の内にて婚縁等を結べり。

上米家(説明省略、要するに狐を持たぬ家筋にて左の三段あり)

一 洗米家 二 白米家 三 玄米家

交飯家(説明省略人狐ありと世間に認定せられ、人狐七十五匹を一隊として、當家の意に合はず、或は敵するものに差向くる家)

一 小豆飯家 古來有名の狐持家にして云々

二 豆飯家 久しく他家に對し、奇怪の事蹟あらざるもの

三 粟飯家 上米家衰亡して、交飯家に服従し、或は親の許さぬ婚嫁により、此親族に編入せし家等

(前略)昔は狐持といはる、家の極町噺の主人は、他家に狐付ては氣の毒とて、多額の金錢を以て、地方の修驗者に頼み、狐封じの祈禱を爲し、或は家庭に宮を建て之を祈り、又は京都吉田殿に願ひ、有期或は無期に狐封じを行ひ、書付を申受け、其上公邊にも公然書狀を付け貰ひし方もあり。

伯州日野郡○村○四郎祖父○藏方に○郎兵衛狐之障有之由不取留惡評申觸候は付五拾ヶ年前○藏上京御祈禱御鎮札御調被成下邪氣怪道之障無之筈に候然ル處同郡○村○左衛門方に先年○四郎伯母入嫁の節○郎兵衛狐之眷族、附添行○左衛門殿内に令住候おまき十傳六と申狐之由に而當春より今に至り○村に病人有之候得共口走り其上○四郎家に今以○郎兵衛狐住居候由不取留惡評申觸令難儀に付今般右等之邪氣有之候得共速退散候様爲願○四郎遂上京候に付及披露御祈禱守護御調被成下候然上ハ子孫至迄○四郎家者勿論○左衛門方狐之障害一切無之候間物而附合縁組等心配無之様存候、一以後不取留惡評申觸候者有之候得ば村役人附人添其者同道上京可有之候此段爲可申達如斯に候以上

吉田殿御家伯州御用役

寅九月(安政元年)

大庄屋入澤千賀藏殿

小谷 木工 時花押

(入澤家藏書)

第十節 地方の言ひ草及俚諺

古來地方に行はる、言ひ草及俚諺は、能くその社會の真相をうがてるものあり。事實以上の秘事を語るこゝとあり。即ち民衆哲學通俗科學ともいふべきものなり。編者は常に地方人の生活中、彼等が口に

する言ひ草及俚諺中特に地方的色彩あるものに注意を拂ひ次第につもりて數百となれるものをこゝにかゞげて、風俗史の一部に加ふること、せり。これら材料の内には、或は特に一地方にのみ限られたるものあり。或は比較的廣く行はるゝものもあらん。

今はたゞ日野郡にて、人口に喰灸せるものを採録して類別せるのみ。

分類も大體に於てこれと思はるゝ點に従ひたるまでにて、或は著者の思ひもあらん讀者諒せよ。
第一類 人事上處世上に關するもの

小糠が三合あれば聲には行くな。

七細工八貧乏。

馬鹿と相場には勝たれぬ。

一人では餅はつけぬ。

縞のよこつぎ堅にはあはぬ。

尻と火事は元から。

前垂で手をふかねば一代小使(金)にこまらぬ。

着たまゝの着物はぬはぬもの。止むなき時は「庄屋の(又は川向の)婆さんが死んだとや、やれせわしい、やれせわしいと唱へる」とりつけ、ひつつけ

うんだらあやかせ。

(腫物が十分うみをもたばつやせから轉じて英斷せよの意なる)

みそくそいつしよ。

十四、六十。(十四歳から六十迄は一人前の意)

人間がよいと三べんいへば馬鹿だ。

泣く子と地頭には勝たれぬ。

馬鹿とはさみは使ひ様がある。

きようとい(恐)ものと、きたないものは見たい。

沈香も焚かず尻もひらず(やくにたゝぬ意)

ぬか米を食へば見ざめがする。

きものは二人できぬもの。

じんべがほうか。(出来たら不思議の意)

四十ぐらみ。(四十になれば老眼となる)

義理ばるよりほうばれ。

よめは火じりからもらへ。

くされ鯛がをき(燻)に着く。(廢類してもちもさげもならぬ)

朝子供をおくり出して、あとで親がねると子供の足が重い。はんざけ(山椒魚)の膏待(のんきなこと)

女が三人よれば富士の山でも言ひ崩す。女が三人よれば笑ひころす。

鍋のつるが足にかゝる(手足まとい) 子供が三人あれば諸手がおちる。

子、千兩(子供一人育てるに千兩かゝる意) 招ばれぬに来るが祭り客。

角力は浮世の馬鹿がとる。一間を二人ではかぬもの。

止まなき時は「よめとり、むことり、やれせわし」といふ。ちり切れ観音(後は放任)

げすの智慧はあとになる。げすの布子は庭にある。(いやしいものは働けば温い意)

人まねこ眞似。イボカスチョウチンコウ。秋茄子は嫁に食はすな(あまり甘いから)

枝さきに出ねが熟柿はとれぬ。にぬぎたぬぎ(やりくりすること)

貧すりや鈍する。小便一町尿八町

伯耆の着倒れ、備後の家倒れ。因幡の食倒れ。伯耆男に出雲女房。

こつば(木片のこと)と馬鹿にはかまふな。馬鹿につける薬はない。

親をたゝけば背に目が付く。(不孝のいましめ) 人のうはさも七十五日

かくい(木株)にもむくい(美衣) あること無いこと三度、いま一度。

めんどりがなくと凶い。(夫唱婦隨の意) はきものは座敷からはき下ろさぬ。

鎌をかついで内へはいらぬ。うわさをすればかげ

よい女房、小女房。握飯は茶碗に入れぬ。(作法か迷信か)

うはさをすれば眞座を敷け。

柄杓呑みはせぬ。

横座を手桶は通さぬもの。

大名風呂(水のとときから入る)

二人で火はふかぬもの。(座敷をはくにも、飯を取にも)足袋をはいてぬぬもの。(禮儀か衛生か)

丁の字なりに一間に寝ぬもの。

いもの種はぬすんで子種は盗むな。

初物を食ふ時には笑つて食へ。

遠い親類より近隣。

一うりざねに二まるがほ三なべふたに四長づら五つ下りて大しやくし(馬のつら)

鬼も十八蛇も二十、あざみの花も一とさがり。

三人よれば文珠の智恵

瓦 万 年

向三軒兩隣。

一寸の虫にも五分の魂。

みそ桶に蓋(悪聲にて歌ふ時の評語)

庄屋の嬢で見使ひ。

瓜を真二つ(よく相似てゐること)

裸一貫(獨立獨行といふこと)

辛棒が金

よつば(つばをたくく。(らちのあはぬこと)

鍋のつるをこませてものを盛りぬ。

まあまあ時(黄昏時)學問すると手が下る(退歩)

から膳にはすわらぬもの。

新しいものにとりついたものはころすな。

なくて七餅

ある子をそしんない子を願ふな。

物はなるやうにしかならぬ。

案じるより生むがやすい。

焼けぼこり(火事に遇へば奮發して身代を上る)

向 一 倍

雁が飛べば鳩も踊ぶ。

百貫の替したに編笠

百貫の馬にも垂れ。

玉子に目鼻。

男心と秋の空。

男の度胸女は愛嬌

行きなりべつたり。(放任すること)

牡牛と剪刀は使人を見る

わさびも狂者のしたのでなくては辛い。(きびしく擦るゆゑ分子が破裂するによるか。性格判定の笑草に能くもてはや

さる言草也)

よりどり見どり。

似たもの夫婦。

まんがわるければ屁まで臭い

口に嚙炙せしせもの)

じて海となるの感なくんばあらず)

て、斯業の勃興せしより、遂に今日の發屋を見るに至りしは喜ぶべし。)

八十八を祝はねば村が枯れる。

大根畑は馬鹿に打たせよ。

目くそを鼻くそが笑ふ。

角ある獸に牙なし。(諸果腹はなし)

喧嘩は損くわ。

言葉に味増鹽氣はいらぬ。

四十過ぎての道樂は止まぬ。

祖父難儀、子旦那、孫乞食

作州では棒をふるな。(天秤棒を擔ふことつきゆゑとても及ばぬとの意)

伯耆では小謀をうたうな。(伯耆出雲は歌所)

入袋(を負ふな)のつたか、そつたか。(思ひきつてする。)

性のしつかりした人の仕たカラシは辛い

ふんべつと傘はいつも放すな。

蓼食ふ虫も好きん)

蛇の道はへび。

なんと生山金は段塚。(嘗て生山段塚が全盛をきわめたる時地方人の

生山破れ町田の原地獄。(今や日野郡交通の中心たらんとす。桑田變

黒坂といふ字を鍋の尻とに書ば金氣がわかぬ。(本郡養蠶の先驅とし

長いものには巻かれよ。

商賣人は蛇ほど。

手品も種から。

千すつぱりに万三つ。(千言は皆うそ万の中に三つ誠あり)

人を咀はゞ孔二つ。

寒さは風がもつて来る憎さは人がもつて来る。

親死に、子死に、孫死に。(死の順當なること)

尻馬にのる。(油断すればおちる)

備後では背子(負荷するせなあて)をだすな。(又かます一吠といふ米

入袋(を負ふな)のつたか、そつたか。(思ひきつてする。)

註これによりて地方の特色を知ることを得。伯耆にても我日野郡は出雲備後備中美作等の間にあり。山國なるを以て、負荷に長

第二類農業に關するもの

桃栗三年柿八年

苗日は四十九日。(この日苗をとらぬは迷信か)

稲の種は盗んで種にする。

子の日には田植はせぬ。(これも迷信た)

はで二十日。(はでは稲架なり)

田植布子に種蒔給せ

第三類氣候に關するもの

正月に南がつけば六月にかへす。

六月一日に霧がかゝば年がわるい。

五月の節句に雨が降れば粟がならぬ。

秋の夕ばえ(夕晴)は雨となる。

亥の子あれ(舊十月の亥の日にはきつと荒れる意)

東がくもれば風となる。

北がくもれば雪となる。

庭石が汗をかくと雨がふる。

甲子に降れば六十一日降る。

冬至がすめば、犬の足あとほど日が長くなる。

十月の投げ木。(投げんおくも生き付く意)

十月の稻がら干。

大草山が七とろ雪になれば苗代を踏む(山上地方)

種二十日。(種を水に没する日數)

彼岸すぎでの麥肥

正月元日が天氣なら一月中天氣がよい。

三月三日に雪が降ればなりそが悪るい。

正月二十日の風が一年中の王をする。

月の暈が小ければ雨となり。大きければ晴となる。

西がくもれば雨となる。

大師講荒れ

ふくろがなければ天氣となる。「のりつけ、ほうせ、ほうほ」と鳴く。

雨蛙がなが雨がふる。

鍋の尻に火がつけば天氣となる。(湿度の關係か)

彼岸すぎでの七雪。(小鳥雪)

蕨は一人婿に食はせるほどは何時でもある。

第四類迷信に關するもの

註中には正信に近いものもあり又教訓の方便らしきものもあり。中には眞理に近きものあり。

正五九月、正月にあつたことは五月に、五月にあつたことは九月に尾をひくこと。

死んだ噂がたつて、死なぬ人は長生きをする。

養子をすればほせらひ子が出来る。

爪を火に入れるとかわき(飢)病がつく(いましめか)

コンコン狐は村寶、キャンキャン狐は村騒動。

北向にねると悪い。(衛生上の眞理があるか)

追儼オニヤラヒの豆を雷鳴の時に食へば落雷をのがれる。

人のゆがめてかけた鍋を直せば、仲たがひをする。(處世上の心得なるやも知れず)

剃刀を使ふ時、二人で一つを使へば仲たがひする。(あぶないとの心得か)

さんとめ縞のこしまきをすれば子を産まぬ。(産止の音より來れる迷信)

さいの神(十二月十五日)に早くまゐればよい女房がもらはれる。

香の物三切はつけぬ。(甲者、身切を思む)

ばんの蜘蛛は親にても殺せ。

頭にぎり／＼の二つあるものは倉二つ建てる。

砂下ろしといふ。衛生上の眞理かも知れば)

ぬけた齒は屋根になげあげる。「鼠の齒とかへてごせやれ。」といふ。

朝、女が來れば、一日中、人が來る。

朝坊主に遇へばまんが(運が)悪るい

糴わらではしめ(七五三)繩はなわぬ。(禮儀か)

正月の品々に關する縁起

まめ まめやか(健康)

かずの子 子供たくさん

こぶ よろこぶ

ゆずりは 子孫にゆづる

だい／＼ 代々繁昌

うら白 羊齒(齡の意か)

半夏に鯖を食はねばウジになる。

川に小便すればチンコ(陰莖)がはれる。

太陽に向つて小便すればチンコ(陰莖)がはれる(何れも自然神教的信仰)

萱の籬(紡の心)をつかへば齒がはしる。

女には角がある。

鳥啼がわるければ人が死ぬる(註鳥は屍臭を知るといふ學者もあるさうな。)

盥をふせて上に簪をのせると盗人が來ぬ

みみづに小便かければチンコがはれる

はつものを喰へれば七十五日生きのびる。

ながねをすればうじがわく。

雷がなればそを押へ

むねに手を置けば恐ろしい夢を見る。(生理上さあらん)

子供のアザは妊婦が、火事を見て驚いた時、手を置いたところに来る

死人が蘇へつたら替でたゝけ。

疊蓆をさかさまに立てると客がかへる。

簪にほうかむりをさせると人が去る。

目にちりの入つた時は、空にむいて唾か吐け。

しびれの切れた時は、ワラシベを、額に、唾ではると直る。

ぼんたく(後頭下部)の髪をぬけば鼻血が止まる。(自然に上むくためか。然らば迷信でなし)

茶をもつては墨はすらぬ。(佛事にする故か)

人が噂をすれば、噓がつく。

脇をついて飯を食へば地震が入る。(禮法上のいましめか)

解して曰、神さまが、地下の大鯰を、兩脇にて、押へてゐらるゝゆゑ地震がせぬなり。然るに人が押へてくれたりと神様が油斷

せらるゝ利那。大鯰ははねて地震をおこすなりと。

風邪の神は膳の下に居る

二つ結び(握飯)は食はぬ。(佛事にするから)

めしに箸はたてぬ。(同上か)

亥の子様の晩に餅ついて祝はぬものは、鬼うめ、蛇うめ、角の生えた子を生め。

亥の子の日、大なる圓石をもつて庭をつきなから唱へて家々を歩きたりけり。

飯を食ひつゝ、のびをすれば食物が皮と身との間に入る。(不作法をいましめしものか)

新衣を着る時に「あらきた南」といふて着れば繁昌する

新衣をきる時大國柱(主柱)に着せかけて、次のやうにとなへる。

「月に三十、日に一つ、耳より高う着ますよに」

行くな十七、かへるな二十五日。

三月越には歸らぬもの。

敷蒲團は男子にはかけぬもの(氣持のわるいこと)

女がまたぐと立身せぬ。(作法上の注意か)

初亥の子を初よめが祝へば男の子が出来る。

商人は木を本からさしくべぬ(焚)(註資本を捨てぬ意か)

おかき(盃)のまゝに、飯を入れたものを盗んでかへればよいことがある。

鍋をゆすればふら／＼病がうく。

女の十九、男の二十五は年が悪い

十九の嫁入りは四十九日、内せぬに客に行くがよい。冬至に南瓜を食へば申氣がつかぬ。

齒のぬけた夢を見れば下駄の齒をけづつて川に流す。火事のゆめを見ればまんがよい。

わるい夢見れば、南天に話せばなほる。

二十二も厄、三も厄、三十三も大厄(その外厄年といふもの多し)

いろりに火箸を十文字にたてると火事がいかぬ。

坊主に門松をくぐらせぬ。

しやくしを立てゝ内にかへれば(倒)人が歸る。

から言の事 (下層の使用語)

なんとい	金の事
ひいとろ	目あかし
たらほん	二本差の事
が ー ん	鉢 屋
かんばつたり	をどす
ころつく	ことをつく
むしかまり	ろうへはいる
でつちる	た ー く
あんはいられた	た ー かれた
ばらされた	き ー ら れ
ぼだんらん	綿子の事
つ ー ぐ	くう事
くやな	わるいといふ事
て ー ら	つらへらぬ事
てらぶくろ	火の事
ひか衛門	ちようちんの事
てうた	百性の事
はらり	あほう
しやま	同
	やしの事

此間十六餘湮滅

てべん	頭の事
おいてう	鉢 屋
かまつた	さ ー た
めなます	しかる
ほたにかまら	しばらるゝ
むしうつ	同
ひかり	ちつて
ど ー す	わさざし
ぼたん	綿
せいらん	あはせ
まぶい	よ ー い (宵)
ひかわ	錢かない事
す ー い	水の事
甚衛門	百性の事
ね ー す	百性の事
ら ー り	あほう
ちかえがくやな	こんじようがわるい
大々だて	いあい穢の事

(曆利文書)

とろやく	油こうくうり、たぬき
ぞ ー き	の ぞ き
ぢ ー く	くじにて物をとらせる事
うすらん	ひとえ物
はんびら	じゆばん
したぐる	まわし
た ー こ	も ー 引
かくらん	た ー び
げそふくろ	汁の事
ぢらちん	酒をのむ
きすをひく	鹽の事
なみの花	大 ー こん
まんす	魚の事
久兵衛	まい日所を定めて薬をいろゝの事ゆうてうる
ながし	わからぬ事をいふて薬賣尤かどを歩行し病人を見てだまして薬を賣る
もさながし	だまして守をうる
ぶりうち	さ ー し
みせし	し

ころび	往來にすわるくすり賣
げ ー つ	すいのうち
ほんむまい	だます商賣の事
だるま	はをらぬ事
ぐ ー る	を ー び
まんたら	手ぬぐい
よ ー ほ	ふるしき
げそした	はき物
すぎまい	めしをくふ
むかうづけ	ひ ー ら
むらさき	しようゆ
どうじ坊	い ー ふ
ほたん	さ ー かな
孫兵衛	む ー ち
外 ー の 事 (註訛言片言は訂正したり)	ち ー ぼ

第十一節 遊 戯

舊來一般に行はれたるものをあぐれば左の如し。但現今は、新競技に壓倒されたるもの少からず。
兒童遊戯 タコアゲ、ネンガラ、ブチゴマ、ムサシ、カルタ、ハゴイタ、鬼合、牛ノ子取り、角力
マ、ココ。(飯事)

青年遊戯 玉石、棒押、角力、三味線、うでたをし、まくら引、テマリツキ、
大人遊戯 碁、將棋、めをひ(合同飯食)

黒坂地方に陣屋時代の名残として倒扇興、双六(古風のもの)等行はる。

第十二節 富 籤

農村にも次第に投機的氣分より浸入せる有様を窺ふ資として富籤に關する説話を掲ぐ。

天保十四年生清水與市實話要領

當籤といふことがあつて、投機心を刺激したものだ。幕末の頃、出雲大社で年一回宛舉行された。開催に先^{クヨセ}て句寄といつて富駒を集める人、即募集人が駒を持つて来る。其駒は木製で、五分角長さ一寸のものであつた。應募するものは其駒と合かんに隨意の文句を記入する。其の文句は、吉夢をかき、又は左の如き俚語を記す。大山のそねの一本松風吹いても當りはづさぬ合かんには、割判がしてあつて、これを所持して居るのだ。應募者は一駒に付き十二匁位醜出する。
當籤舉行の時は、六角形の駒入箱に全部を入れ、駒突といつて、十二歳以下の子供が箱を振つた後、一つ宛突き上げる。乙札(最後の當り籤)はいつも壹千兩以上である。乙札に當籤せるものは、黙々として騒がず。當籤祝を免れやうとするのである。

本郡に於ては根雨權現社頭にて舉行せることあり其當時の廣告左の如し。

辰八月廿日初曾於根雨宿舉行

(宇田文書)

産物入札

揚札貳百五拾枚

此餘過札は金割揚札數共尾道振合相用可申候

初	札	金百	兩	一	枚
前	花 節	金七	兩ツツ	七十九	枚
前	花 節	金拾	兩ツツ	拾	枚
前	花 節	金拾	兩ツツ	八	枚
前	花 節	金拾	兩ツツ	一	枚
中	花 節	金貳	百拾兩	一	枚
中	花 節	金八	兩ツツ	八十	枚
中	花 節	金拾	貳兩ツツ	十	枚
中	花 節	金拾	六兩ツツ	八	枚
後	花 節	金百	兩	一	枚
後	花 節	金拾	兩ツツ	三十九	枚
後	花 節	金拾	五兩ツツ	五	枚
後	花 節	金貳	拾兩ツツ	四	枚
乙	脇	金五	百兩	一	枚
乙	脇	金千	兩	一	枚

右掲札品物之儀者御望之産物相渡し可申候尤品物不辨理之御方江者金入金、銀入銀ヲ以□□仕舞即刻相渡し可申候

晴雨不拘 伯 根雨

會 定 日 入札場所 富國講

日 延 ナ シ 州 溝 口

富 籤

(日野郡野史)

元禄五年五月十日、町觸に富籤を禁せらるゝを見れば、此時既に行はれしを知らる(野史) 當郡の話柄として今に残れる笑話あり。「昨日の貧を忘するゝほどの杵築の富籤取なむと樂み居りしに何も當らず。札錢捨て、貧を重ねると夫が歎けば、妻も目をナリ、いふやう、貧のつらさにお前はかくして三枚入れしに何も當らずお上の御法度の無理なきを悟れりと」

一、天保二年四月送葬及墓碑の制を定め庶民死者に名づくるに際號及び居士を以てし其葬儀を壯にし十僧以上を請し、墓碑の高四尺に踰るを禁せらる。

寺社奉行所日記

(日野郡野史)

一、因府年寶曆二年五月「富籤興行御免に相成」の記事あり。これによりて見れば、これより前夙く富籤の弊を認めて禁止したるものゝ如し。

一、吉岡家文書に「安永元年十一月大山領は丸山村に於て富札執行の節鳥取藩内の者は罷出ざる様欄敷御觸あり」といふ記事あり。これによりて見れば寶曆二年免許以來、更に復禁したりと見ゆそも、又博奕も餘程盛なりしものゝ如し。この富籤は村々に富籤の札を賣りに來るものあり。それを買ひし者は富籤權利を生ず。富籤は出雲大社にて行ふ。因幡にては許されざりしが、幕末再び許さることとなり、根雨外二箇所にて行ひたることあり。方法は集りたる金にて籤を行ひ、運能きものは多額の金を得ることゝせり。札には口合の句を書きて差出せるがその故を知らず。籤は箱に入れたるを選ばれたる子供に矢もて突きて引上しめたりといふ。

又鞋引とて鞋を持ちより籤によりて鞋をとり合ふ風習を有することもありき。

日光村木村喜祖次の話

富籤は大山にては公開せられ、場所は下夕豆腐原の下たの道の下にして今山林となり居る所に小屋を掛け、富籤奉行監督の下に行はれたり、其の方法は出雲大社に於けるものと異なることなく、場の内外は鉢屋にて嚴重に警戒されて混雑なき様取締が出来て居た、また大山寺領内の坊領、丸山、大津原等にて臨時に富籤をなせしことあるも其の際には富籤奉行は監督せざりし、維新前に於ける大山寺の富籤奉行は木村牧太なりと。

第十一章
史
傳

第十一章 史 傳

第一節 總 叙

地方の啓發指導は、地方の先覺者に俟つもの頗る多し。たゞひ直接にその地方の開發に關係せせるものも、間接には、その地方人心に機微の影響を與ふるものにして、これら先覺名士の傳記は、地方史上の光彩たると同時に史實の充實に、缺くべからざるものなり。本篇收むるところ、士人學者農工商孝子義僕節婦より角力道の達人に至るまで、苟も地方に傑出せるものを採録せり。その人物に大小輕重もあるべく、又此外遺漏せるものもあるべけれども、今奈何ともすべからざるものあり、しばらくこれに止む。由來人格のこと毀譽褒貶。容易に定むべからざるをや。歴史は必しも偉人傑士の占有にあらずして、民衆の活動に俟つもの頗る多きを以て、庶民中の篤行者を傳ふことは、歴史の真相を闡明するに尤も必要にして、且人心教化上更に有益なりとおもへども、事蹟多く湮滅して傳らず。たゞその數者の片影を記するに過ぎざるは固より著者の本意にあらず。終りに相撲人をのせたるは本郡が古來純農村として、力技を好みたる反映にして且將來尙獎勵すべきものに屬するを以て特に採録せるなり。

因に傳毎に文體一定せざるは、原著、碑文、文書あるものは、なるべく原文を損せざるやうつとめられたれば也

第二節 列 傳

長谷部信連

長谷部信連は高倉宮^王以仁の侍大將なり。父を右馬允爲連といふ。左兵衛尉に任せられ、頗る勇名あり。宮の寵任最厚し。源平盛衰記に左の文あり。

(前畧)宮も御涙を流させ給へば、信連も消入るやうに覺ゆれども、心弱くては叶ふまじと思ひ切て、涙をおさへ御別申上げ、もとの御所へ馳せ歸り。御所中を走廻つて見ぐるしきものを取退け、青狩衣の下に、萌黄糸絨の腹巻着て、烏帽子の尻を盆の窪に押し入れ、狩衣の小袂より手を出し、衛府大刀の身をば、心得て作りたりけるを佩き、不敵のものなりければ、只一人中門の内に入り、今や今やと討手の来るを待たりけり。五月十四日(編者曰高倉天皇治承四年なり)。の夜の曙に官人三人向ひたるが、(中畧)速かに御出門と高聲に申しければ、信連立出で、當時は忍びの御門に入らせられ給ふて、此所は御留主なり。此仔細を傳奏せらるべしと申しければ、博士判官(編者曰光長と兼成)こはいかに、此御所ならでは、何れの所に渡らせ給ふぞ、空言ならんと、足輕共亂れ入つてさがし奉れと下知なせば、その言に従ひ下郎共亂れ入つて狼籍大方ならず。信連大に腹を立て(中畧)首にも聞け目にも見よ。宮の侍に長兵衛(編者曰長谷部左兵衛尉の畧ならん)信連と云ふは我事なり、太刀ぬきかざし飛んをかゝる。兼成の下部に金武といふ放免あり。究竟の大力なりしが、大腹巻に左右の小手差し、打ち刀ぬいて向ひ、信連と二三度打合ひしが、金武は首と胴と二つに成つて死してけり。御所中へ亂れ上る兵等五十餘人のたゞ中へ、信連打ち入つて、豎横に働けば、木の葉を風の散すが如く、庭へさつとぞ引きにける。長兵衛尉は御所の室内能く知つたるゆゑ彼に追詰め丁と切り、こゝに追詰てはたと切る。唯電の如くなれば、面を向くるもの更になく、三十餘人ぞ討たれにける。信連が太刀は精鐵を以て打せたりければ、石金を破るとも左右なく折れぬべきならねど、餘りに強く打ちし程に、たびたび曲りけるを、押し直し戦ふ程に、結句鏑元より折れにけり。今は自害せんと思ひて腰を搜せども、刀も落ちてなかりければ、力及ばず。大床に立つて、宮の侍長兵衛尉信連こゝにあり。太刀も刀も折失せて、勝負の道に力なし。我と思はん者は、寄り合ふて信連を討捕り、勳功の賞に預かれやと、高聲に云ひけれども手並は先に見つ。大刀刀なしと云ふは、敵を謀る虚言ならん。左右なく寄りつき過すなとて、只遠矢射立てたるぞにが、主は誰ともしらず、

信連の左の股を射たり。信連其矢を抜いて捨てたれども、鎌止まつて股にあり。足打ちかがめて柱に當て、ねぢぬきて思ひけるは、斯てたゞ大死せんより、敵に組ついて死なんものと、そろそろ小門の脇へ出で、信連これにありといへば、寄手の者ども、聲に恐れて、さつと引く。金武は斯様の剛の者となかふに打刀にては叶はずとて、小長刀を葦短かに取直し、寄合ひて刺さんとしけるを、信連持ちたる物なければ、手を廣げて飛んでかかるを、長刀にて又右の股をさゝれ遂にここに處られぬ。

(中略)かようなる剛の者を忽ちに戮せんは不慈なり。信連體のものを御所中にも召仕はせ給ひぬと人々申し合ひければ、宗盛も實にもとや覺しけん。死罪を宥めて暫時左の獄に入れられけり。平家滅亡の後、京都に居住せずして、伯耆國へ落下り、金持邊に經廻しけるを、鎌倉殿聞き給ひて、當國の守護職に仰せつけられ、文治二年の頃、關東へ召し下されて、剛者の種繼がせんと、由利小藤太が後家に嫁せて召仕はれり。

長谷部家譜(門脇重綾著)の一節に曰

(前畧)本郡金持に配せらる。(編者曰盛衰記に伯耆國へ落下りとあるに異り)時に治承四年九月なり。信連の長子太郎實信、郎黨矢田貝加茂岡田等と共に父を逐ふて金持に來る。信連金持村に居ること三年にして、根雨村延曆寺を建つ。壽永中金持を轉じて下榎村に移る。郎黨安井、津和田、渡里、相原、小河内、志津等また逐ふて爰に來り住す。(安井渡里相原小河内等の地名今尙本郡に存す)文治二年四月、鎌倉右幕下頼朝卿、信連の舊功を録して、安藝國檢非違使所に補し、所領能登國珠洲郡大屋の庄を賜ふ。(大屋庄或は鈴庄ともいへり)信連金持及下榎に居ること前後七年にして、當國を去り、任處安藝に轉じて、また鎌倉に至り、(中畧)後建保六年十月二十六日食邑大屋ノ庄河原田に終る。(民謠記民談記の二書に信連下榎村に終り長樂寺に葬るといへるは妄誕なり)子孫今加賀の老臣長氏これなり。

(沿革及寺院部長樂寺及舊家部長谷家參照)

金持景藤

名和氏記事(伯耆國の國學者門脇重綾著)に、「二十三日(編者曰元弘三年五月)車駕船上山を發し、山陰

を東へ行幸成る。御前には頭大夫行房、勘解由次官光守二人、衣冠にて、供奉し奉り、伯耆守長年、御劍を取て御右に候し、金持景藤錦旗を指て、御左に候す。村上彦太郎義高以下、一族風釐を守護して云々(註義高以下伯耆卷による。金持大和守の名参考太平記による。又俊守とも見ゆ)とあり。

大日本史料六編の一に金持大和守あり。特に金持をカナヂとよめり。

大平記船上山の段に、金持黨三百人あり。これぞ我日野郡、今の根雨町なる金持(カモチ)の豪族金持景藤が麾下なる。名和長年公と相並んで供奉し奉りしを見ても、如何に御信任の厚かりしかを窺ふに足らん。惜むべし其終るところを知らず。されども大平記によれば、金ヶ崎の段にも金持黨の参加奮戦せるものあれば、思ふに新田氏に屬して、北國に下り、ここにて戦死したるものならんか。

今金持部落に、四十曲の嶮坂を扼して、大要害小要害といふ城趾あり。その麓に塚あり。大寶塔なり。塚の頂なる大榎は周圍凡三圍、古色蒼然たり蓋し金持黨に關するものならん。

註根雨梅林系圖に大和守とあるは景藤のことなりと。同家はこれによつて士族に列せらる。

日野義行

日野郡の中央、黒坂城趾(黒坂要害)は、南朝の忠臣日野義行の居城趾なり。名和氏紀事乾卷に、「同じく船上山へ馳せ参りけり。此時一族日野三郎義行、子息又三郎義泰等十餘人馳せ参す。(伯耆卷に)」(中略)「追手の城戸には日野三郎義行同又三郎義泰云々」坤卷に「日野長門權守義行(伯耆卷等に)日野三郎とす。其子又三郎義泰其弟五郎兵衛尉義重其子三河權守義頼云々」とあり。以て一族勤王の狀を見るべし。

關一政

姓は桓武平氏内大臣小松重盛の二男新三位中將資盛より出づ。延文五年仁木氏謀叛の時四郎(一政の祖)父子功あり。勳功の賞を受く。故を以て子孫當國(伊勢國)に繁衍す。關、神戸、嶺三家に別れ、關は龜山に、神戸は河曲郡に、嶺は鈴鹿郡に居す。織田信長の爲めに神戸氏先づ亡され、關盛信も信長に背きしを以て領地を奪はる。天正十年信長四國征伐の時、盛信を許し、本城龜山を賜ひ、信孝に附屬せしむ。其子右兵衛佐一政、蒲生秀賢の婿となる。後ち豊臣秀吉に仕へ、蒲生氏に屬す。天正十八年蒲生氏會津に封せらるゝや、關氏從つて徙り、白河城四萬八千石を領し、從五位下長門守となる。慶長三年氏郷の男秀行下野宇都宮に移さるゝや、關氏は信濃飯山城に封せらる。秀吉の薨後徳川家康に仕ふ。依て美濃土岐の地を領す。五年關ヶ原の役功あり。累代の本領龜山城三萬石に封せらる。十五年七月伯耆國黒坂城五萬石に移封、大阪の役敵首を切る三十餘數、寛永二年十月一政卒し、嗣なきを以て、所領收公せられ、關氏亡ぶ。後一族兵部少輔氏盛に五千石を賜ひ、一政の祀を祭らしむ。

註沿革部「黒坂開元記」傳説部、日野郡人久不住事「書名等參照を要す。黒坂轉封年月日等異説あれども今考ふべからず。

福田筑後(第四代)

因藩家老福田家は、所領三千石にして、本郡黒坂宿に治す。俗に地頭様といひ、爲人温雅善良、文武に通じ治績多し。(政治部參照)

(表)故騎將兼黒坂縣大夫福田久武君之碑

碑 銘

府君姓源氏福田諱久武小字虎之助後字孫之亟襲封稱兵部後號筑後世伯州黒坂縣大夫也 按家牒其

先出 水尾帝而桃園之簪纓變孫王之武辨之後自鎮將滿仲之弟滿政而門葉蔓衍支分派離綿々遙冒到左衛門尉景通始氏福田其曾孫牛之介久次初執贊大和亞相公後筮仕豐臣太閤殿下任卒將慶長五年仕輝政公擢騎將扈從播陽自號和泉是府君之曾祖父也

光仲公就封因伯二州之後寬永九年祖內膳久重始領伯州黑坂爲縣大夫兵部久隆襲封嘗聘池田加賀之女子生十數人伯仲叔氏並先卒季氏則府君也寬永二十年壬未十二月望日誕因府之館遂 爲家副其天資溫雅慈良節儉好□□己愛人從因憲如履水齊家道如從□□山野徜徉之日未曾脫其禮服放其言笑少壯而好學景慕□哲□□仁義居常恐其行之式違凡有□□求游者別招呼聽其講說敬接□□嘗使人楷書一大誠字扁之嚙□經十數載書復懸之壁上其志之所養有素也可知其子三男二女伯叔夙卒長女嫁騎將安養寺氏既而□□次女嫁騎將三浦氏享保元年丙申壽七十有四嬰病醫禱萬計不能得其驗往再到八月望日泊然而逝焉易簀之際猶嚴訓諄々猶歟終天之誰訴何生平不好齷齪氏之教故略黻其事迹(歟)之以銘曰

府□□也

將業不荒

尊崇儒術

欣慕賢良

身守儉素

事處精詳

交人敬信

教子義方

橋梓道絕

蓼莪情長

黑坂山上

白雲淒涼(編者曰碑字所々磨滅有不可讀解所)

福田丹波(第八代)

因藩家老中、四代筑後及丹波の實墓は、黒坂宿山手山麓にあり。特に遺言して遺骸を鳥取より領地黒

坂に運ばしめたるものにて、當時の行列圖、今猶松尾家に存し、其德望を思はしむ。資性質直勤儉治績多し。遺韻尙人口に膾炙す。

(表)、因藩福田久寧君之墓

(左)、法號大巖院殿明譽峻德義翁居士

(裏)、君諱久寧通稱丹波爲伯之黒坂都主祿三千五百石其先久次世有城之葛野郡越畑初在豐臣大和大納言麾下後豐臣閣下有故辭歸越畑當時諸雄爭求爪牙國清公聞久次之英烈 有爲先鋒騎將魁賜四千二百石爵祿如在豐公時關原之役公有勳勞受封于播久次從焉又以次公子爲錦葉賜備前久次屬焉元和己未告老致仕子久重續分七百石於弟右馬介後播因易封復備因易封久重從移于因爲伯之黒坂都主屬邑十八以充折衝之任以備境場之變嘗班爵秩之儀慮門地閤閱或紛紜久重請列卿次班於是乎今猶感忠斷云至君八世班爵如故君質直勤儉服色有爲常而不用精不惰不驕人稱其恭遜文政元戊寅秋八月十日疾歿反葬于黒坂之碑記其概爾

因藩

野崎雍

謹誌

豪圓僧正(日野郡野史)

慶長五年十二月中村一忠氏は、伯耆の國主として、十七萬五千石を領し、米子港山の城に入城あり。其老臣、横田内膳村詮國務を執る。入國の始め國政の第一着手に、領内の土地を丈量し、又大山の世領は寄進せらるゝも、未だ土地の御米印狀を與へられざれば、豪圓僧正は大に之を苦慮せられ、寺領安堵の事を、徳川幕府に懇請中、中村侯は、丈量地に三千石の地を大山寺に殘し、八郷八ヶ村及大倉

未鎌福永の地を自分の領土に編入せられしと云ふ。此時豪圓僧正は中村氏と種々の争論に及ぶも動かざれば、一方御朱印の懇願に力を盡し、深く中村侯を恨み、臨終の際、遺言して、米子城俯瞰の地、呼瀧山に自身の石像を建て、我靈魂中村の末路を見るべしと、慶長十六年六月五日遷化せらる。實に中村氏は頓死、嗣子なき故國除せられ斷絶す。前記豪圓僧正石像建設の地を、其後豪圓山と云へり。
(大山雜考と伯耆の大山及國史)

緒方長藏 (世享)

本緒形家九代の主にして、好學の人、太里正として治績あり。救恤最も努む。その墓碑銘は更に能くその功績をあらはせり。且かの有名なる幕府の儒官安積良齊の作るころなれば、原文のまゝを掲ぐ。

(表)、義達院智實日稱居士

(裏)、緒形翁既歿之十七年、孤子正令昆弟、自伯州寄狀請余表其墓弗可辭也。狀梅翁諱享字子德、緒形其氏通稱長藏、伯州日野郡黑坂人。考諱政久通稱四郎兵衛、妣足羽氏、以安永八年五月七日生、寛政九年嗣家、十二年因州侯賜謁、許稱姓氏佩雙刀、爲大莊官上班、天保二年六月七日以疾卒、年五十有三、葬正法寺、配備中吹屋大塚宗甫之女、有三男三女、長元太郎天、次正令、次政房、正令別成家故以政房爲嗣、長女適支族緒形正方、次天、次適山脇正直、次幼、緒形氏一郷之著姓也、以豪富聞于近州、而翁好學有暇則匡座一室、據几繙書、閱聖賢道德之懿、古今治亂成敗之迹忻忻如也。傍喜散樂、聊以盪滌襟懷耳、天性仁厚、見民之貧窶者必加賑給、遇歉歲必捐金

穀救之、所全活者、不可勝數、民皆敬愛之、以爲碩人長德云、嗚呼世之以豪富稱者、率皆自封植、雖積金至斗、不肯捐錙銖以救民、惟翁能賑貧恤窮、汲乎如極焚溺、未嘗有絲髮擊吝意則其平素行誼之美必多焯焯可傳者、而狀甚質略、莫知其詳、故所叙、僅止於此、可惜也、然賢於世之粉飾虛美、以誇人者遠矣。故余弗辭而叙、其略使勒焉

弘化四年丁未夏五月

東 奧 安 積 信 撰
今 津 山 内 晋 書
孝 子 政 房
政 令 建

緒形正胤

本郡文化の中心にして素封家たる緒形家の出にして、公事鞅掌の傍ら文筆を樂み、漢學の造詣深く丹青の妙を極む。氏の墓碑はかの有名なる大儒溪百年の作る所。これを和譯して、文意を損することを惜み、原文のまゝに寫すこと、せり。

(表)、籓水先生墓

(裏)、先生姓緒形氏、名政胤、字叔衛、其家近籓水、故取以爲号、按家譜慶長中自京都來住于伯之黑坂、又一号曰判家、書判印券多收在庫内、蓋當時天下擾亂、列國分争、各割據于一方、權變詐謀、相共不信、而獨取信於緒形氏、其見信於人也、又猶如楚季將軍之事云、後逮元和年内、統一吾公室、併領因伯二州、命緒氏爲里正、畜産布幣頗多、畜積奕世不貶其名、先生公事鞅掌之暇、

數有功於農政、其爲質也、材敏敦篤、故雖其所能頗多、然卷懷不欲示之於人、丁巳致仕之後、唯其丹青之樂、恒以遣閑散之興而已、今茲乙亥季冬罹病而卒、享年七十五齡、人之聞之者知與不識、偕皆莫弗嘆惜者、胄子政親嗣續舊貫事載在於墓誌中、此日卜兆葬之于正法寺中時文化十二年乙亥十二月十九日銘云

皎皎兮簾水月 月明兮影流

僚僚兮簾水人 人去兮名留

清光與遺美 永年爲匹儔

大阪人 溪百年識

段塚六郎左衛門父子

君、諱は恭雄、字は子啓、段塚氏なり。六郎左衛門と稱す。雀鳴と號し、又岩下と號す。伯州日野郡生山郷の人にして、土着の士たり。世々鳥取侯に仕ふ。明和壬辰の年、君其先考に繼で郡吏となる。三君に歷任す。職を奉ずる私無く、頗る功勞あり。寛政巳の年、侯特に褒賞を加へ、士次一等を進め、封内土着の首に居く。人皆以て榮と爲す。實に文化丁卯の年致仕して子保矩に傳ふ。此年九月三日家に病歿す。享年六十一、平栗なる先塋の側に葬る。君人となり潔白廉直、惡を憎むこと讐の如く、面折隱す所無し。國字を以て一書を著はし、其郡人に諭し勸善甚勤む。性讀書を好むと雖も、雜駁浮文の學を屏け、晋唐の風を好む。又好で蘭竹を畫くも、亦適意にして、工を欲せず此其大略を狀し、諸を碑陰に勒すと云ふ。(全反院文倫義章居士墓碑、原漢文)

平安 中村弘毅 撰

武元 質 書

孝子 保矩 建

編者曰一書は民家小年七福神利生傳のこと、社會教育部に載す。又子五助の功績は諸負擔及廉役部に讓る。

伊藤 宜堂

先生名は俊藏雅言又宜堂と號す。寛政四年七月、伯耆國日野郡江尾宿に呱呱の聲を擧げ、明治七年二月十七日、郷里に歿す。年八十三。先生幼にして穎達、十四歳出で、米子荒尾家に仕へ、十七歳京都正親町三條家に仕ふ。二十二歳志を立て、江戸に出で、大儒朝川善庵の門に入り刻苦十四年間學成りて郷國に錦を飾りしが、當時藩風武を主とせしかば、遂に知遇をもとめて、出雲鹽谷に有隣塾を建て、子弟を教育す。雲伯を始め、全國の學徒笈を負ふもの數百、勢藩校を凌ぎ、薰化四方に及ぶ。晩年因藩の明君慶徳公の聘に應じ、溝口に郷校を建て、諄々として倦まず。先生學徳年と共に高く、其間集り來れる大儒墨客踵を接し、常に天下知名の學者と交遊せり。其の學主とする所は易學にして、其義理に於ては天下第一の稱あり。河田剛と共に天下の双壁とせらる。著す所の易學包蒙は先生畢生の心血を注ぎたる所、其卷數實に五十卷、先人未發の所少からず。蓋し易學の權威なり。河田之に序して稱揚措かず。其約解の序文に於て大儒齊藤拙堂先生は口を極めて激賞せり。以て其眞價を知るに足らん。宜堂の學界に對する貢獻亦大ならずや。人となり人格崇高、風采堂々、門弟小孔子を以て呼ぶ。



江尾藤宜東祥寺墓地
伊藤宜堂夫人墓



伊藤藤宜堂著
周易包蒙(二部羽藏)

其の鹽冶を去るや、門弟愛別、遺髮塚を作りて自ら慰めたりと。碑は巨利神門寺内にあり。傍に故東宮待講三島中州撰するところの碑文あり。又書畫に巧にして、殊に其巖竹は墨痕淋漓たり詩文集あり誦すべし

宜堂先生略傳補遺逸事抄

先生の家系は鳥取藩考、米子の荒尾家に仕へた武家で、百五十石を食んでゐたが、五世の祖、歸農して江尾に住まふことゝなつた。先生の生れた家は家號を姫路屋といつて家柄格式は兩替場として、米子家中へ年頭に出る例であつた。先生の父は名を淨欣といつて、兄を理左衛門といつた。姫路屋は酒屋であつたが、代々酒を飲まず、體格の偉大なること、眉の長かつたことは、伊藤家の特色

であつた。(後略)

先生の詩に

雨餘庭樹擲柔梢

節物改觀新暮朝

自咲少壯投錘手

親開小圃植顏瓢

といふのがある。(略)又曾て淨教上人に與ふる詩にも

「曾是雨田持鋤手。

即今斗米折腰身」

とあるところから、小年時代に農事にもたづさはられたものと推することが出来る。先生の少年期までの師匠は、江尾大字久連なる徳岡の光秀閑と云ふ人であつたらしい。(中畧)傳ふところによれば、日野川をこえて渡舟によつて通つた先生は、一度聞けば忍ち記憶するといふ風で、數年間の仕事を、一年ならずして習つて仕舞つたので、師も舌を巻いて驚いたといふことである。

(前畧)「先生體軀偉大、身の丈五尺五寸位、二重願で、唇はどちらかといへば、厚い方で、稍紫色を帯びてゐた。薄い痘痕があつたが、目立たぬほどで、頭はきんかで髪はうすく、長いつけ鬚をして居られ、艶々しい端正な顔で、齒は一生涯一枚もおちず、立派に揃つてゐた。身體は頗る側全で、いつも悠々となるから、遠方から見ても直ぐ先生だとわかつた。」とは高弟勝部翁の直話で現右の門弟方の話と一致する。江尾東祥寺住職古川江山帥の直話によれば(中畧)「山田方谷先生の容貌は威餘りあつて温足らず、宜堂先生は溫和の内に冒すことの出来ぬ威嚴が備つて居た」と。

江尾に歸老せられてからの先生は、清臈鶴の如く、眞白い總髻が胸まで垂れて、白衣をまとうて、金銀を纏めた金の杖を室内にも用ひて居られたさうな。(畧)先生の遺蹟中墓碑面の文字は「雅言院宜堂居士」「馨林院蘭英大姉」となべて書いてある。高さ僅かに二尺五寸、尺角の小さいものである。(編者日暮は東祥寺なる先生祖先の墓場にある。)

先生遺品中尤も先生の趣味を語るものは、落款の印形である。これは最後の養子伊藤雄哉の親戚矢田貝廣平の藏にかゝるものが十五顆、大江本家に藏せるもの一顆、何れも雅趣の多いものである。先生の奥様は、武州河越竹内立二女里婦といふ方で、蘭英と號して

みた。女史は絶世の美人で、才色双絶の方であつたと傳へられてゐる。死なれた時は四十二で、東祥寺に葬つたことは、位牌によつて明かされた。先生には子がなかつたので、最初志士金本摩齊を養子とせられたが、後遂に離縁となつた。これについては、大儒廣瀬淡窓翁が、幹旋の勞をとつた史料ものこつてゐる。(中畧)六回もかへて見たが先生の衣鉢をつぐ人を得ることが出来なかつた。これのみは先生一生の精神上の苦悶、察しやるさへ涙がこぼれる。先生は非常な勉強家と、今鹽谷の神職の秦氏の家に、有隣塾の障子がのこつてゐる。障子の水板のところ紙である。これは先生が、夕方日の暮れるまで本を讀むために考案されたものであるといふ。老後本を手にしてゐない先生を見るのが出来ない位で、先生が姫路屋で逝かれた時、養子唯哉が、川舟で運んだ藏書が數十箱もあつたといふことであるが、今は一冊も見あたらず。當時の學界で、宜堂の易經、方谷の書經、東涯の詩經といつて喧傳せられたといふのも無理はない。先生が膝をくづしたのを見た事がないといふほど謹嚴であつたが、一面又頗る活達で、角力は大の好物で、數里を遠しとせずして、行つたといふことである。老年になつても散歩を廢しなかつたのも、先生の性格が窺はれる。先生は餅が大好で、年中毎日食つてゐた位で、餅の詩を作つて居られる。

「正月家々門松立。

四方八方年頭急。

雜煮六膳少宛減。

昨朝十一今朝十」

又

「歷來七十四年事。

正識八仙非我志。

自滿大食老益壯。

雜煮十一又十二。」

先生が如何に健康であり、謹直の裏に洒脱なところがあつたといふことも能くわかる(畧)先生の交遊した重なる人は、朝川善庵、保岡孚廣、瀨旭莊、同淡莊、廣瀨林谷、島田元且、菊地五山、河野鏡兜、篠崎小竹、後藤松蔭、中島棕蔭、川田剛、齊藤拙堂、藤木鏡石等の人々であつた。(畧)先生は書に畫に興味の人であつたが、詩の外に和歌も詠まれた。毎年正月詩を作つて、版木にして小箋に捺して配つたもので、又必ず一筆の寶珠をかけたものである。先生八十才より木壽翁、木一、木二、木三と號した。先生の終焉は、日の海に入る如く靜かで、所謂病なくして溘焉として行かれた。明治七年二月十七日の未明、端座したまま、噫嘆しき賢人の死。ああ

美しきかな賢人の死。(略)先生を始めてあらはしたのは、鹽谷の醫師で、大徳聖家と碑にのこつてゐる錦織周泉翁と、坂田百年といふ奉行であつた。われらの苦心と贊助諸賢の好意とが、幸に先生の靈をなぐさめ、これら先人の満足をかひ、はた聊かでも後世を益することを得れば、幸この上はない。

(編者曰、内藤岩雄著大儒宜堂小傳による)。

先生の傳記を飾るべき美談は、翁が溝口郷校にあり、明治二年、因藩主池田慶徳公封内御巡見の際、特に御下馬御立寄あり、謁見をたまひしことにして、當時異數とする所なり。因に先生を藩に推薦し、本郡に郷校を開かしむるに與つて力ありしは二部宿足羽家に於て、先生亦これを徳とし、常に足羽家に往復滞留せりといふ。

池田長右衛門父子

池田長右衛門は、幼名を秀太郎といふ。久四郎の長男にして、享保五年、今の山上村大字茶屋の内、字大内谷に生る。成長して農業に勵み、大に家を興す。五男四女あり。安永七年十一月、矢原潤谷兩村に跨り、狩屋原と稱し、開了せば一村とも成るべき大開墾地を代銀貳貫六百匁を以て、會見郡米子杣町、現銀屋七右衛門より買得し、(確證あり)直に開墾の爲め、該地内に假住居を造り、一家族之れに移住し、それより専ら開墾に従事せり。然るに事業未だ完からざるに長右衛門難病に罹り、長男長八に、開墾を了へ一村を開くべき旨を、委曲遺言して、寛政六年十二月九日、七十五歳を以て逝く。長八は幼名を清太郎といひ、後、改名して順三右衛門と稱し、又長八と改む。母は池田房吉の女、明和四年阿太上村(今大宮村の内、日野六郷の一)に生る。先代の業を繼ぎ、殊に開墾事業は父の遺言により、開了して一村を造り、亡父の靈に報いんと、日夜、粉骨碎身、全力を此開墾に盡し、終に文政の初年に及び漸く完成を告げ、草高五十三石九斗餘にして、物成十二石餘を納むるに至り、傍ら備

中備後往還を此地に通じ、公衆の便を開き、民家十餘軒を建つ。文化十四年、一村として狩屋原村と稱す。父子開墾に苦心すること前後四十年、堅忍不拔、眞に歎稱に値す。此地本村を距ること一里許、當時荆棘無人の境にして、豺狼の徘徊せるをも意とせず、自費を以て開拓し、一村を開き、道路を鑿通し、民家を増殖せるは、萬世の公益たるの故を以て、藩主公、其功を賞し、本村券狀に明記し、本米三石、外に夫々糠米、繩代米二斗七升二合、永世下賜せらる(證書あり)其身、年寄役を申付けられ、文政四年に至り、庄屋役に累進す。同年七月金二兩二歩、正銀三百目を、藩主侯に献納す。弘化四年二月二十九日、農家の心得を子孫に遺訓し、八十一歳の高齡を以て終る。

因に次代中庄屋となる。

日野郡狩屋原村 長 八

右者安永年中親長右衛門諸共同郡阿太上村ヨリ潤谷村傍示狩屋原ト申所ニ罷出新田開立追々竈相増候ニ付先達テ別村に被仰付年々出精致し當年迄御高五拾五石餘物成拾貳石餘上納致し右長八當七拾八歳ニ罷成存命中格別之御評議被遺候様大庄屋ヨリ申立右等一村開發致御高物成致上納候儀ニ付右納之内三石下札入ニシテ被遺候事

日野郡狩屋原村定遺土免之事

- 内畑高三石六斗四升八合
- 一開高六拾四石八斗貳升三合
- 物成拾貳石九斗六升五合
- 内三石印潤谷元傍示ノ内長八出精開立
- 一村致開基候ニ付被遺
- 一付被遺
- 殘物成九石九斗六升五合

御藏入免貳つ

外ニ夫口糠藁繩代米有之
右免相定遺上者庄屋年寄小百姓出作迄寄合田畑無甲乙令割賦來ル十一月申無滯急度可皆濟若し死失絶人於有之者殘爲百姓辨御年貢可納所もの也

野田 幸之進

書判

嘉永三年戊申八月

庄屋年寄小百姓中

古都源八久富

古都家は日野郡下石見村の舊家にして、もと尼子の家臣なりといふ。代々源八の名を紹ぐ。偉人源八



古都源八像 常福寺華貴内藏



下石見古都家前門

は三代目源八にして久富と稱す。少壯時のことを詳にせず。左に擧ぐる二大事跡は源八の爲人と風事

を知るに足らん。享保十八年、因伯兩國の百姓、事に依りて徒黨を組み強訴す。當時、久富は大庄屋役中なりき。逆徒一統(日野、汗入、會見の三郡)は汗入郡坪上山に群集し、因幡國逆徒と共に因州藩廳へ押入らんとす。其暴狀恰も蜂巢を荒立てたる如くにて、手々に竹槍を携へ、千代川を境して、鳥取と行徳とに對陣し、百姓一揆と徒士と相戦ふ様物凄きこといふばかりなく、千代川は百姓等を以て人關を作れりとぞ。此時、古都源八久富、馬に跨り鞭を揚げ群る亂民を押開き、因伯兩國農長として、惡戦苦闘、難關を排して登廳し、上願の趣旨を陳するや、願意直に御聞濟となり、亂民忽ち鎮定し、事平らぐを得たり。功によつて、池田侯より五十人扶持を賜ひ、永々苗字、帶刀を免さる。其時久富上願しけるは、五十人扶持の内、四十人扶持をさきて、永々、下石見村御加損米として下賜せられんことを。藩、其特志を嘉し之を許す。(因伯民亂大平記所載)

因に坪上山に古都源八塚と稱するものあり。當時百姓等此を徳とし、建設したるものなりと。又古都家所藏品中、池田侯御紋付上下壺領、長劔一振、中啓一本、御紋所木杯等ありしも、明治十三年下石見村字市場、大火の際、類焼に罹りて焼失せりと。

これより先享保十五年榎長樂寺を再建せしは伯耆民諺記の語る所也ついで元文元年日野郡多里村常福寺境内に郡内素封家を語ひ自先づ銀十五貫を投じ經藏を建立し、一切經を納め、國家安泰、武運長久、祖先菩提のため、佛菩薩の尊像を安置し、之が修覆料として、玄米二百石を鳥取藩に預け、年々利息下渡を受け居りしが、明治五年、元米返戻となりぬ。その外山林一ヶ所を附し、永代の計をなせるが如き、又以てその人となりを知るに足らん。現に經藏内に古都源八の木像安置せられ、中寶山貫華藏大願主貫華院一統玄通居士俗名古都源八久富なる位牌及木像嚴存せり。その如何に信仰の人



墓の八源都古見石下

なりしかをも窺ふべく、寶鏡寺宮殿下御眞筆貫華藏の三字をあらはせる金箔入木地額面は、今尙ほ當時に於ける威風を語るもの、如し。偉人源八は元文二年八月十一日行年四十九歳を以て歿せりと。

因に古都家は前記の如く代々源八と稱し、鳥取藩詰となり或は米子に倉吉に、所々御用勤仰付けられ、大庄屋たること數代神社佛閣の大願主たること度々、十五代源八は長州征伐に従軍したることあり。下石見なる屋敷及墳墓の宏大なるを見ても、當時の盛況想ふべし。

臺翁和尚

臺翁和尚は、多里村常福寺十世の住職なり。其先及俗姓を知らず。寶曆十三年未十二月晦日逝けり。和尚は非凡の天稟を有し、加ふるに、刻苦修養を以て悟道に入り、其教化多かりしと。同寺境内なる貫華藏には、佛書一切經を藏せり。これは同和尚が、元文年間古都源八始め郡内富豪の喜捨によりて建立せしものにて、(寺院傳記沿革等参照)額面の書(貫華藏)は後西院天皇の皇女寶鏡寺宮の御眞筆なるものなり。其他菊桐御紋付の本、及御紋付御幕御提燈御下賜の沙汰を蒙れり。以て同寺の隆盛と、和尚の人格とを窺ふに足らん。和尚書畫を善くし、殊に畫竹に秀でたり。晩年、多里宿蓮華臺に庵を建て、隱居し、後又去つて西京白河に退隱し、屢堂上又は墨客に接し、風雅に懷を寄せたりとぞ。有

名なる多里十景の和歌は、和尚の雷に應じて、當時の御歌所なる武者小路實岳朝臣の詠みたるものにて、前記古都源八外關係深き人々に頒ちたりと。これまた和尚の趣味を知るに足る材料なりとす。左に台翁の事蹟を證する文書の中、宮家堂上家に關するもの、及び和尚の書道中重要なるものを掲ぐ。

寶山十景和歌十首

色紙十枚

右小將實岳朝臣御自詠御染筆也

爲後証記之訖

武者小路殿家司山田伊織正朝花押

寶曆三年西五月

常福寺隱居 藥翁和尚

常 福 寺藏

寶山十景和歌願主

(實岳郷色紙拜受者)

若宮 燭花 下石見 古都 源八

和田 早苗 漆之原 段塚 幸左衛門

萩原 遊鹿 萩原 西村 定八

松本 時雨 塚原 中村 喜兵衛

多里 市人 多里 増原 市右衛門

表書御染筆之色紙者與願主十人永々令爲家珍者也爲後鑑記之

寶曆四年戊春三月前寶山蒞華臺臺翁

龜尾 翠松 生山 段塚 彌右衛門

長澤 水螢 法道寺 伊田 喜三郎

蓮臺 皎月 多里 秦祖 右衛門

簀川 千鳥 黒坂 緒形 市兵衛

寶山 曉鐘 多里 鈴木 春朴

常 福 寺藏

寶山十景和歌

備中葦守津川氏從容齋治年

若宮 櫻花

龜尾 翠松

あひにあひて神の御階の初さくらこころの春も若へつゝ見む

ふかみとり松物ふりてみつのしまも□□さまほしき龜乃尾の山

和田 早苗

御代にあひて畔をゆつるも此時と和田の補女かうたふ一ふし

長澤 水螢

涼しきよ水の螢のとびかふも夜を長澤の秋ちかき空

萩原 遊鹿

物思ひなきにもあらじ眞萩原たはるゝ鹿も此頃の秋

蓮臺 皓月

月も世のにこりにしまぬ心もて蓮のうてなやすみよかるらん

松本 時雨

遠近につれなき色も見えしとやしくれて暮るゝ松本のさと

簀川 千鳥

跡とむる簀川の昔とひてまし波の千鳥もかけてしのふや

多里 市人

にぎはひを守る市姫いちひとの心に多里の名を残すらん

寶山曉鐘

梧つむ山のあらしにをときえて、なほ袖ぬるゝ曉のかね
臺翁大徳花頂峯の麓白河のなかれ近く移住し給ふけるを水無月の比ものよりもうてきけるついでかの禪窓をとふけふ一とせ此水上
北白川の庵にて人々歌なとよみ待りしむかしを思ひて

惟 勝

又こゝに向ふも涼し白川や、同じながれの宿をたづねて

覺

以愚老衣鉢之餘資買求置候和田寺ヶ畑一ヶ所貴殿方御兩家江永代ニ相渡置申候間愚老没後結縁此地利米ヲ以テ道心者ヲヨセ毎歲於
蓮花臺四十八夜念佛相勤サセ可給候右畑ノ地利米ハカリニテハ四十八夜ノ入用不足ニ可有之候得共其間ニハ志ノ施主モ出來申スモ
ノニ候間御兩家ヨリ御世話被成候ハバ相勤可申存候若又常福寺住持人丁簡ニヨリ於蓮華臺入念佛相勤サセ申事不相成ト申節モ候ハ
ゞイツレノ所ニテ成トモ念佛興行サヘ相成候得ハ能事ニ候間右地利米ヲ以テ何方ニテ成トモ相勤サセ可給候尤以御兩家御世話ノ事
ニ候得共現當二世安樂ノ興行子孫繁榮町在無難之祈ニモ相成事ニ候間念佛願主トナラセラレ末々迄相續相勤リ候様ニ頼致候依之右
寺ヶ畑御兩家ニ永代相渡置候也

寶曆五年亥三月

蓮華臺翁

念佛願主多里宿 增原市右衛門殿

同 萩原村西村定八殿

町在自他家諸旦那中

御禮致齋披候如仰寒氣強御座候處當御地兩宮御機嫌克被爲成候遠路之處被何御機嫌殊ニ御菓子料被献候則遂披露候處入御念旨申御
氣色之沙汰ニ候其御許御賢安之由珍重ノ事ニ御座候且又拙儀被尋忝存候近年ノ中御上京可被成由其節々得貴意候也

十二月二十六日

黑崎越後守

尙々拙之儀官位被仰出相改候 當御地御用示候ハゞ少モ無心置被仰付候以上

常福寺

松田大學方ヘノ芳札令披閱候 兩宮御方倍御機嫌能被爲成候 爲何御機嫌御紙面ヲ以御菓子代金貳百正被献候御氣色之御事ニ候猶

後々期芳謝候恐々謹言

十月十日

黑崎大炊義 □

常福寺御房

追啓御菓子代一封指越被入御念儀存候以上

編者曰、臺翁像は、常福寺貫華藏寫真中、向つて右の僧形なり。

三輪甚兵衛

寶曆九年日野郡野田(今の日野村)に生る。諱重年、俳號蟻州、安永七年黒坂に移住手代役を命せられ、天明七年取立庄屋に轉務、文化十四年黒坂宿大目代を命せられ、職にあること前後五十一年、文政十一年十二月五日、年七十歳にして、在職中逝去。光明寺に葬る夙に水利墾田に力を盡す。其事歴左の如し。

寛政十二年四月着手、日野郡洲河崎井手新築、井手三百間、甚兵衛井手と稱す。

開拓田 八段貳畝貳拾五歩

享和三年二月着手、日野郡三榮村地内、字惠下原、新溜池三箇所 (村尾、糠庄、法道寺にかゝるもの)

開拓田反別 壹町九段貳畝九歩五厘

享和三年八月着手、日野郡下黒坂村地内、字根妻井手。

開拓畑田成段別 壹町貳反四畝拾五歩五厘

文化元年九月着手、會見郡尾高村地内

開拓田段別 九段八畝貳拾步

文化十年九月着手、日野郡津地野田舟場三ヶ村用水路

水 路 長二千五百五十三間 畑田成 四町四步

文化十四年五月着手、日野郡本郷村漆原にかゝる用水路

水 路 長七百十二間 畑田成 段別三町七畝十一步

文政二年十月着手、日野郡黒坂宿、小河内村井手

水 路 長二千八百七十九間 畑田成 段別八町八段五畝二十五步五厘

其他文化年間、小河内井手の餘水を引き、黒坂宿伊勢宮小路南部畑地を變じて良田四町餘を得たり。途中鞍卸の難所あり。大岩石を鑿通す井手全長四百八十間

(日野郡野史)

其功績の顯著なるは喋々するを俟たず。福田家より毎年五石の下来ありしが、明治十三年、嶋根縣より、孫要三郎に對し、金貳百三十八圓十二錢二厘、開拓手當の支給あり。在職中、賞を受くるもの再三に及び、子巾左衛門、孫要三郎等、代々父祖の餘慶に浴し、明治十九年五月、鳥取縣知事より金五拾圓及賞狀を受く。開墾關係村、黒坂宿外十一ヶ村。水路延長七千三百五十五間、水田六十九町、自ら役を督し、且つ家資を費す殆ど一萬圓、年を経ること二十二ヶ年、其功勞思ふべき也(宇田清隆稿に據る)

三輪氏の功績

(日野郡野史)

黒坂三輪要三郎の祖父甚兵衛氏功績偉大に付文化十四年二月左之通鳥取藩より御沙汰あり

日野郡黒坂村取立庄屋甚兵衛と申者同郡野田船場兩村の内畑田成先達而相願井手筋普請自分作舞に致し貳拾石餘の出物成出来井御手懸井手堰共々御普請少に相成其上手代役以來當年迄四十一年精出相働候に村重き儀に候得共格別に御評議を以て右出物成之内八石追而御下札替之節下札入にして被遺候

三輪氏の成功

(日野郡野史)

黒坂宿三輪要三郎の祖父甚兵衛氏用水路開墾成功に付文政五年三月左の通り地頭福田家より御沙汰あり

三輪 甚兵衛

先達而小河内新井手堀次井手出来之處用水丈夫に相懸り御自分地田成出来永々之御爲筋全其方功者故に候且又御普請御入用銀出精相願候趣等達御開候處御機嫌思召候依之容易に難被爲成儀に候得共格別之御評議を以て毎年米五石宛差紙を以て被遺候旨被仰出候因に蟻州の藏せる俳句集あれども、果して本人のものなるか、今知るによしなし。可惜。

木下萬作久隆

日野郡阿毘縁村の人。寛政四年を以て大木下家に生る。幼時より學を好み、法要山解脱寺の日人上人に就きて學び、定家流の書をよくし、殊に和歌に堪能なり。

年少氣鋭、長ずるに及び、霸氣満々、加之徳望日に加はる。家もど大松田屋といひ、橘姓を稱し、尼子の家臣なりし舊家にして、家業は製鐵を主とし、遠きは四國の土佐、備中の油野、或は西伯郡の金山、近く本郡の井の原、尾郷、谷中、細屋、大菅、朝刈等の諸所に於て、盛に之を營み、大阪の豪商播磨屋仁兵衛と取り引を續けたり。自ら號して鐵山師といへるを以て、其自ら負へるところを知るに足らむ。氏は日野郡霞村生山なる大庄屋段塚家に就き大庄屋見習となり、遂に段塚家の後を承け大庄屋となり、職にあること實に四十二年間、鳥取藩中筆頭の地位を占め、頗勢力あり。嘉永六年、阿毘縁を去つて、備中國元哲多郡油野村に移り住み、當時、御種人參の栽培及製造の盛なりし藝州廣島に到りて、其製法及栽培の法を學び、歸りて之を擴めたり。其如何に産業に熱心なりしかを窺ふべし。晩年朱子學の泰斗、山田方谷先生と交り、修養に力め讀書を樂めり。又日蓮宗を信すること頗る篤く、法華經八卷を手寫し、朝夕之を讀誦せり。慶應三年三月十四日、行年七十六歳を以て油野村に永

眠せり。遺骨は郷里阿毘縁村に葬る、改名を省猷院泰山久隆日庸居士といふ。萬作の歌集を風流集玉鉄山子遺稿といふ。木下久隆著并書、科水堂なる大冊あり。千餘首の歌、何れも雄渾にして、誦すべし。翁が一々丁寧なる評點を施せるによりて、その苦心のあとを見るべく、殊に詠史の多きは翁の面目を語るものといふべく、古今集各部の秀歌を本歌としてよめるもの多きは、以て翁が如何に歌調の洗練につとめたるかを窺ふに足る。(本書は本郡史編纂事業終了間に、西伯郡春日村に移り住める孫木下翠雨より提出せられたるものに屬す。(編者は割愛するに忍びず文學部にも重複をさけながら、歌集の一部を採録すること、せり。)阿堵物爭奪の競争場に此閑日月ある、眞に欽仰に値す。その筆蹟頗る自由にして、精悍の氣宇あふるゝを見る。こゝには翁の生活にふれたるもの及び翁の風格を知るに足るもの數首をあぐること、せり。

立春日 高てらす日はうらくとうら安のくにの名しるき春は來にけり

なにはへのぼりけるときはりまや賀親が前裁の牡丹の花見にまかりて

むめさくらちりての後のふかみくさとみをかさねし花のいろかな

目をわづらひて春の行衛をさへ知らざりければ

こもりみて目に見ぬ花を人つてのみまにのみきく春のさびしき

雨 中 柳 ものうけに小雨そほふる春の日ははりの柳うちたれてのみ

蟬 くすの木の手枝をゆすりてなく蟬の聲はいかなるちからなるらむ

舟 中 月 高せさすきをのしづくに袖ぬれて月にかたしくよどの河をさ

萩 秋雨にあらしひかねていとほきはむすひみとけみほころひにけり

深山月 おく山にこもりてひとりみる月はよをはなれたるひかりなりけり
吉備國三室戸山の紅葉を見てよめる

老後虫 庭もせにこゝら鳴なるむしのねを老のまくらにあつめてぞきく

翫 月 老となるものとはいへどもさもあらばあれこよひの月をめでざらめやは

田 家 小山田のそとにわかこふ猪垣のなはしめなほす秋はきにけり

旅 中 霧 いつくにかやどりきためんおほつかな家路も見えぬ霧の夕ぐれ

いかなる時にか うもれ井のかけさへ見えなりにけりいつあらはれて人のくむらん

しら雪よわがすむ宿はよきてふれさらでだにさへうづもるゝ身ぞ

おなじとき年内立春

としのうちになどてか春は來るらん花さかぬ身にものおもへとか

公にみつきもの奉りし時大みきたまはりければ

かけまくもかしこき御代の時にあひてけふそいたよくとよの大御酒

鐵山のうた(編者曰、翁の生命を托する所)

たたらもて吹出す山のまかねこそうこかぬ御代の寶なるらめ

浪花にて家をもとめけるとき賀親がもとへ遣しけるうた

おしてのやなにはのここのよしあしは君にまかせてすむべかりけり

同じとき住吉にて酒たふべける時

すみよしと人はいへどもわれはたゝひなの手ぶりのことをしぞおもふ

なにはよりかへりけるとき皆人おくりければ

なにとなくかなしくもあるか月花におなじころの友のわかれば
なにはの堂島といふところに家のおぼくのおぼくをうしなひければ賀親がもとへよみて遣はしける

さりとてなほ津の國のながらへてなにはのあしの一ふしもがな
かへし(賀親) とふことはあしの八重ふきつづの國のこやとも君をまたぬ日ぞなき

なにはなる身をつくしても津の國のこやてふ君にあはざらめやは
またの春 われはこれむそぢをこえていけるかひなくなかれぬ春ぞたちける

安政元年四月ころにもあらぬことにて吉備の國へ行けるとき

ふるさとをいまはのなみだ先たちであとにひかるゝ身をいかにせん
いかにしてこの世は經なん老が身のおきところさへなくゝそ行く

備中國三室戸山閑居(編者曰、同吟十四首閨々の情溢る)

月をのみひとりみ山のおくにゐてしのぶべしとはおもひきやわれ

楓の露松のしつくをいのちにてかゝるうき身のきえずもあるかな

はてもなくかきりも知らぬよの中をたゝわれのみとあもひけるかな

(編者曰、詩人涙多し。あはれ。)

思ふことありて まこともてうつすみなわのひとすじをころほそしと何おもひけん

後 醒 醐 船上の大山おろしふきたてゝふたゝび御代にかへす君かな

頼 政 ぬへ鳥とあやめの花を雲井よりひとつ矢先に射をとしにけり

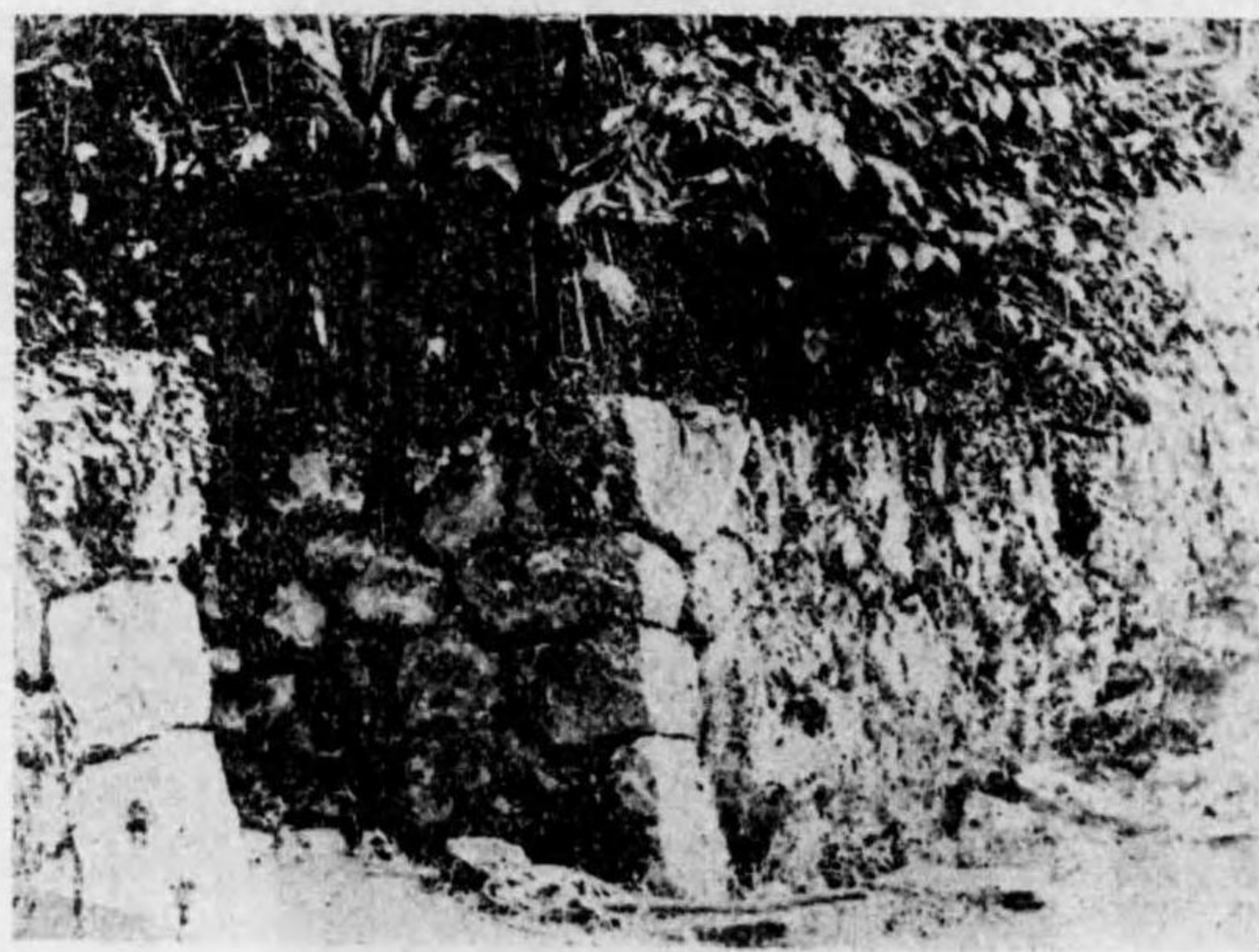
編者曰、筆蹟寫真文學部にあり。

富田織部

志士富田織部は、日野郡旭村大字父原の出身にして、文化十二年、呱呱の聲を擧ぐ。(一橋清一郎老の直話による)。父は後藤伊平次といひ、氣慨に富み、地方に勢力あり。(勤王烈士傳に後藤千秋が子とあ



富田織部の郷里父原



富田織部舊宅眞角屋の石垣

り。母は西伯郡常清の醫師村田家の娘なり。(後藤の屋號眞角屋)織部通稱を光藏、又、一郎といひ、後基建と稱し、坦堂と號す。その何故に富田姓を冒し、織部と名乗りたるを知らず。幼にして穎悟、最も畫に長ず。覺山と號し、十三歳にして、産土神に繪馬を奉掛し、十六歳にして部

落の囑により、極彩色の三寶荒神像を書けり。(當時の文書あり。文政十三年寅正月發起當屋講人別帳に、御掛物繪具代紙代ひようぐ代共三百匁なりし旨記せり。これによりて十六歳なることを推定し、更に十三童繪馬の年號と引合せたるに、前記實話の正確なるを知り得たり。因に右講は今日迄繼續連



富田織部三十童之繪馬



富田織部三寶荒神繪
父原部落保存

綿荒神牛をも共有せり。覺山といふ號のみにて、何人の作なるかも知られず、郷里にては、織部のことも忘れられてありしが、内藤岩雄調査せしより、その由來を知り、全くす、け果てたる軸物を表装し

て、益尊信すること、なれり。以て其尋常兒にあらざりしを知るべし。間もなく、西伯郡上道村儒醫景山家の學僕となり。給仕の傍ら勉強したるもの、如く、伯耆誌の著者にして藩枝教授たりし景山龍藏は實に、後に至りて、織部を三條家に推舉したるなり。かくて織部は三條家の臣となり(文久二年勅使東下道中雜記には御目付江戸にて御用人とあり)嘉永六年以來、三條實萬の左右に在て樞機に參與し、實美公の師として格勤奉仕せり。景山龍藏が三條家に入出し、朝廷と因幡の折衝に當り、志士間に重きをなせるより推して、亦以てその推舉に遇へる織部の爲人を窺ふに足らん。(勤王烈士傳に「幼より讀書を好み、後江戸に遊學すること數年、學業大に進む。資性慷慨氣節を尙ぶ。夙に勤王の大義を唱へ、常に皇權回復を圖るを以て己が任とす」とあり)安政大獄將におこらんとして、老中上京するや、織部内に入ては其主を輔佐し、外に出で、は諸有志と應接す。その夏實萬の命を啣みて江戸に潜行し、土佐越前、宇和島三藩主と事を謀る。其死を決して東行せしこと、江戸大奥に入りて土佐侯に對面し、堂々委曲開陳の模様、及將軍の側近く上壇に進み御機嫌伺したる進退の次第、將又將軍家の厚遇を受けたる様子等東行雜記に委し。幕府大獄を起すや、織部捕はれて、押込に處せられ、やうやく赦に遇ひて京に還るや、實萬既に薨す。因て實美に仕へ益々國事に執掌し、文久二年勅使に従ひ、再び江戸に下る。(道中雜記)元治甲子の年再び幕府の嫌疑を蒙り、再獄に繋がれしが、翌年赦免せらる。實美の太宰府に在るや、織部本邸に留守し、密に聲息を通じ、謀計する所ありしが、明治維新の時に方り、病に罹りて歿せり。(其死歿年月日今明かならず。三條家にも問合せ居れども確答を得ず。子孫は今東京にありと聞くのみ)。

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らせ給ふ。

因に織部成功の後一度歸郷せることあり。威風堂々たるものなりしと。潔癖性の跡おふではその時京に隨伴せり。第丈右衛門は多里に縁付、次第孫四郎は醫を業とし、父と共に尾高にあり、後に米子に移住せるか。(市橋清一郎老直話) 尙ほ織部の詩歌に秀でしこと前述せしが、その歌數首後出。

本傳については、先づ旭學校長青戸武治氏の實地踏査を煩し、一面維新史々料編纂官、樹下快淳氏に依囑者、次に掲ぐる貴重なる史料の公開を乞ひ、漸く、その面影を忍び得る迄となれり。次に掲ぐる史料は即ち其一部に過ぎず。郷土史のほこりなると同時に、日本史の珍寶なれば、敢て讀者の精讀を乞ひ 併せて特に樹下氏の好意を謝す。著者は、更に研究の歩を進むべし。

維新史々料編纂局所藏

安政五戊午夏

富田織部東行雜記

○安政五戊午年四月廿二日

松平土佐守様江御内々御使被仰付丹羽豊前守被達御請申上候事

○廿三日より支度御暇被下候也

○廿四日

○廿五日被召明日出立之所一兩日爲見合候様被仰出候事中森清兵衛供ニ召連候様申付承知也尤日數四十日ト見定給金一兩可遣モシ日増ニ相成候ハ、少々心付可申答ナリ

○廿六日晴爲門出 吉田春日社へ參詣巖寺若狹守同伴

○廿七日雨御手許より爲支度料金千匹被下之金十七兩二步道中且逗留中爲用途御渡何レモ丹羽豊前

守被達候事

今夕被召御盃被下後 御裏殿江被召御簾中様并 信受院様御盃被下御内々御二方様より土佐守様

江御傳言之事被仰付候事終退出今日森寺へ御暇ニ罷出候事

○廿八日雨降辰刻清兵衛父子來同刻出勤御内用廉々奉伺候テ 御直書及被爲進物等磯田ヨリ請取荷物兩掛一荷供中森清兵衛已刻出立倅幸太郎寺町御靈辻子迄見立清兵衛倅附添鳥目少々遣シ手遊物調可申様申付置候也今日午後雨霽大津ニテ晝飯矢橋迄舟渡順風梅木是齊ニテ和中散少々用意日既黄昏ニ至其邊螢多事晴夜之星ノ如ク且其光無双一入旅情ヲ慰タリ 酉半刻比石部宿某屋ニ止宿

○廿九日○廿七八日雨ニ付横田川支居候處今朝明通行都合至極よろしく候なり今夕勢州龜山宿泊リ此月小也

○五月朔日晴今夕桑名泊リ

○二日晴七里渡海汐干ニ付沖中ヲ行十里渡となるよし舟子共申居候今夕池鯉鮒驛止宿

○三日晴今夕吉田驛止宿今日例幣使行合

○四日晴新居驛本陣飯田武兵衛ニ而中食いたし酒肴出ス御關所前都合よく世話吳候也今切渡海一里今夕濱松驛止宿

○五日晴有風天龍川朝渡リ日坂驛邊より小雨小夜中山より大雨大井川先日川支漸明候迄之所ニ而九十四文川也 但一人渡ちん此上水少々ニ而も増候ハ、止リ川と申居候黄昏ニ及て渡る今夕島田驛止宿

○六日霽未刻此鞠子驛邊より雨安倍川九十四文川今朝より清兵衛少々腹合よからず府中より車ニのりて行今夕江尻驛ニ止宿夜中其雨

○七日霽一里餘行興津川支午後ニ至て明又富士川支依而蒲原驛ニ止宿今日道程僅四里半許

○八日曇天富士川猶不明同宿止リ

○九日晴巳刻川明岩淵齊藤億徳カ右衛門渡場ニ而世話肝煎候而無滯事今夕三島泊り酉刻より小雨

○十日今日巳刻より未刻迄小雨箱根本陣天野平左衛門ニ而晝食酒出ス御關所前都合能取計吳候事今夕小田原止宿

○十一日晴洒勺川渡リ馬入川無滯今夕戸塚止宿なり

○十二日晴今夕毛利川崎止之よし道ニ而行合今夕品川止宿

○十三日晴江戸本所二ツ目南割下水中程ニ而今大路屋敷向なる宇都主水俗通宅迄到着逗留候事

土州御上屋敷江使清兵衛封箱爲持遣ス書狀左之通

以手紙得御意候向暑之節御座候處彌御安全被成御勤珍重奉存候然は今般私義前内府様より

土佐守様江極御内々御使被仰付去四月二十八日京地出足道中二日川支到著仕候極々忍之義ニ付

當家御家來旅館本所南割下水通中程今大路屋敷向ニ而宇都貞造と申醫師之内ニ滯留罷在候尤此

度私義御内々御差向之義ハ則去月廿四日京出之御飛脚便ニ被仰進置候義ニ付 大守様ニハ兼而

御承知も可被爲在と奉存候猶亦此度御直書持參仕候間先般御手前御内々御使被勤候御手順ニ而

宜敷御引合可被下御頼申入度候就而は明日ニも其御宅迄推參可仕哉亦よき御勘考も可有御座哉

何れニも急々御指圖可被下奉頼候右得貴意度早々如此御座候以上

五月十三日

富田 織部

大脇興之進様

上封箱ニ入付札ニ而爲持遣スなり

夕方使同伴ニ而大脇興之進目付役岡崎喜久馬同道忍ニ而來宇都門外ニ而面會夫より休所江案内通

ス互ニ御上御機嫌伺了御使之趣大意申述候而後對話亥刻ニ至大略左之通

原書此間紙半片截斷(註秘書ノ故カ)

大脇興之進問

夫々返答之事不記

叡慮御眞實之事

青蓮院宮之事

堂上方總御氣合之事

東坊城殿之事

京都其後之御模様如何事

尾州之事

岡崎喜久馬問

内侍所御拜之事

夫々返答不記

關白殿之事

大閣殿之事

西城之事此節之一第事と云々

一橋殿人望

互ニ問答之廉々

紀伊殿——水野土佐守事

松平伊賀守殿事

井伊掃部頭殿事

堀田備中守殿事

河路左衛門尉事

岩瀬肥後守事

林大學頭事

本能寺ニ而御應對御模樣之事

土州——

越前——

伊達——

(縦線意義深キモノアリ)

(墨使ハ米使ニシテ同列ニ加ヘズ)

墨使ハルリス事

右夫々問答了引合明後十五日巳刻迄ニ御上屋敷通用門江袴著流一僕ニ而麻上下繼上下用意ニ而參門番所江ハ今夜大脇申付置候間其時御簾中様より之御用向參候由届候ハ、門番案内候筈也

其御場所ニおゐて出會大脇興之進歟御用人小南五郎右衛門伊駒猪之助兩人之中歟出會引合之筈也

但大脇義は先達出足上京參殿夫より歸國之御暇ニ相成居候處へ四月廿四日之御直書到著之上此

度私御差向之事ニ付出足見合日々相待居候得共是迄延著ニ付御急之御事等被爲在候間來十五日

彌出足被仰付其覺悟之よしなり併御使著候上ハ一兩日延引被仰付候も難計若左候ハ、大脇自然

出會歟も難計之由也

十四日晴

十五日晴辰半刻出門羽織袴袴兵衛供紋付帷子麻上下肩衣等爲持

土州上屋敷通用門江名札出シ御簾中様より御用向ニ而參由申入御門番案内御立關より御使者之

間江通る茶たはこ盆出る無程御用人小南五郎右衛門出會挨拶了手繼相談候今日ハ三日ニ付土佐守様御登城之由やかて御退出先正君様御對面夫より土佐守様御對面之由也

内話去ル五日アメリカ使下田江退已後ハ下田ニ而應對之由也

西城之事故比迄御延引歟之由一昨十三日比右様相成候歟之事

其外色々

一其後澁谷安平出又某々兩三人出何れも挨拶のミ密事ハ決而語不申此度ハ御縁邊御用ニ付罷下候就

而は御簾中様より御傳言御用ニ而罷出候よしヲ申也

一午刻過案内御奥江通ス御茶高足平たはこ盆老女靜岡出會挨拶互ニ御機嫌相伺了

一老女并御附案内御座敷拜見了退只今正君様御逢之由案内名札相渡休息之間ニ而下座案内相進

正君様御對面御附披露了君様御茵を御出被成御近ク被爲召仍而御上壇へ進御所様御始御方々様御

機嫌御伺被成了御所様御始御方々様御傳言申上了復座夫より御ばなし今日御對面御待兼之由半時

計色々御はなし申上候なり次ニ御洒被下よし被仰付休息之間江退御料理被下先御洒被下老女始

御女中御小姓迄御もてなし

老女 靜岡 濱澤ハ 此節腫物ニ而大病のよし靜岡よりのはなし

女 中 袖野 おくら 也此人ハ君様京都より御召連の女中なり

御小姓殿様付 松千代 給仕 君様付しらへ九才

此間席上之圖アリ略之

先御酒多分頂戴了未刻過案内土佐守様御對面大奥也御人はらひ御所様御始御機嫌御伺御所様御始よりの御口上申上了御密事御尋之廉々

一先般堀田上京中大切之事噂ニハ傳議御亭江東使を被招堀田も本能寺へ傳議衆を相招候よし云々全體不届之事ニ而ハ無之哉云々

一叡慮之御全體ハ乍恐御すはり云々

一青門様御性質如何(註青蓮院宮)

一都而堂上方御氣合如何

一先般蜂起之事如何

一東坊城殿之事

右御尋夫々實を以御返答申上候併兼而此度之御内々之御使ニ而申上候事共公邊へ御差支も可有御座候間必御他言不被下様可申上被仰付候由數申上御承知也

御はなし

一西城之事

一伊井堀田伊賀殿等之事

一川路事表裏 一橋へ有心 上へ内々

一御所様御役中被仰立被置候千兩之事此中出來之よし年々堂上方江

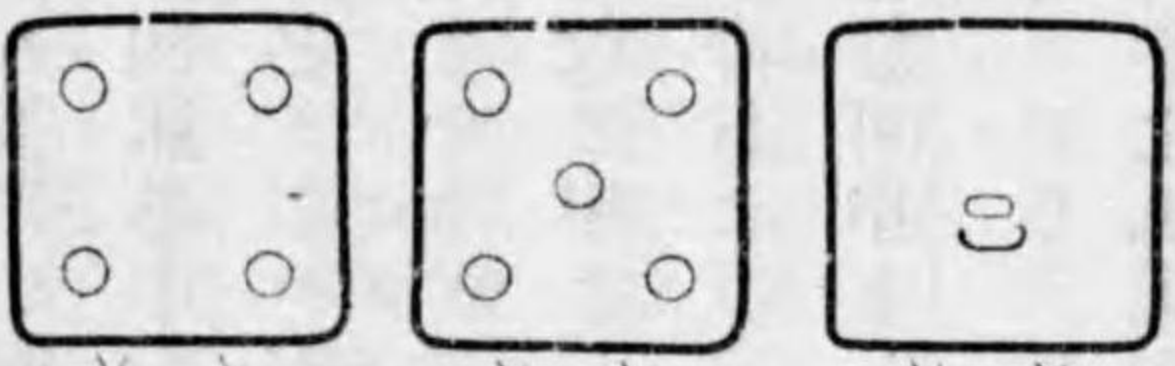
一御警衛向之事ハ評議中之よし

一衆議之事も最中之よし替中ニテ

一橋御爲方也 紀水士大奸

右御はなし奉伺候而退休息間猶明後十七日午後可罷出候様被仰付候仍而其手繼致置候なり御料理御膳被下

老女靜岡挨拶 表便 袖野配膳女中給事



頂戴了退出申刻小雨

傘二本拜借

一君様より御交着御籠逗留中爲御尋被下之併あつさ之節故御したゝめ被仰付御重ニ入供之者へ御渡候御菓子一包相添なり宇都へ持歸り相ひらき候事

一退出御附兩人御敷臺へ送懸小南五郎右衛門宅江立寄著替羽織著なかし衣服夫々同家へあつけ置なり五郎右衛門敷臺迄被送家來二人下迄下り平伏御足輕一人其間相待居先立案内なり此後罷出候時ハ不目立候様ニ彼の小南五郎右衛門宅迄可參由御門番所へ届可申事也

使者の間休息中小南五郎右衛門咄

一先達岩瀬歸府之よしハルリス承リ大ニ立腹其譯ハ此節岩瀬のミ歸府の筈無之甚不審千萬鬼ても難相調事なる歟といきどほり居候所へ歸府之由申聞候ハ、早速逢度よしにて岩瀬出會色々日延之事被申述候所何故と申よし仍而兎角京師も人心居合不申ニ付衆議被盡候上ならてハ御決答難被遊御次第云々然は今日より日數十日可相待鬼ても天下人心居合候上と申事ハ不相成若十日相過候ハ、是迄之談判仕替可申よし申出併是ハ鬼ても江戸より京都迄相はこひ候間も三四十日相かゝり可申云々

一其内彼通辨官巷之風説を聞付京都ニ而堀田切腹候よし也とハルリスへ申聞候所ハルリス大ニ長歎息いたし是ハ鬼ても成就不相成殘念至極也と大ニ打しほれ居候所へ堀田侯歸府之よし申聞候へハハルリス甚悦不斜夫より堀田侯段々理解申聞不勝ノニ下田迄立歸候由也軍艦等近海へ差向候事ハ無之筈已後應接下田奉行ニ而相濟筈也御決答秋迄相待居筈也云々

退出亥刻

歸館子刻也

大脇興之進義ハ今日
出足東海道夫より京都へ罷出歸國之由也

十六日晴宇都より借寫ス左之通り

午四月廿五日、依御達松平大膳太夫様上杉彈正大弼様被成御登城候所於營中下田奉行井上筑後守殿口演之趣被相渡候御書付寫一通

昨廿四日備中守宅へ使節呼寄追々及談判候條約之趣方今直ニ難取計次第ハ兼而茂申聞置候通兎角人心折合兼候儀等於京師も深被惱

叡慮候趣等委細及説得候處右様之儀は萬國一體之振合史書ニも及見候儀無之双方談判濟之上差止候儀は萬國決而無之筈江戸政府ニ而調印出來不致候は權有之方江差出談判可致ケ様之儀西洋各國江相響候ハ、向後外國との條約等之儀ニ付而は必江戸江不罷出直ニ京都へ可罷出左様之儀ニ而は此後江戸政府ニおゐて種々の御難を生し候儀は見貫罷在候備中守より及沙汰候趣ニ而は此儀いと申際限も無之候間何れニも期限差定御決答受度旨申聞候間猶委細之事情ハ一兩日中掛り役々より可申聞候旨申諭候事

○十七日晴未刻御屋敷御用人小南五郎右衛門宅迄罷通繼上下著替待居也暫して御殿より御案内例之御場所江罷出御附出會引合之上奥向江罷通例之通り御茶煙草盆御菓子被下小南五郎右衛門出會老女静岡出會土佐守様御對面前日之通案初見後越前侯江御相談被成候歟

一勅答之趣御尤奉存候併當時之形勢實ニ以不容易次第ニ相成居候若彌今一應之御決答之處御拒被遊候而は云々誠以一應之御決答次第ニ而國家治亂之さかひと云々

一叡慮之旨ニ候得は如何様被仰出候とも拙者始各盡力防戦ハ可致さすれハ一旦之功ハ無ニしもあらざる歟なれとも方今之形勢永世之御安全難計被存候也

尤戰ハ理之曲直ニ依て成敗なる事なれハ愛五六ヶ年已前なれハ鎖國可被遂歎なれども方今和議取結ニ相成居候上ハ交易とても難差拒道理も有之今此方より談判濟之所を相變候而は必曲我ニある之道理萬國を引受力難被及歎此所々恐深大意此所ニ而一橋さへ被立候ハ、假令暫條約御許容ニ相成候而も御國耻受候事ハ決而無之との旨なり

答 云々

◆先達御直書被進其中ニも御認被爲在候いつ迄も膝を屈候所存ニ而は無之との御儀 内府公ニも深感服被思召候太守様御見留之處ハ乍恐何れ之邊ニ爲被在候哉御見通し之所可奉伺様被申付候一是一大事御尤千萬ニ候何れ湊開候も一時之事ニハ無之次第も有之口々漸々年數も其間ある事也左すれハ其中彌之情態相考善なれハ尤よし若實ニ以御國之御不爲と相成義ニ候ハ、其時ハ彼ニ曲を生し可申尤此儀一橋ニあらされハあたはず其中富國強兵之御改革御嚴重可相立さすれハ彼等を防事何之難あらん哉尤其節ニ至候而は此度之歎慮ニ對し天下之士氣不可屈之勢無疑と云々

◆乍恐私に奉伺度義御座候尤御見居之旨御尤奉存候然ル處京師巷之説ニ云々今度假條約之趣ニ而は彼邪教拜禮場所建立等之事有之歎之よしニ付而は彼是取沙汰御座候何れ追々邪教傳染愚民をな取なつけ候様相成候ハ、其節ニ至リ自然彼より今一段之難題申立或ハ不可厭之情を恣ニ横行候而御國體ニ拘リ候様相成とも一旦彼か邪教ニ相傾キ候上ハ日本固有之士氣可相奮事難相成と云々一尤中古邪教御嚴制不容易御手数數其爲嚴刑ニ所さられ候者數十萬人ニ至後漸治候事も諸記ニ見へ候事方今若御弛ニ相成候ハ、永世如何可有之哉と云々

一併右等之儀は公邊ニ而固御取締向御嚴重御所置方も可被爲在候へ其下々ニ而ハ其邊之事ハ承知も不仕候事故兎角居合兼候様子ニ相見候

右邊之處ハ如何之御見込ニ被爲在候哉乍恐私心得迄ニ伺歸度奉存候

一夫ハ尤之次第也其説ハ固關東ニ而も同様ニ有之事也併是等ハ畢竟末義ニ何も只今恐るへき程之義ニハ有之間敷尤大事ハ小事を防禦ニハ候へ共方今差當候一大事ニ引くらへ候ハ、尤小事と存候

且其教法も昔之天主教とハ相違候様子ニ而決而相弘候所存ハ無之様子ニ相聞へ只朝夕彼等之拜所のミ之事也

但シ其邪教を以日本國の民心を取んと欲する様のあさはかなる手段なれば尤恐るゝに足さる事と存候云々

一御所表御平常之御様子且攝家大臣宮方云々御尋御所様御勤方等色々取交御尋

◆營中要路之向御様子色々相伺且諸大名方異同相伺云々了休所へ退

前日之通御料理等被下

申半刻比

越前侯女房體ニ而御入なり

戌刻比

越前侯御對面土佐守様御對座也

老女靜岡案内ニ而御前へ出る御同間江被召御敷居きは迄進兩侯よりは江と被召御同間江相進平伏

越前侯御立御敷居外御次間江御出ニ而被居依而膝退而平伏す越前公侯御口上
 内府様益御機嫌能被爲入珍重御儀扱方今之形勢不容易儀ニ付深被爲惱 叡慮候段何共恐入儀ニ
 御座候就而は内府様ニも一方ならず御心配恐察仕候拙者共徳川家「拙者共徳川家」末葉之身分ニ有
 なから免角行届不申不肖之儀奉恐入候云々御復座又御同間江被召今般ハ其許遠路之處御内々御使
 として下向大義之事也土佐守殿とハ從來格別之知己ニ付毎々御様子も承知仕且先達不顧失敬家來
 橋本左内義内々爲參數度御近罷出御密々之事迄相同殊更北國者言語進退等も定而失敬候半歎と深
 恐入事ニ候

但し其節其許ニハ左内へハ面會如何答云々サ如何様同人江も相尋候ニ承知不致よしなり云々
 扱此度土佐守殿より尋問之廉々其許より委敷答等懇意同志之中故委細承リ大ニ發明候事共儘有之
 誠ニ

今上叡慮徳川家を御世話被遊度思召之程殊ニ此方共其末流ニ有てハ何共恐入難有仕合奉存候事云
 々

御答方今之形勢不容易殊更御家門之御方御配意之程奉恐察候云々了退座
 越前侯より御傳言猶此上云々

國産之鳥子紙少々當奥向へ相廻し置候間歸京之上内府様へ披露頼也云々
 森寺父子江もよろしく頼也と云々

退去休息之間ニ而

御酒被下退出子之刻歸館丑刻比也道雨降大ニ困窮す

退出前小南ヲ以土佐守より今日、越前侯御對面之事内府様如何被思召候哉と深御心配之よし

答京地出足之節時宜ニより候而は外方大名衆御對面も可有之哉と伺居候決御心配御無用云々

○廿日小雨午後御屋敷へ出ル例之通先正君様御傳言且拜領物 御所様 御簾中様御惣容様方へ御
 表御裏老女中迄へ

後

土佐守様御對面御返答御書御渡し

一此上今一應之 御決答之事

一西城之事

一兩殿下近衛様青門様中山様等之御書翰御願御側ニ而御盃拜領御小姓おとり拜見

今夕伊達遠江守様御出御對面 御小語ニ而毎々献上物之儀ニ付段々御手数數恐入云々猶年ニ一ヶ度
 或ハ兩度如何宜敷哉御伺之事

但被進物之事外方御縁家御堂上也被爲在候故必御内々ニ而世間へ不知様御頼之事
 御盃被下返蓋仕候夫より當時形勢之御議論兎而も方今鎖國ニは難相成云々

答

京都ニ而も鎖國との御様子ニも不被爲在歟

然ハ右 勅答ハ如何之御儀哉

答

右は先年已來段々御手順も被爲在且京師人心之事御據御次第歟之事無脱カ
併關東ニ而は都而大變革との御儀なれハ更ニ是迄之御手順ニハ御頓着不被爲在歟なれとも其邊
私共伺得かたく云々

成程御尤之御事段々發明いたし大ニ安心との御事

一勅答銘々共迄再應言上可致との御儀難有旨奉感戴候云々

伊達侯御手自拜領物仕且此後其許へ家來より通達之義いたし度との御事ニ而其名當御書付被下

麻市龍土伊達屋敷

吉見長左衛門

役名若年寄と御認御渡也

土佐守様御上段ニ而御手自拜領物被下且御暇被下併明日今一應罷出様御沙汰也

○廿一日晴巳刻美の部浩菴江出勤懸立寄中飯出る未刻 御屋敷江罷出る小南五郎右衛門内談土佐守
様御對面彌御暇被下

如例御酒御料理被下 亥刻退出也

○廿二日辰刻過御屋敷より右被爲進物夫々且被下物等奥向より目六相添小南五郎右衛門手紙を以持
來目六引合受取

午刻 出立

一被進物

前内府様江 御菓子盆壹箱金千疋

土佐守様より

前内府様江 打雲鳥子紙壹箱金三百疋御肴料

越前様より

前内府様江 伊豫染御手拭十壹箱金

伊達遠江守様より

土佐守様より被下物御手自也

金 千 疋 御繪四枚 御流し御小盃

正君様より被下

金 貳 百 疋

伊達様より被下

金 三 百 疋 布 壹 反

木曾路通行

出立之日より降雨信州追分邊迄凡路程四拾五里之間深泥沒膝霧後如燒照上り路傍並木少く大困候江
州鳥井本宿ニ泊候夕酉天火焰高上り土人云彦根又ハ八幡など唱候翌朝早立高宮宿迄歸る猶同説也其
棒はつれニ而早飛脚ニ出逢猶追々來前日午後より京都出火之由承り大ニ驚候處越知川宿迄歸り候へ

ハ委敷相分京都ニ而は有之候得共六條邊之よし也先ハ少しく安心 翌六日未刻歸京相届段々次第申上尤江戸逗留中土佐守様御始之御問答等ハ盡書取ニ而差上候也

十二日小南五郎右衛門江披露狀始差出ス衣斐市左衛門澁谷安平へ摺換狀出ス御國大脇興之進へ書狀出ス皆御裏様老女梅岡江頼也其外宇都主水江書狀出ス同封ニ美濃部浩菴并飯泉喜内等へ書狀出ス也

後衣斐市左衛門澁谷安平連名

書狀來ル

宇都美濃部飯泉等より夫々書狀來ル

三條兩公勅使東下道中雜記

文久二壬戌年十月十二日ヨリ

勅使御下向雜記

勅使 三條中納言實美卿

副使 姉小路少將朝臣

雜掌 西本近江武市平太額田將監土人ナリ

御用人 柳川左門

諸大夫 森寺大和守

御用人 柳田加賀介

江戸ニテ御側御用人 江戸目付 御側御用人

丹羽筑前介 富田織部

(維新史々料編纂局所藏)

品川ヨリ 御用人 三上正親

御供頭 入谷大藏

加番 前田内繕

御醫師 秋中治郎

百々越前守

渡 新太郎

初田雅之丞

三宅主計

久松喜代馬

島村衛吉

田邊豪太郎

小笠原保馬

藤井米吉

楠瀬六衛

江口主稅

谷口右京

乾 監物

御側

三宅左近

太田司馬

渡邊民部

國枝掃部

戸田雅樂

村井兵部

宮本中務

矢野川龍右衛門

三原兔彌太

柏原禎吉

山本喜三之進

中平保太郎

浪越肇

杉本拙藏

秋月主殿

山岡帶刀

御青士 惣番頭

同

已上三十七人外ニ御側加勢

世古格太郎事又後藤小藤太
ト改龜山ヨリ三島迄御供

守口右近

又遊軍 川島順二郎

松浦八郎事

都合三十九人也

又御近習加勢江戸ニテ

宇津貞造

大塚

毛利長門守殿御直御頼ニテ御雇也

檜崎彌八郎

長藩人
姉小路殿へハ

左久間左平

士分ノ四十二人也

十月十二日晴

一御發輿也 瀧上井筒屋御小休

御見立某々
景山龍造等也 奴茶屋

御泊大津 大塚御本陣

今度宿駕籠籠札入魂被禁候事
當驛ヨリ品川迄達置候也

十三日晴 御休石部

御泊水口鶴飼御本陣

十四日晴 御休坂下

御泊龜山樋口御本陣

十五日晴 御休四日市

此邊ヨリ世古格太郎御出迎夫ヨリ御供後藤小藤太ト改名之事
今夕薩州高崎伊太郎上京途拜謁相願候事
今日石藥師宿ニ而下方不都合之者有之段々吟味ニ及候處吉
衛ト申卯之肋ト申者兩人不埒之由ニ付桑名ニテ拂申付候事

御泊桑名丹羽御本陣

十六日 御渡海天氣

御泊宮 南部御本陣

今夕御朱印拜見之者引令嚴重之事尾張殿使若引合正不敬事
進物臺一重クリ不披露事御用狀出候今夕京都へ御機嫌伺書狀差出候

十七日 御休池鯉鮒

御泊赤坂赤坂本陣

十八日晴 御休荒井飯田御本陣、今切壹里舟渡 御泊濱松杉浦御本陣

十九日晴 天龍川御濟袋井御休

日坂ニテ暮當驛人足甚不都合又御側供一人賄方之入魂相受百文落手之事御中扨從
見付候事尤姉小路殿へ人足不都合ニ付今日俄ニ日坂御止ニ相成候事

御泊金谷河村御本陣

今夕御中扨從兩人島田宿へ越立土州様御泊ニ付引合之事
右ハ明朝尾張殿御出達ニ付戒之事

廿日晴 大井川

土州様今曉丑刻御出門其跡へ藤枝宿御泊之尾張殿着能取締被有之御行達ニハ不相成事萬一御行達不敬之儀モ有之候節ハ聊用
捨無之覺悟之處何事モ無之安心之事御休藤枝阿倍川御濟

御泊府中 望月御本陣

岡部宿人足散亂宿役人逃隠三上正親無據御普
請役モ出會掛合之事まり子宿聊不都合有之

廿一日雨 興津御休蒲原人足不都合有之相濟不申御泊吉原長谷川御本陣

御門前不都合會津早打乘打不知不寢番開付候事依テ引付
今夜會津人荒川良介榮秀次拜謁關東御機嫌様吉左右申上候事夫ヨリ荒川上京榮歸府候ナリ

廿二日晴後大風雨御休原宿

御泊三島世古御本陣

今夕去十九日日坂宿ニテ下方不埒之者彌詮議有之被縛候事十五日桑名ニテ拂申付候下方不埒者茂
御日付憐愍ニ過候由中扨從ヨリ申立ニ付中扨從十二人ヲ内目付ニ被仰付候事今夜大風雨雷鳴ニ付

明日山御越立難被遊由宿役人申立依而御滯座也基建事遠慮被仰付丹羽三上差扣相候處其儀不及御沙汰ニ候事

二十三日晴今日御滯座之事

今日基建遠慮御跡ヨリ
二十四日御休箱根 御供可仕御沙汰之事

御泊小田原清水御本陣

遠慮御免出勤被仰付候事今曉世古格太郎ヲ以御内々思召相何難有御沙汰不堪感涙候事依テ御安心可被思召様申上候也今夜會津野村左兵衛宗像眞太郎早打ニテ來謁之上幕府吉左右萬端御都合之趣申上候事殊世古子事會津侯御引受可被成ヨシニ付世古へ其由文通致候也尤世古事ハ今曉三島驛ヨリ御返シ因州東行ニ可相成様京都ニテ周旋可致様被仰付候事昨夜之風ニ而畑邊大松路傍ニ根ヨリ折有之候此處昨日土州様御通云々

廿五日晴御休大磯

御泊藤澤蒔田御本陣

廿六日晴

今日兩御御小休ニテ姉小路様御出會御談被爲
廿五日晴御休大磯 在候事右ハ夷人橫行之由相聞候故ナリ
御泊藤澤蒔田御本陣 今夜會津柴秀次早打ニテ來拜謁申上吉左右也
尤夷人壹人モ他出不相成由被仰出候ヨシ
廿六日晴 戸塚驛迄徒士頭三騎組六十人引率夷人警固之爲徒幕府被命
御添供被仰付候由ニテ引合候事
御徒士頭諏訪庄右衛門組廿八人戸田武十郎組廿八人藤堂將監組廿八人
右三騎壹人御先騎組三十人御列後又壹騎組三十人夫ヨリ姉小路殿御列後又壹騎也尤藤枝宿ヨリ御惣供ニ相成候事其前壹里計
御先ハ土佐守様御行列惣御跡押ニ土州家老山下總傳タリ

程ヶ谷刈部御本陣

御泊川崎御本陣

御行列昨日之通ナリ尤夷人取締御行届ニ相成一人モ見へ不申萬一出之節ハ聊堪忍不致見付次第切捨
候心得一同勇氣奮起候事處何モ無之安心之次第ニ有之候併一同無本意事哉ト申候事
今夜野村左兵衛御内々早打ニテ來拜謁追々幕府御都合宜敷ヨシ申上候事尤今日午刻迄一橋御論不定
候得共容堂様御議論ニテ幕廷議論御一定之事
今夜亥半刻ヨリ基建品川驛へ御使土佐守様御用役後藤忠治郎高屋友右衛門兩人中へ面會致シ容堂様明日品川迄御出ニ相成候
様御頼被進併御差支被爲在候ハ、達而御頼ハ不被成候旨之事則品川宿へ子刻過着土佐守様御本陣へ御使右之通相勤候而高屋
友右衛門ニ面會御返答云々早速容堂様へ早馬ニテ使者被進候事

廿七日晴品川驛へ御著午前刻也

織部所藏書類抄

(維新史々料編纂局所藏)

今辰半刻頃容堂様御使者御用役坂井與次右衛門來面會云々容堂様今日御登城ニ付
無據品川御出御斷之事其跡ヨリ小南五郎右衛門追而來宿營中ノ御模様等申上候事

一筆啓上仕候向寒之節御坐候處

黃門様益 御機嫌克長途御著府被遊恐悅至極奉存候御次貴家様御清通被成御勤奉恭賀候二僕無事勤居候乍憚御省念可被遣候扱は
且那義 黃門様御周旋ヲ以宿志相達候一統大慶存候此等之義は御序之剋 黃門様江宜御禮被仰上候様伏奉願候將且且那義著之上
は早々老兄へ御對顏萬御禮被申上殊御取合セ之義等被相頼ニ付兼而僕より此邊之義申上置候様と之沙汰ニ御坐候何卒格別に御周
旋被遣候様厚奉願候先は右御願旁御禮申上度如此御座候恐惶々々頓首

十月廿二日

今日ハ發駕之賀亂醉中乱毫文御恕し被下候ハ、難有奉存候併し事不輕書を醉中相認候段何共恐入候次第御一覽後勿々御火中被
遣候様奉頼候

時不可人千萬御自愛奉祈候堀庄二郎扈從仕居候間僕御同様格別之御交義奉希候

乍末今日御訪申上候御留守皆様無恙御興居御安懷可被成候

松浦君江御禮書可早之處今日ハ失敬候何卒老兄より厚御鶴聲奉祈候東都之形勢御密示之程奉仰候包

(包紙上書左ノ如シ)

三條様御内

富田 織 部 様

要用書御直披

別 啓

景山龍造

愈御安康被成御精勤大慶不斜候爾來兎角御無沙汰失本意候御仁恕希候扱兼而茂御頼申置候通當御時勢官邊之御模様何卒御内々爲
御知被下度遠境道路之風説取ノニ而虛實不相分不審之廉不少候東坊殿今程如何之都合ニ候哉承度遠慮申候久々文通も無御座案
シ申居候兎角乍恐 公武御合躰相成兼候哉事好候様ナル流言不少今程何とか御攝家方御一致ニ無御坐様々之取沙汰承リ恐怖仕候
何卒不苦儀は爲御知被下度遠境迄茂乍恐其御所様御高德奉仰候追々は關白ニ茂可被成なと、風説承候乍藤御悅申上候何卒彌御堅

固御忠誠被爲在候様奉祈候時日夜御配慮之御事奉恐察候扱池内之沙汰も承り氣之毒千萬ニ存候最早事故なく相濟候哉承り度當時之懸り合ニ而定而明白仕候半右様之類不少趣ニ承候昨冬は清水成就院とか申事又は身柄之僧とも申事ニ而九州邊吟味御座候由不穩事共ニ御坐候兎角可恐事ニ御座候必々御他言御無用御聞捨ニ希候不苦儀は何事も御内通被成下度御頼申置候先は心事荒々得貴意候御一覽後御火中御他見御無用ニ存候又々九州邊珍事御坐候ハ、可申述先々平糶長崎も西洋船數多時々出入御坐候よしニ候得共最早平常之事ニ相成沙汰も無御坐東國ハ如何と存候何卒此儘ニ而相鎮候様奉祈萬禱候申述度事山々御坐候得共難盡紙筆尙後音萬々可申述候恐々頓首

三月五日

槐 應

織 部 殿

其以來不本意至極絶疎濶ニ 打過候段多罪奉謝候時下梅雨之節ニ御座候處 尊師益御勇剛可被成御坐奉雀躍候然は舊冬無御滞御歸院ニ相成珍重之御義奉存候早速以御弟子衆爲御知被下御叮嚀之御懇書并御菓子等預御惠投不淺忝奉存候折簡幽居差控御返章不仕失敬相究候段御仁恕可被下抑如尊諭實ニ不識之場所柄ニ而御懇意ニ相成不一方蒙御厄介失禮無罪多罪々奉謝候扱其後三月廿一日悉皆落著ニ相成即日出勤仕候此段御降念可被下然上ハ早速參堂萬謝可申上之處彼是取紛因循ニ打過漸頃日登門承候處兼而御尊之御宿願御遂ニ相成先般御下坂被成候由偏ニ御浦山敷御儀ニ奉存候此粗菓乍如何任到來右御怡之驗迄ニ早上仕度候御留被成下候半ハ本懐之至ニ御座候快堂子未幽居ニ御座候得共是亦近日落著歟と申事ニ御座候先月十六日青粟兩子歸宅ニ相成十津兩子も落著ニ而歸候近藤同斷柔内未歸候へ共是亦近々相濟歟之よし承候先々御互ニ虎穴相遊同慶此事ニ御坐候大四郎子御始是亦追々道付可申相樂居候義ニ御坐候併御懸遠ニ相成不能拜眉殘懷之至ニ御座候孰れ其内得寸呶候ハ、拜芝萬謝可申上候先は不取敢如斯御座候勿々頓首再拜

五月二日

垣 堂 (宮田號)

玄 堂 尊 師 (長人粟屋)

一筆啓上仕候殘暑嚴敷御座候處先以貴前様益御勇健被遊御坐奉恭賀候然は其後は打絶御無音申譯無御座候平ニ御高免奉願候將此度幕臣鈴木恒太郎より申仁内々上 京仕候兼而小生懇意ニ御座候間御逢被下候儀相成候ハ、無御服藏御電話願度候聊別條無之候依之添書仕候又別紙相願度條認候毎度多欲ニ而恐入候得共兼而相慕候寸志御深察被下御周旋之程伏而奉希上候申上度事は山々ニ御坐候得共難盡紙上常用而已如此ニ御坐候書餘重便可奉申上候亂筆御安恕可被下候勿々謹言

七月廿二日

飯 田 武 兵 衛

富 織 部 様

尙時下折角御保護可被遊様萬祈候御茶話之砌 森寺老君ハ乍憚宜御風聲奉希候此度は寸楮も不早候再白

別 紙 願

- 一長州江御立退被遊候
- 七 柳 方
- 一中山侍從忠光朝臣
- 一久坂玄瑞義助
- 一頼 三 樹
- 一伴林光平
- 一藤本鐵石
- 一眞木和泉保臣
- 一松本奎堂
- 一鶴飼父子
- 一飯田左馬

右之方々短冊書畫手翰ニ而茂寸楮ニ而宜候間御手筋ニ而は入手ニ可相成與奉存候間奉願上候御周旋可被下候様矣々奉願上候御懇意向ニ而御所持御座候ハ、價を以御讓ニ相成候ハ、何程ニ而も宜候可然御取計奉願上候以上

包紙上書左ノ如シ

轉法輪御殿御内

東海道新居宿

富 田 織 部 様 上

飯 田 武 兵 衛

惣裁ハ有名無實

副 一ハ人望大ニ失ひまことニ氣節ノ立ぬ故也あはれむへし

一ハ才ハあれ共學不足時ニハ人にあさむかる惜へし

輔弼 人望ハあれ共功業ナシ

徳大公 性ハ美シカレ共英毅ニ乏シク故ニはけむへし

近衛鷹司二公 固陋之病醫スヘシ

二和宮ハ粗也山階宮ハ痴也中御万里東園諸公ハ凡庸ナレ共實ハアルナリトルヘシ

壯年ノ公家凡庸計リもナシ少ハ御用ニ達人モアレナレトモ無學ニテ小童ニヒトシ賄賂ノ行ルルハナケカシ

非藏人鐵面皮ニ金ヲ貪ルコトタトヘナシきるヘシ

諸侯ノ獨リハナシ誠ニ役ニタメ者ト云フ此度天下中ニシラレタリ文武ノ道ニ心ヲヨスヘシ

下參與ノ者共多ハ内願ニテ登用故ニ二十ニ八九ハ凡人也其内ニ準一藏兵助ヲハ稍々足用シカレトモ達用ノ才ニヨラス象ニハ不正モ

ノ也八郎二兵衛ハ卑劣極ル左門ノ愚ニ不及コト万々也

幸助益次ハ少ク氣力アリ凡判事ヲハナシ昨夜半ニ癸亥甲子之時の人ニ夢中ニ出逢ヒ各々志之評語ヲ下ハ一々尤ト思ハレ候すニシ

ルシ置りあゝあゝ

王政復古トモ云ハ名はかり實効ハ更ナシまことノ

御幼帝様ニ恐入り奉リ血ノナミタノタルハハカリナリ

三月十五日

朶雲奉拜誦候早速奉 命辰之半刻官代へ參仕可仕之處實ハ心事不得止之情實有之一昨日より内々歎願申出居偏ニ素志御聞濟御免被

仰付候様奉願上居候事ニ御座候依而勿卒官代へ參仕候も甚以心苦敷御座候處御沙汰ヲ蒙リ此儘打過候而も實ニ不安奉存殊ニ恐

入候次第ニ御座候間 御殿へ罷出候而ハいかゝに御座候哉鳥渡先生迄御窺申上候間ほとよく被仰上尙御沙汰も御座候ハ、可然奉願
候勿々頓首拜復

三月盡

右木戸孝充書狀

此度幕府目附渡海之由ニ付而は其末若し東歸を促し或ハ五藩分離を謀り候程茂難計候得共前年長州ニ下向之次第固一身之浮沈を顧
候譯ニ無之偏天下之興復を謀り心事不得已より一時權道ニ處し候處時勢變遷今日ニ至り候而ハ宿志盡く沮廢し多年尊華攘夷之志一
茂其効驗無之因而ハ前年之次第も全一身ノ事と相成上ハ奉對 朝廷下ハ萬民ニ向ヒ恐懼慚愧之至ニ不堪戀 闕ノ情ニ於ハ申迄も無
之候得共今更何ノ面目有之敢而東歸致候哉萬々其存念無之候殊ニ分離ノ儀ニ至り候而ハ尤其謂無之徒ニ餘命を保チ候存念ニ候得ハ
如何様共進退可致候得共兼々申聞置候次第ニ候上ハ若右之兩條相薄り候時ハ我等不及申孰も夫迄と相心得決而不覺悟無之只誠心ヲ
千載ニ期し從容指揮相待可申事

(右三條公手跡)

見返シニ

「極内用書」

一筆啓上仕候秋冷之砌御座候處彌御安泰被成御座珍重之御儀ニ奉存候御次私義無事ニ滯坂仕居申候間乍憚御安意可被下然は一昨夜
御所様何歟怪敷事も御座候よし如何哉と山々御案事申上候 御序ニ御聞セ可被成候

一屋敷ニ而斬奸相始候而大勢智恩院内良正院引取居申候よし天下之忠士候へハ若々姑息論より切腹など申事御座候而ハ實以有志ノ
モノニ對し益君徳ヲ辱シメ候譯ト甚以遠方ニ而心配仕候とふそ、厚御考被下候而殊ニ寄候へハ御取扱被遺度此段別而相願申上
候何も余ハ追使と申留候恐惶謹言

八月十九日

準 太

政 花 押

織 部 様

猶々折角御厭動可被成候矣々々も宜奉希上候并東朝二部之内罷出候得は急々下坂いたし候様御咄し可被遣御頼申上候私ハ向屋敷之方へ居申候間此段厚御頼申上候以上

上包

「三條様御門前

富 田 織 部 様

久 留 米
柴 山 文 平

極内用平安

一 翰啓上仕候春暖相催候處 三條様益御機嫌克被爲在恐悦之至奉存候將又貴家皆様御別條有御座間鋪奉慶賀候扱天下之形勢次第ニ變。轉。彌。擴。夷。ニ。者。相。決。候。得。共。其。實。行。如。何。ニ。御。座。候。哉。誠。大。切。ノ。御。場。合。と。奉。存。候。此。筋。同。薄。入。部。銳。太。郎。極。密。ニ。而。上。京。仕。先。生。江。も。拜。謁。奉。願。度。尤。同。人。儀。決。而。隔。意。有。之。者。ニ。無。御。座。只。管。懷。愷。忠。憤。一。途。之。赤。心。ニ。御。座。候。間。其。御。合。ニ。而。無。御。懸。念。御。教。示。も。被。下。候。ハ、於。小。子。も。難。有。可。奉。存。候。且。又。三。條。様。に。も。拜。謁。奉。願。度。宿。志。ニ。而。夫。已。相。樂。し。ミ。上。京。仕。候。間。宜。御。執。成。御。周。旋。奉。願。候。先。ハ。用。事。已。相。認。如。斯。御。座。候。恐。惶。頓。首。

二月八日認

柴 山 文 平

富 田 織 部 様

二 白散瀧亡命生頃日救免近々上京可仕候御安慮可被下候以上

基 建 上

昨日北白川のあたりへ遊び給はむと催させ給ひしか雨の降られはいとおうけにおはしたりしに今朝ハ空も打晴れて御心さへいさましく出まさんとし給ふ折ふしまふたり出たりけれハ讀て奉りける

今朝ハさそ晴たりけりといひしまにまた雲立ぬ初時雨して

一 乗寺むらにて人々歌讀して白河山に黒かハをとるといひけれは

黒かけの駒にむち打しらはやきた白川ニ君そ來ませる

詩仙堂にて紅葉を見てよみて奉り候

此庭の下枝のみちみせんとして降初にけんまたき時雨は

岩倉のあたりへ遊ハんとし給しか俄ニ白川ニかハらせ給ひけれハ

岩倉やくらまの山をのりかへてこまに水かふしら川の里

右者去十五日一乗寺村へ御成之筋例の腰打申待ぬなり乍序宜敷御添削被下奉希祈候かしく

見返シニ

御内披直ニ御投火希候

御所様御事 故右府様御同様田舎遠境迄御募申上難有奉存候處今頃有志之内激。烈。之。者。暴。説。種。々。建。白。仕。夫。ヲ。御。取。用。被。爲。在。兎。角。官。邊。御。不。居。り。之。様。ニ。追。々。溫。説。承。り。恐。縮。乍。隆。御。案。申。上。居。候。噫。不。當。事。聊。御。無。念。御。如。才。ハ。被。爲。在。間。敷。と。は。奉。存。候。得。共。何。卒。無。御。油。斷。御。補。佐。可。被。成。如。何。之。事。な。が。ら。余。り。御。案。申。上。候。事。故。内。密。貴。所。迄。御。尋。申。述。候。御。聞。捨。御。他。言。御。無。用。ニ。存。候。定。而。全。く。風。説。の。み。之。事。と。ハ。奉。察。候。不。惡。御。聞。得。何。も。〱。有。爲。轉。變。之。世。間。御。要。用。〱。

信 全

見返シニ

「荒井本陣 飯田武兵衛狀」

「卯七月二日 返書出ス」

一 筆啓上仕候甚著之節ニ御座候處先以 貴前様愈御勇健被遊御座奉恐悦候然者乍恐 先君様御西行以來萬事御配慮可被遊乍御蔭奉 流察候折々御伺申上候而本意ニ御座候得共地勢不穩終乍思御無音打過候此段平ニ御海容奉希上候粗傳承仕候得は、先君様ニ茂御歸 洛御復職と之專世評何寄之風説乍御蔭大慶仕恐悦奉申上候何卒一日茂早 御歸館奉祈上候申上度事共海岳ニ候得共只今 廣幡様御 荷物幸領御歸京幸便爲待認候ニ付如此ニ御座候書餘後音可奉申上候亂略失敬之段是又御高免奉願上候恐惶謹言

六月廿二日

飯 田 武 兵 衛

富 織 部 様 拜 上

第十一章 史 傳

尙次第二暑氣相慕候折角御保護是祈候乍末筆此御宰領ニ承候得は久敷御幽閉被爲入候由一向存不申意外御無音仕候猶此上之處不相替正議御貫被遊候様奉祈候將森寺老君へ別封差上候其中種々歎願之儀御座候御覽之上御助力正議家相慕候微志相遂候様吳々御配慮偏奉希上候再白

廿八日論

長井雅樂如何之所置ニ相成候哉

長井雅樂書取ニ壯士共辨駁書を著し相破り候事ハ四月下旬也

五月朔日御内 勅書御渡し

五月五日御分解書御渡しなり議奏中山殿江浦靱負を被召御渡しニ相成候よし

四月十四日頃長井京都發足致し廿二三日頃江戸著也

長州より幕府へ差出し候書取ハ五月二日のよし也それ故辨駁書并ニ兩度之御内 勅物尙未江戸へ著不致内也され共今度之儀ハ周布政之助重立て取計候よし也西夏頃航海説建議之組立右兩人之組立故長井と一般之策ニ出すと申事風聞有之

右小南氏筆跡

見返シニ

〔富田織部様侍前 小南五郎右衛門〕

早翰殘暑之節愈御安康御多祥可被成御座候今般土佐守様御用向ニ而上京被是御内話可仕含ニ御座候處二三日以前より采薪之憂御座候不能其儀ニ候同藩岡林源藏と申參上御内話爲仕度候ニ付萬事宜御聞置被成下度奉希候右得貴意度草々如此御座候以上

七月廿二日

山縣重助

重助は寛政八年黒坂村の一部落、久住てふ片山家に生れ、文久二年八月十五日、六十七歳を以て生を

終ふる迄、文雅風流を以て一貫せり。父は佐吉、母某、自ら辰才男橘重文と稱し、歌道に志す。(文學部参照) 歌稿三十一字草花遊の序に

我若年の時より歌道に通じん事を思ふ。然れどもひん賤の身に生れ來ては、萬事思ふに任せず。がくもんすることあたはされば、遠き道に趣事甚だかし。(中略)昔の歌人といふといへども、鬼神にてはよもあらじ。我連も人間に生をうけては、身は賤しくも、心はそこばくのちがひも有まじければ、よき師をもとめて學ぶならば、いかでか道に通ぜざらんや。もし近道もありなんと、しきりにこれをこふ時に、遠鏡といへるよき師にまみひて、晝夜これにしたがふこと久し。

とあるによれば、寺小屋師匠の外、特に師事せる學者もなかりしが如し。重助小男にして、病身なりしが、四十二歳の頃までは妻げんと共に、農業にいそしみ、夫婦共に賢にして徳行あり。古屋(元庄屋ともいふ)の前は、頬被しては通られぬ」とまでいはしめたるほどなりしかば、締より夫婦連名の褒賞を受けしこともありけり。重助、庄屋をつとめ常に大庄屋近藤家に入出せしといふ。曾て、七十町歩の山林を同家よりもらひ受け、久住部落の有とせしこともありと。己の年がしんの際には、救助米三十石下賜の世話をなしたることあり。村民今なほこれを徳とせり。子、林左衛門亦正直にして、印いらすといはれ、且頗る世話強く、常に「田地もち、金もちを分限者といへど、身の分限を知るものが分限者なり」と。又「目下のものにねばるな」と後進に教へたりと。(小平儀平、山縣家等のあとをついで、久住の公益に盡したる山口林太郎老直話にて、老は、山縣氏に負ふところ頗る多く、今日あるは全く山縣氏教化の力なりと感涙にむせびつゝ、もの語れり。)歌道に對する意氣の猛烈なりしは、前提序文によりて窺ふべく、更に次の文章をよまば、歌に對する主張をも知るを得んか。」

(前略)此道端にありあふものは、何にかぎらず、あひてになして、ものをとふ事左のごとし。時の心と筆に任せ、もん字もねらばず、かなつかひもあらためず。三十一字草花遊と題して、恥をいはず是を書也。もしほごよき一首も出来るならば、生前の本望也。又死後の面目何事歟是にすぎん。其句中にこそ我たましひはとままるべし。(後略)

てにをはのわかれもはじめ知らぬ身の、心のさまをかきつらねけり
後の世にのこさん名こそかたからめ、かくてはやまじ數ならずとも

以て如何に擬古的形式的空氣の中、思想を尊重し、自由的氣分を發揮せんとせしかを。宜なるかな。その歌、時に俗語、漢語をいとはず。好で狂歌をよみ、また、いつはらず、かくさず環境に即して詠めるもの多きこと。(文學部参照)三十一字草花遊は、重助四十四歳、天保十年のもの(十三番)一冊するのみ、外に天保十一子の秋に作れる「てほうだい和歌二」なるもの一冊あり。全豹を窺ふに足らざるをうらみとす。重助また喜和助歌の名人にして(美術部参照)名聲遠近にふるふ。著書あり。「農民たもと鑑」といふ。時宜にあたるものなりといふ。交遊雅客は、舊杵庵、榮大長老(泉龍寺住)黒坂惠助(清男先生門人にて歌よみなりしこと歌集中書簡にあり。)等なりしが如し。今翁の性格、人世觀を知るに足る和歌狂歌二三をあげて、他は文學部に譲ること、せり。

あやまちてふみまたげたるしきしまの道に尻もち先は閉口

喜和助山永聲寺

ほのくくとあくるもしらで永聲寺いかな夜もく歌ふきわすけ

二王山大力寺

庄 助

長 太 郎

丸かれよ古今無類の大力寺いまいでしほの十五夜の月

齒のぬけたる時によみける

年ふれば秋ならなくに木枯のふくやこのはの落てかなしき

氏神様へ奉納仕度に付天保十年亥九月よむ

千早振神の恵をしらにぎていのるしものと聲もかしこし

乍恐謹曰我歳四十四才辰年にて、土性の生也。難病身を得候常なることは神明の明かなるを思ひて願ふには及ばず候得共此度鬢髪などなくしてぬけ落し事不思議の一つ依之書して奉願候ふして願はくは諸事萬端如常にならしめたまへと恐みくもまます。

なほ二三を記せば

腹たちは心の鬼の地獄せめまた極樂も我胸の中

くれごとにぐわんりとひびく山寺の和尚のだらく月二分つかね

正直の庄屋は心まんまるの上の位光でひかる目の玉

まん丸なかほににがみのさしこんだかたならねどこれもきれもの

聖王の御代やつとめも庄屋だけおやくにたたとと思ふ一すじ

風物情緒をうたへるものに

うの池に参りて見れば落葉の中に水鳥居ける

落葉さへ錦にまがふ池のおもたつをやをしと人はいふらん

鎌倉の山の高根の霧はれて雲井に見ゆる鐘掛の松

ある女によみておくる

秋の田のかりねのくきのくつるともおもひ初てし人は忘れじ

施の山道にて

ねたしとも思ふべきなり見もあかぬ紅葉さかりと妹にかたらば
かねて戀しく思ふ人にあふて嬉しと思ふ間もなく夢覺て千々に物思ふ時ほとよきす鳴を聞きて
覺はてし思へばくるしほとよきすなげどかへらぬ曉のゆめ
かくばかり花の盛を見て暮す春は山家ぞ住みよかりける

山縣家に現存せる藏書は、たゞその一部に過ぎざれども、實に翁の素養を語るものにして、當時本郡内神職中、國學者として、あぐべき人一人もなきに、尤も文化に後れたる久住の山奥の一農家に、この事ある寧ろ奇とすべし。

日本書紀

玉

匣

遠

鏡

答問錄

鮫玉集

徒然草

部部問答

四書五經

經典餘師

筆道稽古早定問

世尊寺流直傳

武忠誠義士錄—四十餘卷白筆

歌集筆蹟寫真文部省に載す

山縣伊三郎重知

伊三郎は歌人山縣重助の孫(重助の長女まつの子)として、天保十年久住の僻陬に生る。父を伊左衛門といふ。幼にして穎悟學を好み、祖父重助の教を受く。二十歳の頃には「教ふること既に盡きたり。」と師なる祖父も歎せりとか。宜なるかな。創作「偽功獨寢の夢」四冊(天地玄黃)の如き鎌倉山合戦

(傳説部参照)を材料とせる淨瑠璃體の美文にして、構想頗る雄大、能人情の機微をうがち、文章また典雅にして而も放奔、變幻の妙、近松の壘を摩するものあり。(文學部参照)義孝四冊の姉妹篇にして、義孝四冊は十八歳以前の作品、獨寢夢は十八歳の冬起稿、二十一歳に完成せること、獨寢夢の序文及跋文によりて明かなり。伊三郎自ら號して鎌倉山人又深山子と稱し、此外に現存せるものに、「治る御代の獨言」あり。繪入双紙にして、酒と餅とに托して人生を諷刺せる手腕人を驚倒すべく、到底青年の作品とおもはれず。眞に天才といふべし。繪と文字また端正にして才氣煥發するを見る。「治御代の獨言」の表紙、題言及跋言はその爲人と人生觀を窺ふに足るものあり。左にかゝぐ(その他文學部社會教育部に譲る)

澤山に孫子を餅て末永う榮ふる枝に花も酒々

金を餅能い喚を餅子實も餅でなければ濟まぬ世の中

末長う孫子酒へて金銀の花酒々と祝ふ世の中

へヤツきた東西みんなみよ米喰散したばつかりで

何の仕出した事もなく二十四年の歲月を夢で過した日ぞおしき

夢の内に最早三とせを八かへりの秋ぞと聞ばおほつかもなし

どうした事の仕合でこんなに早ふ日が立た、ずつさり合點が行きませぬ夢の憂世とは能う言たもの

深山子

又繪入の一枚ものあり。頗奇警なり。一讀抱腹而も意味頗永く、歌調また掬すべし

酒好いふ

四五十の小錢のまねなおれさねも呑んだ心は百貫目持

茶のみがいふ

山人の死なぬ薬と菊の葉の露より薫るお茶のにへばな

餅好いふ

金銀も米も子供も能い喚も餅でなければ治まらぬ世じや

烟草好いふ

常住の仕業のうさも暫し間の雲に消行けふり草哉

惜しいかな、天此天才に年を假さず。文久二年九月十八日、年齒漸く二十四歳（獨言は蓋し最後の作）にして室扶斯に罹りて仆る。妻きくありしも子なし。父伊左衛門悲歎の餘り著書藏書悉く棺に藏めたりと。今存するもの當時紀念として強ひて残し、ものなりけり。

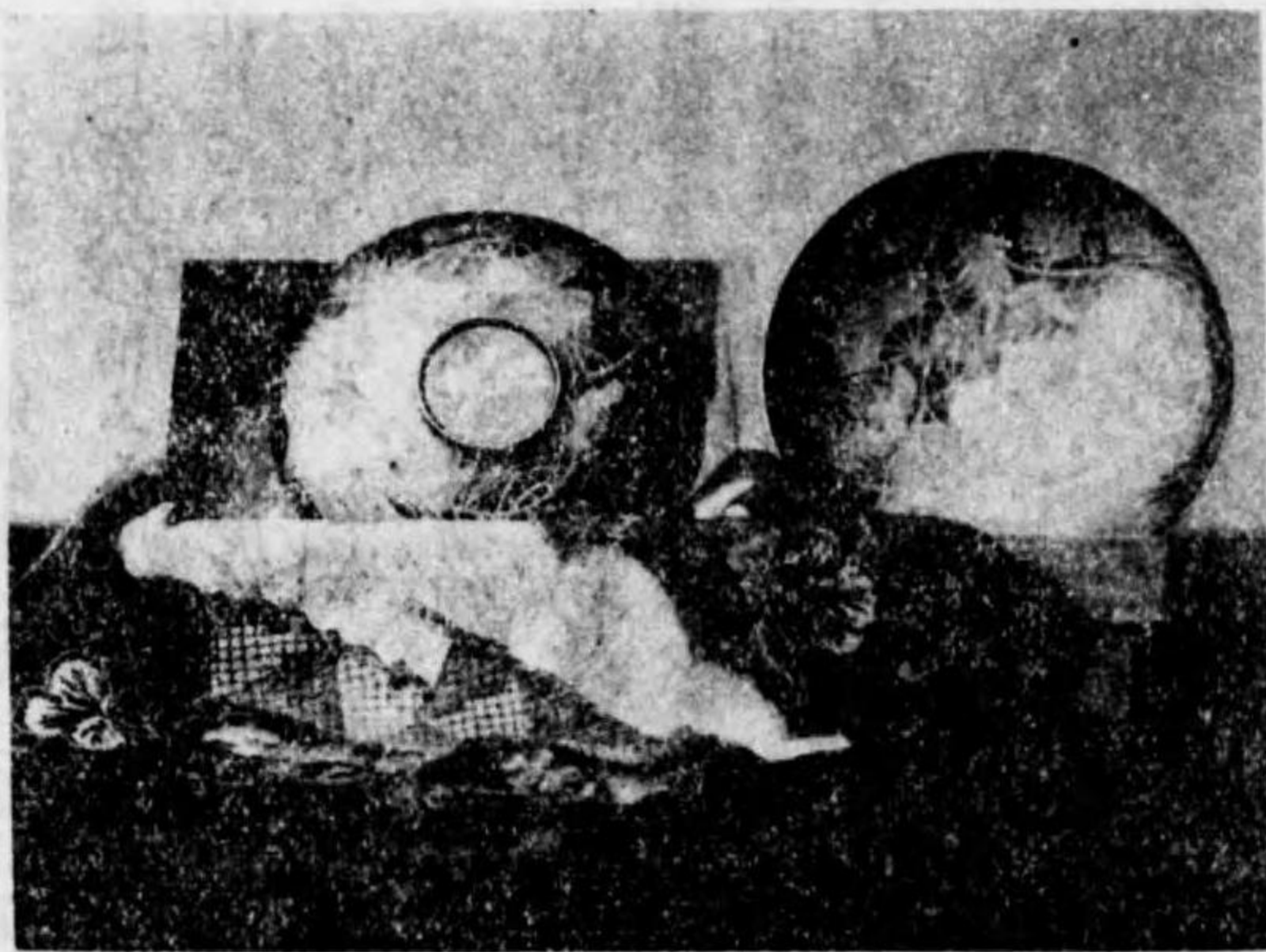
小椋末廣兄弟

小椋爲四郎は伯耆國日野郡米澤村大字下蚊屋の住民にして、天保五年甲午年其自邸に生る。幼名馬太郎、長じて末廣又光實と稱す。父を光右衛門といふ。爲四郎に一弟あり。義三郎といひ、幼名才三郎、後に歸參、目出太ともいへり。兄弟俱に心を敬神愛國の事に傾け、安政五戊午年三月八日、始めて日比野應輔の門に入り、家業の餘暇に、太祝詞の唱へ方、祭祀の式典に關し研究する所あり。兄爲四郎は元治元甲子年春、遙に伊勢神宮に參詣し、沐浴齋戒、誠心誠意、上は皇室の尊榮を祈り、下は國家泰平五穀豐饒を願ひ、歸途皇居の頽廢せるを拜し、慨嘆措く能はず。加之、内憂外患交々到るを見て憂慮に堪へず。外艦を攘ふの策、弘安の役、元艦沒覆の前例に鑑み、神徳に信賴して神風を仰ぐ

べきのみと、蹶然として、公私の迫害を意とせず、十一月再び上京して、書を神祇伯白川殿に上り、神拜免許を得、翌二年七月、更に伊勢神宮に詣で、御初穂として金百餘兩を納め、殆ど晝夜の別な



小椋爲四郎



佐竹侯よ拜領の盃

く、丹誠を籠めて、大に祈願する所あり。此事端なくも國司藤堂家の知る所となりたるを以て、一方これか咎もあらんかと懸念したるに、反つて、身、一農民にして皇室の爲めに祈願是れ事として、資を惜まず、産を顧みず、今日に及びたるは、其衷情實に披群なるものとして、賜ふに陸奥守藤原歳長

作の名刀一振を以てせられたり。かくて滞留四十餘日にして、歸國せしが、尋で慶應となり、天下一變王政復古となるや、茲に積年祈願の大目的を達し、爾來業に安じて、一意専念、塗物職に従事勲勵せり。爲四郎兄弟尊王の衷情は、嘗に神佛に祈願するを以て足れりとするものにあらず。元治元年京師の擾亂を聞くや、心密に災害の禁裡に及ばんことを憂ひ、兄弟意を決して、直ちに上京の途に就けり。途を竹田街道にとるや敵の間牒と疑はれ、遂に藩兵の捕ふる所となり、刀光の下、威嚇訊問せられたるも、泰然自若恐るゝ所なく、事を信心に托して、辛うじて虎口を遁れ、京師に着するや、各所に潜伏し、只管、皇居の安危を窺ひ奉り、萬一の時は、恐れ多くも下賤を憚らず、玉體に咫尺して、危難を救ひ奉らんと、大に決する所ありしのみならず、一面には祈願に寢食を忘れたるが、間もなく平穩に歸したるを以て、竹田街道通行の際、口實とせし江州比留谷の本山に參詣し、滞留して皇室の尊榮は固より王政復古の一日も早らんことを祈願せり。

編者曰以上は主として、爲四郎息、廣太太郎が宮内大臣に上申せる際に添附せる小傳により、なるべく原文の字句を存して、記述せるものなり。尙參考として小椋兄弟の信仰を知るに足るべき歌文を抄録せん。

小椋兄弟の歌 抄録

「○事歌」となり。二冊共元治の年號なり。

兄 爲 四 郎 (末廣光質)

皆人が○事つとめて日々に徳ます御代そ目出度かりけり

神と君の恵のあつきの末廣にあふぐが誠のかなめなりけり

天照す神の歡限りなし天上天下に今ひびやなり

天地につき立つ程の誠をばつよく勇みて神をいのれよ

誠をばたゞ一筋につとめなば忠孝共に安うつとまる

千早振神代に増る明保のに目出度事がわき出るなり

生れ生て三十一年一の甲子にみそぎして行く心地よきかな

我身もあら心地よき神代の春に遊ぶ嬉しき

立いでゝ見ればたふとし大宮の千本の杉に長鳴のこゑ

十六の菊のつけねの其元の眞の御國の皇大君

産土の神の恵を日々に忘れがたなき我心かな

伯耆なる深山のおくに住ぬれど夜にも光るこゝちこそすれ

皆人はいふに及ず鳥つばき虫けだものゝたくひ迄残らずしたがふ人は神なり

編者曰末廣の歌には此種の形式あり。

面白い嬉い楽しいさましい心ひとつが生通しなり

天地の誠を立ますすら男は□□ぐらいいいとふ物かあ

人ありて我が立なり我ありて人が立なり相生の道

弟 儀 三 郎 (日出度)

大御神の御前に帝の御榮をのみ祈るが○事の司なりけり

代々つり緒の帝が榮いなば元の榮で末も榮ゆる

天上で日の大御神地で帝それ生神と申もの也

肉體は爰に存とも中心は神と帝の御近達なり

信心は神をいのるのまこころは帝を思ひ奉る事

幽瞑の罪も身代限りして祈れば叶はぬ事のなきかな

元治二年三月

神祇伯王家公文所

元治元年之秋財産全部賣拂。夏帳簿之末尾ニ小椋爲四郎直筆ニテ左之通記載セリ
右之通所持品々田畑山林居宅増家所道具不殘永代讓渡シ乍併此度神代にかへる神事御初めに相成候に付天下一大事依之
大君御榮へ祈りのため入用ニ相遣ひ候處相違無御座候爲後念之書附て如件

小椋爲四郎
證人 小椋幸吉

元治元年甲子八月

小椋昇五郎殿
乍恐御達書

一日日野郡下り蚊屋村根本私祖先由緒左ニ申上候

近江國日野より木地師を召連應安年中ニ引越シ候由言傳ニ御座候右書類は寛政六寅十二月一村火難之砌燒失仕不分明ニ御座候得
共江州より引越シ候節より寛永之始迄拾三代氏は小椋實秀之血脈と言傳居申候尤も元祿年中同郡江尾村東祥寺開基以後世迄九代
明白に相分居合二拾二代と相心得居申上候尙亦先祖由緒之卷物三幅添奉差上候兎角宜奉願上候以上

明治三年午三日

口日野郡下り蚊屋村
惣本家 爲四郎

乍恐奉言上 狀

日比野應輔

一師匠

右師匠應輔儀弘化元辰年頃より不測ニ諸神之神著有之候處安政五年三月八日ニ至リ 天津兒屋根尊

天照皇大御神乃天之岩戸を御開被爲遊候解除并大詔戸之唱方等重尊に可仕意味御教授ニ相成其段

白川御殿へ申進候様御誨有之則其節御達ニ申上置候文久ニ戊年に至リ天下之治リ方者天地八百萬神祭りを宗より致候ニ有之候間唯
一之祭リ方を以祭祀仕候様御傳授被遊當年者右之趣上京之上

天朝へ委細達

叡閣候様御神宣を蒙リ候ニ付罷上申候私共下賤未熟之者ニ御座候得共善師野へ罷越得と見聞仕候處胡亂之事ニ者不相見難有事ニ而
容易ニ難指置奉存候實ニ敬神之式者治國平天下之御大政第一之御基本ニ被爲在候御儀者

天朝皇典ニ著明ニ御座候様兼而奉伺居候故御神宣之儀默止罷在候而者 神慮奉恐入候ニ付不願尊慮奉言上候右 御神宣之解除并
大詔戸之唱方祭方等之儀實ニ不容易御事ニ而上者奉安

獄慮下者天下億兆之生民等ニ至迄五穀豐熟憂懣患苦を免れ安樂之至候御大事之神教ニ御座候故敬神之御誠心ニ而御信受被遊候得者
御利益者眼前之御事ニ御座候間何卒能々御取調之上被爲達天聽御採用ニ相成候様謹而奉伏望候猶委曲御下問被仰出候ハ、私共井師
匠應輔何時ニ而茂罷出奉言上度奉存候此段宜被 仰上可被下奉仰希候以上

元治元年甲子十一月

富田郁之輔
小椋義三郎

神祇伯王白川御殿

御役人 中様

此願書により元治二乙丑年三月神祇伯王白川御殿より左の免許狀を賜はりたり

應伯書國日野郡下蚊屋村人小椋末廣光實着神服令神拜事

右件未廣因請令授與神祇拜掛式訖着風折烏帽子淨衣白指袴可令自宅神拜者免許之狀如件

元治二年三月

神祇伯王家公文所

應伯書國日野郡下蚊屋村人小椋歸參目出太着神服令神拜事

右件日出太因請令授與神祇揖拜式訖着風折烏帽子淨衣白指袴可令自宅神拜者免許狀之如件

元治二年三月

神祇伯王家公文所

證文之事

一 田地畠共四石地利

一 山林三ヶ所

一 講懸行錢不殘 遣ひ道具不殘

此代金八拾八兩只今體ニ受取

右者此度神代ニ歸る神事御始ニ相成候ニ付誠に天下の一大事依之乍恐

大君御繁江祈りのため入用ニ相遣ひ候處相違無御座候爲後念書附證文仍而如斯

元治元年

小 椋 義 三 郎

きのへ子彌生

光 書 判

小 椋 爲 四 郎 殿

三谷泰作父子

日野郡江尾村の出身。今其家を知る能はず。惜むべし。諱は守元、字素處、養父藤森普山（有名な蘭醫、山城の人、和漢の學にも通じ、最も和歌に長ず。寛政文化の頃、宇田川玄眞緒形洪庵等と交り、譯鍵、蘭學經、和蘭語法解等を著す。有栖川宮の近習となる。伊藤圭介竹内玄同此門に出づ。泰作亦同門にして、撰ばれて養子となる。）の號に因み、其伯者に出づるを以て、普山と號す。養父の箕裘を繼ぎ、亦國學蘭學に通ず。醫術を以て有栖川邸に出入せり。且つ廣く人材を陶冶し、門下出

藍の士多かりしといふ。又詠賦頗る多かりしも、今散逸せるを憾みとす。孫元胤色紙を藏す。麗筆なり。

春日詠柳風靜和歌

青柳の靡きなひかすゆらぐ哉ふくどなく吹く風やふくらん

室は普山の二女たみ女といふ。亦國風に長ず。吟誦するところ多し。

木守りに残し、賤の柿一つくだくるばかり蔽ふるなり

琴瑟和合のさま思ふべし。

泰作晩年大津に寓すること數年、醫道大に行はれしが、偶病を得て同地に歿す。年四十四。時に安政五年九月十二日なり。門人茶毘の煙となすことを忌み、京都黒谷に埋葬せり。碑は交遊尤も深かりし大儒廣瀬旭莊の撰に成る。中に「君審直不詭隨配亦賢德」の句あり。以て其爲人を窺ふべし。

縮者曰、生地江屋について家を索むるも未だ得ず。今後の調査を要す。讀者の授を乞ふ。

泰作の長子を敏太郎といふ。名は元毅字は士弘と稱し、又晚翠堂、霞城山人と號す。廣瀬淡莊、旭莊の門に入り、傍ら醫術を攻む。旭莊其才學を愛し、安政二年其塾頭に擧用す。時に年十五歳。大津に生れ、後京都に歸住し、専ら醫術を研窵し、家道の恢復に心力を盡せり。慶應三年、年二十七、故ありて、家君の生地なる日野郡に身を寄すること、なり、一度黒坂に足を留め、醫業に従事す。（明治元年黒坂にて認めたる手簡によれば、黒坂の叔父は三原市郎兵衛、江尾の叔父は三谷周助とあり。）此地

にて松尾家の娘阿佐を納れて室とし、ついで印賀に移り、醫、上田三貞の跡を継ぎ上田姓となり。元毅と改む。醫業の傍子弟を集めて教育す。元毅詩に長じ又書に巧なり。地方に影響する所多し。

明治五年申五月

(從黒坂驛入印賀途上)

風威峭料透衣面。

大霧咫尺馬不前

知得高寒是山頂。

士人狂說養花天

明治十六年一月十六日、次子元晃の誕生三十日の祝典を擧ぐるの日、「醫は司命者也。私家の慶事を以て他の苦惱を等閑視するに忍びず。」と雪を冒して山上村に入り患家二三を往診し、途に仆る。時に年四十有三。印賀一條山下に葬る。霞城齋元倫文毅居士と號す。

緒形 仁 平

旭村大字中祖村は、そのもと、野上川、日野川の川筋と兩川の中州に屬し、全然の荒蕪の地たりしが、黒坂緒形家七代仁平(字政直)大にこれを慨し、自ら巨額の資を投じ、新に提防を築きて、川筋を變更し、美田良圃を得ること少からず。開墾當時、宛口米二百四五十俵ありしと。これ實に中祖村の起原なり。なほ西伯郡福市村大字四日市村、同郡下河原村、日野郡洲河崎村にも氏の開墾に依りて成れる田少からず。中にも西伯郡四日市村の新田は、今尙緒形新田の名を有すると共に、附近日野川沿岸百數十間に亘り、緒形土手の名を存せり。
正徳二年に生れ寛政八年に歿す。

大江平兵衛

大江平兵衛は、溝口村大字宮原村本大江家の祖先にして、その生立、及逸事等今知るによしなしといへども、同家は郡中屈指の舊家且つ名家にして、往時富豪を以て地方に知らるゝこと久しく、曩祖平兵衛、夙に水利のことに志篤く、廣く郡中、郡外に渡りて、荒蕪地を開拓し、良田美圃を得ること少ならず。就中その主なるものは大江村の開拓と、洲河崎村の開墾なり。今その功績を傳へ且つ當時の事情を知らんが爲め、大江、家所藏の古文書中、右開墾事業に關係せるものをかゝぐ。

一享保元年四年四代前平兵衛茂大江村御新田并洲河崎村御新田兩所にては御高七拾石餘其外宮原谷川溝口長山四箇村にて御高百三拾石計都合貳百石餘開立仕候就中大江村之義は一村開發の土地に付御願申上私家名を以て大江村と村名御免仰付候程之義に御座候得共追々勝手不如意に相成無據父豊藏代他向へ相渡し申候義に御座候

洲ヶ崎村御新田御高三拾石餘元年中右平兵衛義開立仕井手筋御普請へ莫大之入用相懸其簡奉願武庫村高谷山又野村熊野山中野御立山右三ヶ所以御書付被爲仰付頂戴仕候

宮原村分大谷山繼岩山川平山右三ヶ所是又先祖へ被爲遺則宮原村傍示に相成居申上候尤餘程年久數相成年號等晚と相譯候義無御座候右いづれも當時所持不仕條得共先年の由緒書印申上候

安田清左衛門(郡奉行)より被仰付候御書付

乍返書致披見候其御郡相替義無之一段存事ニ候然ハ先頃申遣候大江平兵衛へ被遣候俣野村武庫村御立山土山被相渡御帳ニ被付置候之旨令承知候柄役追而相極々可申遣候恐惶謹言

六月十日

安田 清左衛門花押

鳥谷彦太夫殿

覺

一日野郡武庫村高谷山又野村熊野土山中野御立山右三ヶ所依頼而大江平兵衛へ被遣柄役運上追而相究申遣ス筈
一同郡古市村惡田加損五石當申年戊午年緊三年之間被遣候

申ノ五月廿二日

安田清左衛門

洲河崎田地開括之事

寛延元年辰拾一月改役人洲河崎村才郎左衛門及黒坂村平八兩人の實測による時ハ大江平兵衛氏開拓の田反別ハ壹町九反四畝拾歩にし
て寶曆九年卯拾一月の洲河崎村新田名寄帳面によるときハ大江氏の開墾反別ハ實に三町五段三畝廿四卜半の多きに及べリ

大江村開墾反別の事

大江村開墾反別に就いてハ記録の徴すべきものなれども次に示せる大江村定遺土免ニ關する書類によるも其の概要を知り得らるべ
し

日野郡大江村定遺土免之事

内畑高 七斗七升三合

一開高四拾貳石六斗八升六合

開

物 成 拾石六斗七升二合

免二ツ五分

外ニ夫口米有之

右免相定遺上者庄屋小百性出作迄寄合田畑無甲乙令割賦來ル十一月中無滯急度可皆濟若死絶人於有之者殘爲百性辨御手實て納所者
也

寛延二巳巳年十月日

庄屋小百性中

建 部 甚 藏花押

生田甚助(四代)

生田甚助、貞根と稱す。享和二年八月二十日下黒坂村に生る。父を柳藏といふ。資性温厚篤實、學を
正法寺惠文に受く。父に續いで、文政十一年齡二十七歳にて、下黒坂、下榎、小河内、中菅、久住五
ヶ村の庄屋を拜命せり。爾來安政五年迄三十一ヶ年間、勤劬誠實に公事に盡瘁し、徳望郷黨にあまね
く、官廳より表彰を受くること前後四回に及ぶ。長子、久右衛門、父に似て豪毅沈着、年十九歳にし
て、夙くも小河内庄屋役拜命、爾來父の職を續いて恪勤奉公せること後の公文によりて知るべし。家
に「明細記録帳」あり。二代目甚助の創業に成り、四代目甚助これにつぎ、更に改題して「輿路壽於保
惠」といひ、地方の事件及び國家事變の開書等細大もらさず。本郡史に貢獻する所蓋大なりといふべ
し。明治四年七月十三日、天壽七十歳にして晏如として逝く。

表彰詞令寫

日野郡下黒坂村 庄 屋 甚 助

其方儀先祖方引續庄屋役五代相勤當時下榎久住兩村請持當年迄三拾九年出精相勤悴久右衛門者小河内庄屋役相勤居申處兩人共心得
宜難澁之村方引請居申候得共人別共江熟々教諭致し第一御納所向殿重上納致し候段大庄屋方申達し神妙之事に付爲御褒美稻扱壹挺
緞貳挺被遣候

下黒坂村 甚 助

其方儀株庄屋役勤中丁實に相勤御給所中へ萬端御談事等有之節は第一に致承服外村々へも押移既に去秋急手御談金之節も悴久右衛
門被致心添御差支無之様取斗尙又自分御談事振等之儀舊年心得宜諸事出精相勤候段神妙之儀與被成御稱美候依之格別に御上下一被
遣之旨仰出候

生田久右衛門(八代)

公益に服し、忠實數十年公共の爲めに盡すこと、己に美事なるに祖孫百數十年連續奉公の誠を捧げたること蓋奇篤といふべし。左に文書をかゝげて傳記に代ふ。

奥日野郡下黒坂村 久 右 衛 門

其方儀貳拾年以前寅年方四年己酉午年迄拾七年之間小河内村庄屋役相勤候處同村之儀者極難澁村に有之候得共御救米結構被仰付候ニ付而て夫を元備として利米を以種々世話致し取締付追々村方行勢取直し當時ニ而は御厄介筋無之様相成右午年已來は下黒坂中管上管畑荒神原六ヶ村庄屋役精勤致し元來舊家之者ニ而寶永四年方當年迄百五十五年之間六ヶ年無役百四十九年引續代々庄屋役相勤稀成者之段大庄屋より申達候に付御賞美被遺候

奥日野郡下黒坂久住小河内庄屋 久 右 衛 門

其方儀兼而心得方宜庄屋役當年迄貳拾四ヶ年精出シ相勤且配下之内小河内村之儀質村之處種々世話致し取締付ヶ追々村方景氣取直し御役介筋無之様相成り素より配下のもの共一同致歸服殘に先代より引續庄屋並年寄役等百五拾年餘も相勤候段大庄屋申立之趣も有之に付格別に庄屋勤中苗字被成御免候

因に、久右衛門の徳化遠近に及び、久住部落の如き近年に至るまで、毎年生田家に、年々一戸一人宛、田植手傳にゆきしと。又久住の義人、山口林藏老は己の年凶年、久右衛門に世話を受けしを忘れず、同家衰微の時、自ら米を貢ひて、謝禮に行きしこともありきとぞ。

西村 愛 助 弘化四年八月十五日歿

大阪有名の鐵商なり。上石見村出身にして、同村出身の名越某なる鐵商に仕へ、勤勞甚だ努む。後、名越家を襲ひ、名越愛助といふ。後出、近藤喜録は、愛助に仕へて立身せるなり。

愛助敬神奉佛の念厚く、根雨松田屋と共に、攝州住吉大社頭に大石燈籠一對を奉獻せるもの、今尙存せり。喜録の文中に「宏量の君子卓越の老人」「念佛日々參万遍」等の句あり。又以て爲人を知るべし。

し。又同文中「齡七十に三とせ餘りて齒一枚も脱せず眼がねも用ゐず杖つかず」といへり。絶倫の勢力思ふべし。
(大阪に子孫ありと。調査中)

生田甚兵衛父子

野上村大字三部の人、文化七年出生、十六にて庄屋を拜命、宗旨庄屋中庄屋に累進、嘉永四年より大庄屋を拜命明治八年二月二十八日歿す。

日野郡三部村 甚 兵 衛

其方儀大庄屋役中去ル卯年以來田畑宛口調文御用向別て出精致し諸帳面無手後仕立差出し其上江戸表大地震之節御屋敷御破損之趣及傳承金七兩并拾三兩之御證文の差上殊に宗旨庄屋役七年大庄屋役八年都合十五年當春迄出精相勤候に付格別其身一代限り苗字帶刀被成御免候

日野郡三部村 甚 兵 衛

其方儀此度宗旨庄屋役被 仰付依て苗字帶刀被成御免御支配並之通被遺候

日野郡三部村 生田芳壽郎(甚兵衛)

一代苗字帶刀被免置候ニ付孫代迄大庄屋直觸申付候事
辛未八月 民政局

日野郡大庄屋 生田甚兵衛悻悻一郎

其方儀至極素直に生立孝心厚兩親祖母を大切に致し殊に幼少之砌實母に離れ繼母に候得は彌孝養を盡大勢之家内睦敷相慕候趣相聞に畢竟兩親之育方は勿論家族一統心得宜敷故にも可有之爲御褒美晒一疋被遺候
一筆申入候然らば生田甚兵衛悻悻一郎儀異國船御手當被爲在趣傳承致し爲御國恩繼草鞋紐染苧にて造立當九月迄に千足並年々百足宛十ヶ年之間差上度旨奉願趣願候通御開届御濟し候間其後可被申渡候右爲可申入如此候恐々謹言

二月十一日

田淵唯左衛門

入澤千賀藏殿

右草鞋千賀納め申上候

段塚直衛門

天保十五年辰正月被仰渡

鐵山方取締 日野郡大宮村 段塚直右衛門

其方儀去ル丑年以來鐵山方井地方締役共兼帶相勤候處山元締合鐵類他働出し締方ニ付而ハ他領懸合等携不申而ハ不相成差支之譯も有之旨大庄屋より申出候處兼而出精にモ相勤候儀ニ付格別ニ勤中帶刀被成御免候

青戸蘇壽郎

地方の富豪にして、屢献品献金をなし苗字帶刀御免となり、その子孫左衛門大庄屋其他の公役を勤む。

(諸負擔課役部に委し)

(日野郡野史)

吉川勇藏

米原村大河原の吉川政太郎の祖勇藏と云ふ人文化十四年九月大山本坊御役所より御褒美を拜領せられし記あれば記す。

申 渡

小淺村用水拂底に付村方及難澁依之昨年來井手等之儀段々丹誠致し此度御机村より三井手□太之儀及出來骨折太儀新井手且は九十町餘有之長井手其上雪深き場所故年々修理相加不申候半而者保方不宜依而修履料惣而之儀御時節柄之儀に付き上の御物入にも不相成様深勘辨致し取扱候旨忠勤之段感入依之爲御褒美向谷御樹林壹ヶ所被下之旨向後諸事出精相勤可申候

丑九月

本坊御役所

道寧寺境内建設の公益家碑

大成山記念碑

大成山大山麓大字末鎌之高原也古來官有地俗曰御建安政年中里菅貞右衛門者憂肥草之不給慨然起身請拂再三未得許而死矣養子貞四郎後改勇藏其職歎益肥草不給亞父忘萬延元季有所奮發不顧咎累請干官切也於是城主察其情許而爲本村有地以來不憂肥草之不給村民永享其利者實勇藏氏之資也於是建碑誌其功焉

谷川村中

當時與於事村役人

組頭	鶴右衛門	吉右衛門
小頭	清左衛門	善左衛門
	吉左衛門	多右衛門
	久助	芳右衛門
世話人	篠田貞重	木島長太郎
		奎左衛門
		與右衛門
		榮藏
		佐左衛門

明治三十七年一月

小平儀兵衛

小平儀兵衛は、元祿七年、播州より、本郡久住に來住し、同村の開拓に従事し、遂に今日の久小住部落を成すに至れり。其詳傳知るに由なけれども、同村に儀兵衛夫妻及子孫の墳墓あり。部落民之を祀る事神の如し。以て其功德の大なるを知るに足らん。墓碑面は今磨滅して讀むべからず惜むべし。

義俠家庄兵衛と三郎兵衛

黒坂の人、清水庄兵衛又割金屋庄兵衛といへり。安永九年九月攝州大阪に鐵座を設けられ、(因に爾後七ヶ年間繼續せり)鐵鋼の取引一切を、他地方に於てすることを差留められ、鐵山地方の鐵價下落

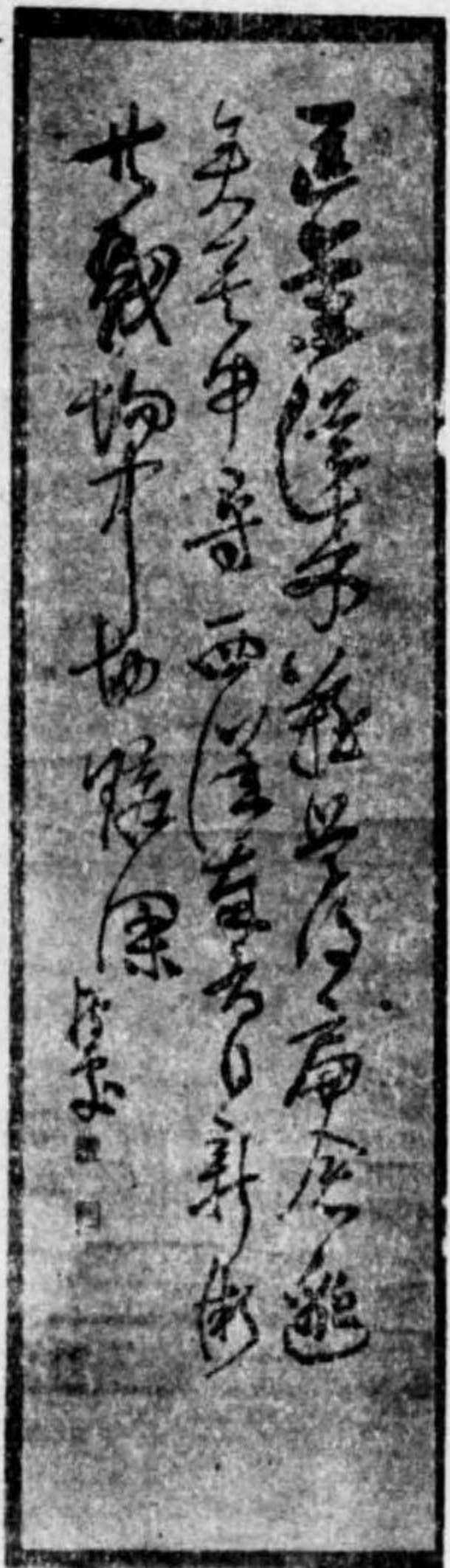
し、本郡民の困難一方ならず。こゝに於て、天明七年正月、本郡よりは割金屋庄兵衛と大宮村三郎兵衛兩人にて大阪に出で、他國同業者と組合ひ、打合の結果更に兩人は代表者として、四月十二日、大阪を發足し、江戸に向ひ、御勘定所へ歎願に及びたるに、遂に御採用となり、本意を遂げ、その八月、兩人は無事歸着せり。かくてその九月廿五日限り大阪鐵座閉鎖の命あり。郡民兩人を徳としたりといふ。(産業部鐵賣買参照)

因に云、當時、官横頗る強く、下情を上達せんとすれば、直訴強訴等の名によりて嚴罰に附せらるゝ習なれば、今日の所謂運動がましきことをなすには、生命を堵せざるべからざりし也。

足羽純亭

純亭は良齋といひ、垂天と號す。泰順の長子にして、章分の父なり。父祖以來代々醫を以て業とす。

天保八年より十三年迄六ヶ年間雲州神門郡西山須南保(シイボルトの門人なり)に就いて、内外科治療法を研究し、やがて郷里二部宿に歸て業を開く。門弟の多き、本郡はいふも更なり、島根縣人もまた拾數人を以て數ふべく、遠く四國九州にも及びたり。安政二年、苗字を、同參年帶刀を免され、降つて萬延元年申六月、郷士を仰せ付けらる。或は黒坂城御警衛詰醫師の令を拜し、又は種痘法熟練の故を以て、日野廻村を仰付らる。本郡刀圭界に於ける敏



足羽純亭書

腕家たりしこと察するに難からず。君性來學に志厚く詩を能くす。寺子屋程のものを除きては、郡中更にその備へなきを慨し、安政二年、藩主に請ひて、二部宿に郷校を設け、廣瀬藩士岩崎李治を招聘して、全郡の子弟中、志望の者を教養せり。文久三年三月、溝口宿に郷校を設置し、伊藤宜堂を招聘して學を進む。長男學、弱冠にして碩學の名高かりし所以知るべきなり。碩學山田方谷の寄せたる詩に曰。

箕裘傳業在青囊

更講詩書道日章

病客喧鬧常咽戸

生徒陸續幾升堂

教成里俗終興學

(君嘗建議)

籍列藩朝尙住郷

(藩公擢君)

播遠名聲何以比

一庭古桂散秋香

(登千士籍)

純亭足羽君伯洲二部良醫也往歲介矢吹氏索予詩文字病而不能者數年矣頃日小間勉強賦此以寄聞君家有古桂一樹花時清香四蓋故取譬焉其他所詠皆實錄也

中備 松山 方谷球

又詩あり。

不須商節擬君子 何况脩容比美人 畢竟看來唯是竹 一庭寒綠自天真
坂田大年(有名なる漢學者、足羽學同門、代議士、同志社講師、贈正五位)の詩に 自雪山國老醫師 優命來呼亦敢辭 却見刀圭餘暇澤 補他風教及公私

又以て君が學徳共に高かりしを窺ふに足る。

編者いふ純亭の父泰順(盤山と號す)より、父子相ついで社會教育、殊に墮胎の弊を救済せんとして、文書宣傳等につとめたることは、更に社會教育部にもとれり。泰順の彫らせたる勸善小箋及因果の繪は、精巧なる木版にて同家に保存せり。(次頁)
木下文庵 足羽泰順の二男にして鳥取木下大壯の養子となる。士籍に列し池田侯の侍醫として金の問詰を命ぜらる。漢學を廣瀬淡

莊門に學び又詩をよくす。

足羽良深 足羽泰順の三男なり。士籍に列す。廢藩置縣後、池田慶徳侯の侍醫として、東都にあること數年、後冠をかけて鳥取にかへる。

足羽立見 足羽泰順の五男なり。士籍に列す。戊辰の年軍醫として會津の役に隨ふ。

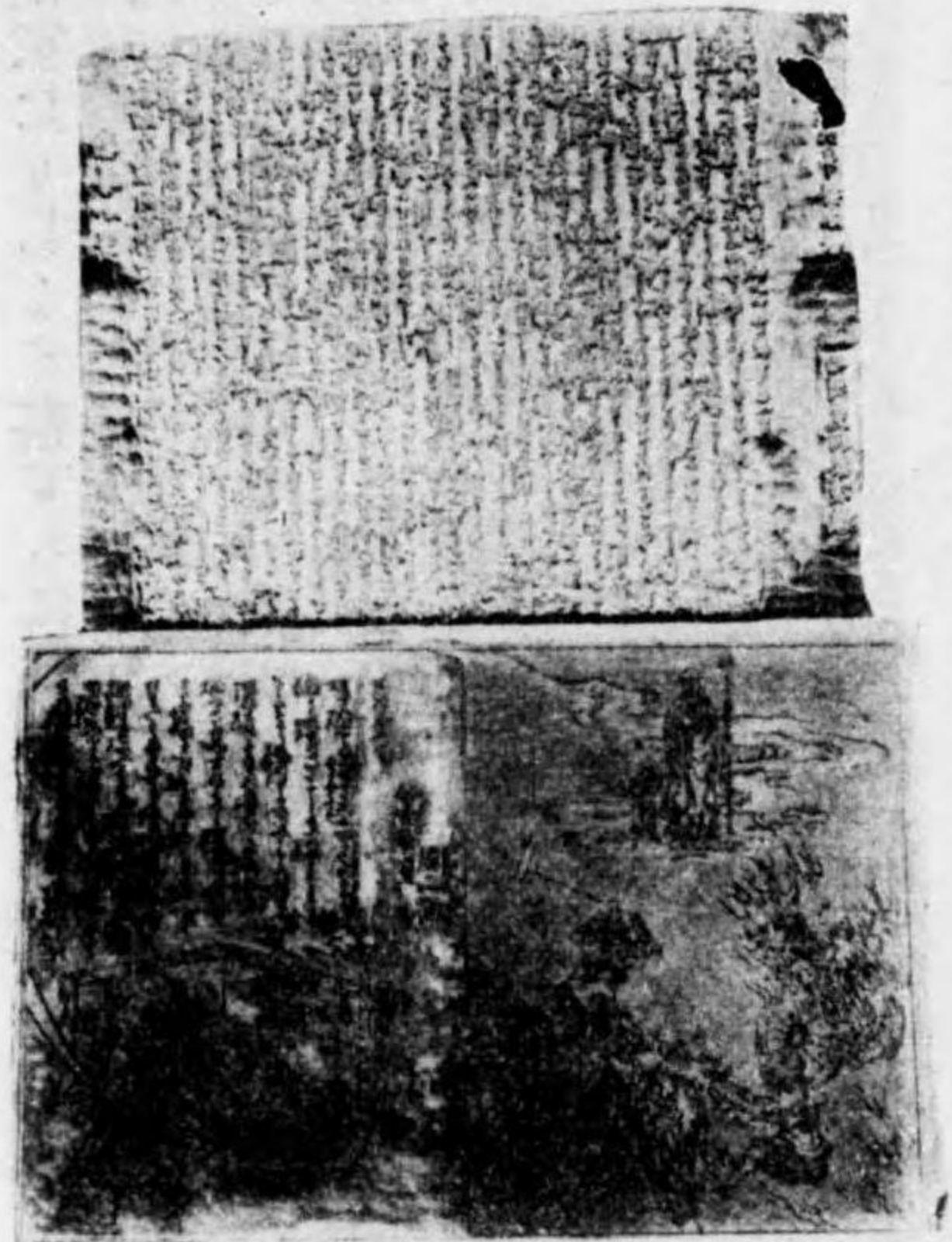
次に掲ぐる上書を精讀すれば、足羽家累代の仁術感するに餘あり。博愛仁慈の熱情、惻々、人を動かすものあり。「民は御繁榮の基と奉存候」と結ぶに至つては、覺わす襟を正さしむるものあるにあらずや。

(日野郡野史)

隨胎矯正策と其願書
乍恐奉願袖控之覺

一 洗子之義は骨肉父子相害の義にて往昔より御禁制御嚴重の義に御座候處深谷僻地文盲の小民は忠孝の道を不知して自然不孝不義の罪に陥り候輩も間には可有之にも不限數々數次第に御座候

私先祖より醫業仕覺私迄四代連々相續醫業仕兼々生育專一に心がけ産家へ罷出候節は格別に心を盡し困窮の者には少々米など遣し子供成長爲致候者數々御座候得共兎角行届兼親泰順に至り色々心を盡し別紙繪圖一葉相刻施印仕候御仁政御國內洩るゝ義は無御座恐入奉存候得共質朴鄙野の小民は繪圖にて喻り易き義も可有之哉に奉存候不苦義に御座候はば御兩國生育御役人并に村々庄屋所へ別紙御配り被仰付文盲の小民へ一見爲致生育の義精々相喻候旨被仰付候様奉願上候尙又救生は醫の本務に御座候へば醫業の者共に申合請々生育相勸候旨



足羽純亭防胎宣止傳版木
上ハ文 下ハ繪

被仰付被爲下候様奉願上候御仕法方之義被仰付候はは乍恐愚存申上候

一 御郡中困窮之者病氣付候はば藥料雜費を厭ふ自然治療手當も不致相果候者も間には有之哉に奉存候數々數次第に御座候祖父平藏より困窮の者には施藥治療仕候其内極々困窮の者は半年又は一年も手元へ引寄せ治療相加へ難病全快爲致候者數々御座候小仲泰順に至り候ても引續施藥仕候私儀は可申上程の義は無御座先祖の遺志を受け少々施藥仕候得共深山幽谷の場所にて御郡内十數里の路程相隔り行届兼心配仕候右様ものは内科外科の病人共御郡中村々庄屋所添書を以て私方へ罷出候旨被仰付被 爲下度奉願上候歩行難相成者は私罷出治療相加へ可申上候氏は御國御繁榮之基と奉存候此段御許容被 仰付候得は先祖の遺志も相續き孝道相立難有仕合に奉存候宜奉願上候以上

類 主 日野郡二部

醫師 良齋 (純亭)

安三年正月日

詩 今残れるもの少なきを憾とす。

肥馬加鞭數里程 春風二月四蹄輕

斜暉爛映粉塵戸

紅紫叢中是舊盟

七十老翁三十男

男持刀匙婦桑蠶

三歲兒孫囉膝下

一家和樂酒樽酣

註七十老翁は作者にして、二十男は翁の子にして箕裘を襲き且縣會議員たる章分、三歳は孫共也

布帆一片急於矢

滿鴨西風過幾灣

占得松江看不遠

白雲橫處有青山

玄溪先生重見訪席上書呈 垂天純

曾乘梅雨配池臺

詩話文談拂俗埃

屈指星霜將七載

白頭再會亦奇哉

吾年既七十

眼耳共朦朧

醫事老愈拙

却知飲酒工

醫家の名譽

(日野郡野史)

萬延元年六月鳥取藩より受領せられたる名譽の御書付

日野郡二部宿 足羽良齋

其方儀先達而一代限苗字帶刀被成御免候處彌醫道致出精御隣國より致招請候儀も有之昨年御郡中暴瀉病流行之節治療抽丹誠壹萬貼分村々に致藥殊に先祖より持傳候文祿度製造の革練鞍壹差上候ニ付容易に難被 仰付筋に候得共格別に此度郷士仰付候間猶又醫術心懸治療專相勵候様被仰付但在方長役支配被 仰付候并此以後二月朔望之内罷出年頭御禮申上候様被 仰付候事

大岩 八郎

米澤村大字下蚊屋の人。初代八郎は文政八年正月廿二日に生れ、明治二十九年八月十三日に歿す。剛毅にして邁進の氣全身に滿つ。村民皆いふ「柚木を逆上りする人なり。」と。以て其氣象を知るべし。下蚊屋の高臺三王原に引水して、山上に田を拓き、人の意表外に出でたるが如き、(碑文に委し)蓋し、其事業家としての氣宇と機略とを見るに足る。或は作道を山の半腹にうがちたるが如き、其開墾地の田區を出來得る限り廣大(山間尙長七十餘間に及ぶものあり)。ならしめたるが如き、開墾地十數町歩を見下ろして、宏壯なる別莊を建て(日農館)たるが如き、其志氣を窺ふべし。かの有名なる米金井手も亦實にその大志のあらはれに外ならず。

曾て粟稗を常食としたる下蚊屋が、今や米を移出するに至れるは八郎に負ふところ多し。八郎の幼時は(父勝五郎小椋家より別家)小農にして家計豊ならず、下蚊屋特産の漆器製造に従事し、十二、三歳の比已に一人前の職工たり、長するに及ひては、普通人の三人役を爲し得たりといふ。其他大工事の測量を煙管によりて行へる等。その機敏思ふべし。

二代八郎は安政三年に生れ、明治卅九年に歿す。學を因藩二十士の一人伊吹勘右衛門に受く。(同家に二十士の扇面藏す。)乃父の志をついで、開墾をなし、又溝口村篠田清藏と共に米金井手發起人として、大山山麓をめぐる蜿蜒數里の水路完成に盡力し、今や其餘澤を受くるもの頗る多し(後篇参照)

日農館の大額は二代八郎の書く所、筆蹟頗見るべし。館後の高地に社地あり。中央出雲大社にして、左側天滿宮、右側三保社なり。こは初代八郎の創設にかゝり、其信仰を語るものなり。初代八郎敬神の心厚く、殊に菅公の御事蹟については、頗る精通せりと。

初代八郎は菅公の傳記と共に、大閤眞玄記を愛讀し、殆んど誦誦の域に達し、座談にも常に引用せりと。以て其爲人を知るに足る。二代八郎を二十士の一人に托したる亦故あるかな。

大岩家は代々八郎と稱し隠居して八郎治といふ。最初代八郎の遺言による。

大岩 八郎 治

米原村大字下蚊屋字山王原建設碑文

大岩八郎治神靈 碑 面 高 四尺八分 巾 壹尺六寸五分

故大岩八郎治君以文政八乙酉正月廿一日生于下蚊屋郷父勝五郎妣芝田氏名多摩君資性剛毅當事不屈不撓不見成功不措盡力于殖産興

業嗣荒蕪數拾町步鑿溝三千五百間所其灌溉拾有餘町步賴其利者不少矣君善治産富爲一村之巨擘而對公共及慈善之事寄捐金品不遺枚舉也明治廿九年八月十三日以病歿享年七十有二斯勳遺績後人

明治三十二年五月十日

撰 者 識

人施善爲徳之最大者爰方建設石碑也石材運搬之役通三百之多下蚊屋助澤兩邑有志諸氏所爲寄贈而爲深靈主之榮譽矣於茲與有志諸氏之厚意共刻於臺之石面以表明于永遠不朽矣

客昔泉明治貳拾九年新曆八月十三日舊曆七月三日



初代大岩八郎治

明治參拾壹拾月吉日 建設人 嗣子大岩八郎建白 (開墾地寫真産業部にあり)

近藤喜六

文政卯七月、伯耆國日野根雨町に生る。生家は上近藤と稱し、地方の名門造酒家にして、喜六は六代重郎兵衛二男なり。幼にして志を決し、孤獨飄然大阪に至り、時の鐵商として聲望ある名越愛助商店に入り、斯業に従事す。蓋し名越氏は同郡石見村の生れなればなり。喜六、小軀なるも、資性剛直にして勤勉、學深からざるも、常識發達の人として定評あり。安政元年十二月迎年三十六歳、獨立して鐵釘商を開業備喜(註蓋備後屋喜六)と稱し、居を西區立賣堀北通四丁目壹番地にトす。爾來勤儉努力家運年と共に榮え、遂に巨萬の富を積むに至れり。妻たかは清水町薪炭商富田家の二女にして、内助の宜敷を得たるも子女を得ず。明治五年世を養子喜八郎に譲り喜西と號す。晩年茶事と和歌とを嗜み、一壺亭茶話は其の見聞を録せる冊誌にして、明治五年八月の著述なり。然るに二代早世、再び店務を管掌せるが、明治十九年養子惣吉を嗣として隱退。二十年八月病を得て死去せり。生前公私に盡せるもの多々。左に二三を摘記す。

- 一 慶應元年五月捨子養育ヲ公表ス。
- 一 當時市内ニ捨子迷子ヲ拾ヒテ養育スルモノナキヲ憂ヒ、當町中橋北詰ニ立石其ノ事由ヲ調刻公表シテ兒ヲ救養セリ。
- 一 明治初年大阪府勸業課事務囑託ヲ受ケタリ。
- 一 明治三年官許勸業修業粗話を著述ス。
- 一 明治四年大阪府小前工商世話人拜命。
- 一 當時工商不況一般困却セシヲ以テ、勸業司ト稱シ、小資本家ヲ援助セリ。役員ハ府下有數ノ富福者ナリ。

一 明治五年二月楮作會社創設社長ニ就任ス。

世ノ文化ニ從ヒ、紙類ノ需用著數増加シ、原料不足ヲ告ゲ、之ガ輸入ニ俟タザルベカラザルヲ憂ヒ、極力府ニ交渉シ國益ノ爲メ該會社ヲ創立シ、府下各堤防ニ楮ヲ栽培シ、製紙業ヲ營ムヲ以テ目的トセリ。然ルニ牛馬往來繁ク、府ノ保護不行届、不得已會社ヲ解散セリ。

一 明治十年頃、大阪商法會議所設立、五代友厚氏會頭ニ就任セラレ、各商業組合ヨリ一人宛ノ議員ヲ推選スルコト、ナリ、鐵商組合ヨリ選ハレテ議員トナリ、併テ同業組合長ヲ勤ム。

一 明治十二年八月、官許隨意雜誌ヲ出版ス。感想縱橫賞時ノ意氣ヲ追懷スルニ足ル。

一日野川ノ改修

日野郡ノ交通運搬不便ナルヲ嘆シ、日野川ヲ改修シ、舟筏ノ行進ニ便センコトヲ企テ、明治十六年起工、爾來三ヶ年ノ努力ト、三萬圓ノ投資、殆ント成就セシニ、十九年末ノ水難ニ遭遇シテ、空ク水泡ニ歸シ、家屋流失、辛フシテ身ヲ以テ逃レタルモ、之レガ爲メ病ヲ得テ、歸阪、翌二十年八月十六日、遂ニ死去セリ。

法名ヲ慈光院顯譽近藤喜六居士ト稱シ、大阪市西區梅本町竹林寺ニ祀ル。(以上殆報告書ノ儘)

左ニ掲タル歌以テ故人ノ風懷ヲ忍フヘシ。

根雨權現社前ノ碑

日の川の岩うつ瀬々の浪よりも、碎は人の心なりけり

喜

西

(交通部參照)

聞く翁は老容媿の如く只眼中俊英の氣を表はせりと。

白魚や汝いかでか眼の黒き

とは翁の、口ずさみたる俳句にして直に以て、翁の自贊となすべきなり。翁又根雨雨側の丘阜を鑿平して命名して、月が岡といふその趣味を察すべし。

川舟のうた

(第三篇交通部參照)

ふらぬ日も大山おろしきそひ来て雪の花積む日野の川舟

山

一足は千里をあゆむはじめにてちりもつもりて山となりぬる

内藤忠徹

君名は渾一郎幼字忠徹といひ、後清之進と稱す。天保六年十一月朔日、日野郡笠木村（編者曰今の山上村）に生る。父を近藤圓太郎といふ。君は其一男たり。出で、内藤政行の養子となる。（編者曰、當時農民の地位甚低く、驥足をのばす能はず。依て士格を有する神官の家に入りしなり。）人となり。豪邁果斷、幼より大志あり。弱冠大阪に赴き、醫術を研究し、居ること三年、去つて京師に遊び、又讃岐にゆき、伊豫に移る。所在醫を業とす。頗る名聲あり。已にして海内多故、天下の形勢一變せんとす。君奮然として曰、男子力を國家に效すの秋至れり。區々たる刀圭のことは吾事に非ずと。乃ち熊本に赴き、長崎に行き、専ら兵學砲術を修め、刻苦數年大に得る所あり。萬延元年故郷に歸る。是時邊境警を傳へ。砲臺を各地に設く。君藩名を奉じ士兵を訓練し之を戍る。戊辰の役に、君亦一隊に將として藩主に隨ひ、奥羽に赴く。賊平定の後、東京に凱旋し、尋いで宮城を護衛す。勤勞を以て賞賜あり。明治二年郷に歸り、氣多郡（編者曰、今の氣高郡）山根村に退住し、再び醫廂を開く。四年家を舉げて水村に移る。君已に志を仕途に絶ち、業務の餘、民間の事業に盡力す。或は教育に、或は衛生に、或は殖産興業に、其効徳の没すべからざるもの一にして足らざなり。二十七年八月十九日病を以て歿す。享年五十九。君風貌俊秀、威嚴自備はり、天資篤厚、好んで仁惠を行ふ。配は鹽氏名は琴

子、性質温順貞靜、己を守る勤儉内を治めて頗る淑徳の名あり。君に先立つ三月、即ち五月三十日、年五十三にして歿す。男二女一を生む。次勝之助祀を承く（後略）（瀧谷正郷撰碑文による。原文は漢文なり）。

編者曰君の家、屋號を酒屋といひ、舊家にして代々里正たり。君は圓太郎の二男（碑文に一男とあるは如何）にして、母はのぶといひ川西氏なり。幼より群童に異り、人呼んで加藤清正の再生なりといへりと。故内藤義彦は特に君の知遇を受く。歸郷する毎に結

髮のことにあづかれりと。曾て曰、君は身體魁偉にして、風采堂々人を壓し薄瘴痕ありしと。

勝部靜男

勝部五松、名は靜男、伯耆の人（註父は印賀宇田氏の出にて玄了といひ本郡大宮村の内印賀の人、大阪に出でて醫を業とし令名あり。）少にして讀書擊劍を好み亦頗る才幹あり。明治戊辰王師北征す。君藩兵を監し、出羽に入る。三崎の役、賊と林を隔て、相峙す。飛丸雨下す。君挺身懼れず。遂に其壘を抜く。總督有栖川親王、鞍馬を賞賜し給ふ。中興の後、出で、司法に官す。居ること二年、名古屋に赴任す。幾ばくもなく母の疾を以て東歸し、墨堤の寺島村に僑居す。時に成島柳北、依田學海諸老、白鷗詩社を創む。君も亦與る。詩筆清麗傳ふべき物あり。其殘月啼鵑に云ふ。

緬懷德大寺 追感天津橋

不是思歸客 此時魂也消



勝部靜男の書翰

と。此題の絶唱といふべし。水樓晚涼に云ふ

疎雨渡江去	斷虹忽有無	暮潮吞沙岸	分碧入野渠
香山又熱海	豪遊固可娛	有此家江好	寧若愛吾虛
涼月不期到	烟外水雞呼	冷坐冷然善	冰心在玉壺

と。詩亦冷然として善し。明治癸巳六月病を以て亡す。年四十三。友人杉山三郎碑文を作る。其末段に云ふ。「君性孝友にして才藝多し。詩文國風より、圍碁點茶謠曲の末枝に及ぶまで旁通せざるなし。而して謙退伐らず。先輩有徳の者を見れば、首を俯して教を受く。後生、一善あれば、稱道措かず。成島柳北夙に聲名あり。酒を使ふて漫罵し、多く否とし少く可とす。獨君を推して企て及び難しとなす。君歿して未半歳ならず柳北亦逝く。(編者曰、原著者のことなり)余二君並に忘年の交を屏くす。今復亦見るべからず。哀いかな。眞に空言貢諛するものに非ず。」(某書序文に依る。原漢文)

内藤岩雄、姫路に遊び、店頭を漁り得たる書の序文による。今その書物と共に、書名を逸したるは遺憾なり。勝部氏詩集なりきと覺ゆ。文久三年九月十二日、藩主の命により黒坂謫居の二十士に恩役を傳へたる人。靜男氏の母は上石見村神官多田信濃の妹にてその姪の嫁せる山上内藤家に来りて居合拔をなしたることもありきと。印賀宇田家のあとを襲へる木山昌精藏せる短冊及手簡(叔父にあてたるものに精意兼到のものあり)頗達筆にして精氣溢る。その人となりを窺ふに足る。今その歌を録す。

出羽より東京へ凱陣しける時大總督宮より御馬を給はりけるに
かゝるとき父あいまさばとばかりにうれしき袖ぞまづぬれにける

靜 男

段塚郡之亟

幕末に於て我日野郡の一大勢力として「なんと生山金は段塚」と謠はしめたる段塚家は、本郡霞村大字

生山の豪家にして、殊に藩命を受けて組織せる農兵は、同家の殘光として一異彩を放てるものなり。今や同家は已に分散して、數基の墓碑徒らに憑弔の種となるのみ。從てこれが事蹟を調査することすら困難となれり。農兵は最後の主人段塚四郎の代に成れりといへども、其中心人物は、實に四郎の伯父郡之亟にして、當時、馬上優に太刀を横へし風丰は、眞に颯爽たるものありきといふ。左の文書は僅かに之が證左として存す。

郷士段塚四郎儀此度撤兵一小隊被成編成右差圖役并被 仰付候間動向の儀は御軍式方承合可申旨被 仰付候
但伯父郡之亟儀兼て西洋流砲術心掛居候赴相聞候に付右四郎後見致候様被 仰付候事

奥日野郡生山村

段塚 四郎 殿

佐野 増藏

郡之亟は慶應紀元丑歳季冬山口虎夫につきて、高島傳西洋流砲術目録幕入傳を受けたること、矢田貝重三郎所藏文書に依りて明なり。郡之亟引率の農兵は、郡内に於て少壯氣銳の士を募り、總員三十六人、稱して段塚農兵といひ、鳥府より有澤兵之亟來つて指導の任にあたり、佛國式の操練をなせり。大太鼓小太鼓笛等の軍樂器を加へて訓練せし様は、眞に勇壯にして、郡民の耳目を聳動せしこと、當時農兵たりし矢田貝千賀藏の語るところなり。農兵は藩廳より被服兵器の供給を受け、又一人扶持(四斗五升俵四俵)を給せられたり。明治元年徳川幕府の倒るゝや、天領地作州山の内地方取鎮の命を受け、出張せしこともありしが、明治四年遂に解散せられたり。郡之亟の晩年頗る振はず。明治三十三年の冬、放浪中四十曲峠に客死せりと傳へらる。年七十餘。前に内藤忠徹あり。後に段塚郡之亟あり。本郡人によりて早くも西洋流の砲術の研究されたることは珍とするに足る。左に段塚文書中砲術

幕入傳を掲げて當時の消息を窺ふの料とす。

- 一加農礮 一噓哈砲 一百刪氏暴母礮 一忽爲微子兒砲

- 右者口傳有
- 一火 索 一峻 墮兒 一紙製火索 一迅燒火管
 - 一火 藥 囊 一銃 藥 包 一號 火炬 火 一實 彈
 - 一烙 丸 一暴母 柘榴 彈 一木 馬 一鐵殼 燒夷 彈
 - 一鐵籠 燒夷 彈 一烟 霧 彈 一束 霰 彈 一葡 萄 彈

的打之姿勢

先兩足相離スコト凡六寸ニ開キ膝ヲ伸シ少シ許身體ヲ前ニ傾ケ左手ヲ以テ持チタル銃ヲ徐カニ持上右肩ヲ床尾ニ堅クアテテ右手ニテ臺ノ把リヲ持チ親指ヲ伸ベ食指第一節或ハ第二節ヲ引金ニ輕クアテテ正シク動力ザル様ニシテ左肘ヲ舉ヌ様ニシテ左眼ヲ閉ヂ頭ヲ稍傾ケ照門ヨリ的ヲ見通シ息ヲ詰メ指ヲ屈ムル心持ニテムリ引ナキ様ニ引クベシ、爆發ノ力ニテ視ヲ變ゼザル要也。

小銃之部

- 一騎 銃 一ミニユヘル 一矩 銃 一步 兵 銃
- 步兵銃射放標
- 一裝 藥 二匁五分 一距 離 百 步 下腹ノ部ヲ視フ
- 一距 離 百五十步 腹ノ部ヲ視フ 一距 離 二百步 頭ノ部ヲ視フ
- 一距 離 二百五十步 銃鎗ノ鋒ヲ視フ

小銃地矢倉見様之事

先銃ノ元口差渡シヲ二ツニ割リ是ニ摺割ノ高サヲ加ヘ内ニテ先口差渡ヲ二ツニ割リ其ニ先キ見アテノ高サヲ加ヘタルヲ以テ引ク時ハ地矢倉ノ高サヲ知ルナリ

出合之事 出合トハ視ノ筋ト砲心ノ筋ト交ル處ヲ出合ト名ク譬ハ摺割リ集中ノ心ヨリ高キ度八分一厘見當テ集中ノ心ヨリ高キコト六分見アテ合ヒ二尺八寸七分ナル時ハ十八間三分二厘ニテ出合ナリ算法次ノ如シ
一摺割ノ高サニ見アテ合ヒ二尺八寸七分ヲ乗ジ是ニ見アテノ高サト摺リ割リノ高キトノ差ヲ二分一厘ニテ除スレバ十八間三分二厘ト知ルベシ(圖省ク)

雷 願 之 法

- 一水銀一匁
- 一硝石精八匁
- 一アルコール十二匁
- 一硝石精ヲ硝子壺ニ入レ水銀ヲ注キ微温ニ溶シ「アルコール」ヲ加ヘ少シ温ムレバ沸騰シテ白粉升ニ至レバ漸々白粉下ニ沈ム是則雷願ナリ

右ノ條々相傳可致者也

西洋流砲術兼而修心不淺出精依之此度幕入致傳授與畢操練第一ニ存ル者也

慶應紀元丑歲季冬

段塚郡之巫殿

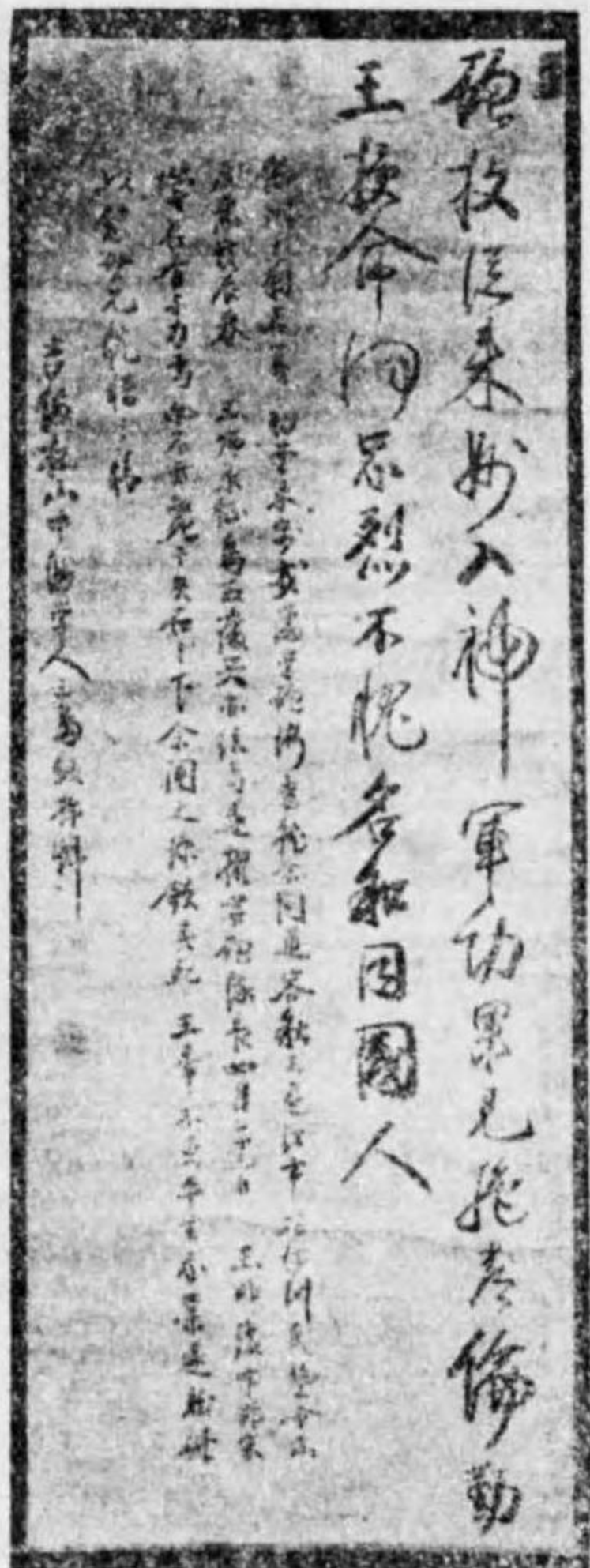
牙虎蒙彌 山口虎夫 □平正一花押

(段矢田貝重三郎氏藏)

足羽篤之介

篤之介は日野郡二部宿の人。父は伊右衛門母はたか名家足羽本家に生る。慕は下野國宇都宮光連寺にあり。正面に官軍足羽篤之介源是茂慕、側面に國治院忠譽義篤居士とし、裏面に由來を書す。蓋し篤之介學を山田方谷に受けつゝありし際、明治戊辰の役おこりしを聞き、慨然東上、進て役に従ひ、砲

隊長として各地に轉戰中戰死せるを憫みて、時の軍長の建しものに係ると。時は慶應四戊辰歲四月二十三日にして、行年二十八歲。當時天野隊として雷名ありし天野祐治（明治二十年前後本郡に郡長たりし人）の語りけるは、賊軍大



足羽三島之介の軍功詩

樹によりて、官軍をなやましたれば、篤之介は天野隊長をたすけて、大砲の發射につとむる折から、流丸にあたりて仆れたり。三島中洲翁兩親を慰むる詩

あり。一讀君の面影を忍ぶに足るを以てこゝに録す。

砲拔從來妙入神

軍功果見絶常倫

勤王授命何忠烈

不愧名和同國人

伯州足羽君篤之介曾來寓我藩學砲術旁余就問道客秋去遊江戸在江川氏塾今茲慶應戊辰春王師東征鳥取藩兵亦從焉遂擢君砲隊長四月二十三日 王師復宇都宮城君有與力焉而不幸斃矢石之下余聞之深欽其死王事不負平生志業遂賦此以慰母兄慟情之情

二部傳燈寺前の碑文は藩より建てられたるものなりと。

治國院忠譽義篤居士

官軍因幡砲隊長足羽篤之介源是茂墓

下野國宮都宮攻城際力戰而死 軍長之懺葬於其地光連寺碑之文字亦如是

慶應戊辰四月二十三日 行年二十八歲

註 光連寺は光淋寺の誤りか

又後の陸軍中將高島勲之助短冊を寄せて悼めり。歌に曰。

足羽是茂ぬしをいたみて

ますら雄と生れこしたにかたき世にみたてとなりて死にし君はや

以て人格を髣髴せしむるに足る

足羽篤之介母たか女歌

かねてより思ひつめたる君の忠勇をふるひて名をば末代

でかしたなそなたの忠勤は陣中の侍中のほんのいしづえ

ふみとまりうち死するはかくごでもおもかげ一目ゆめになりとも

嗚呼この母にして此子ありといふべし。如何にも純朴にして、一讀、愛國の真心、慈愛の熱情、儒夫驕兒をたしめるものあるを覺えずや。次の書簡は忠孝兩全の氣節躍如たり。

足羽篤之介氏の真翰（日野郡野史）

幸便奉申上候其後益御機嫌能御座恐悅至極に存候二に私儀無事消光仕居候條乍憚御放念可被爲下候去る四日迄は江川家に入熟罷在候得とも近日官軍下向に付而者中々以修行所に無之就而は諸藩とも江川塾引拂私儀は御屋敷へ引取候儀に鉦座候然る所當御屋敷も御引揚之御趣意に付而者何角と御用繁故夫等之御手傳申上居候所御武器始め御用荷物不殘兵庫迄御船廻し相成申候御手筈依之私儀上は乗り仕候右御荷物支配歸國仕候様被仰付今晩乘船當表出帆仕候都合に取極め居申候然る處過刻別紙御切紙寫し之通御出陣先き大砲方御雇入に被仰付旨山木左守千葉十太郎より申渡し候に付難有御受申上げ候儀に御座候何れ明日之内當表出立御先手迄罷出候心得に候間先は御同慶可被爲遺候全以近年來格別之御思召を以他出修行仕候様大數之入用をも無御厭御渡し被爲遺候儀故今日之被仰渡と御高恩海岳難有仕々實以難盡筆紙奉存候次第に御座候斯る御時節聊たりとも御用に相立候儀は於身上に而目之至り且者舊來之御高恩をも此時奉報候心得に御座候此段宜御一統様へ被仰上必ず私身上御安事被遣問敷右之段申上度取急き候に付餘事申上洩し恐惶謹言

三月十一日晝九つ時

足羽篤之助花押

足羽助八様

足羽文平様

尙々差懸り候儀に付上足羽段塚木下青砥へも宜敷此段御通用御吹聴之儀奉願候將又右之仕合取急き候に付御用紙拜借書狀相認め候儀に御座候以上

(別紙)

助八次男 足羽篤之助

其方儀此度大砲方御座被仰付候同御出陣先へ罷出佐分利鐵次郎遠牛太失差圖を受け相動候様被仰付候(江戸御上屋にて拜受)

(日野郡野史)

二部宿の出身官軍足羽篤之介氏は慶應四年四月二十三日下野國宇都宮城に於て討死せられ河田景興氏同軍に在り戦友足羽の血土に左の書を添へ實家に送付せられたり

足羽篤之助殿討死之節血土

右取置候に付御送り申

二十士の一人 河田左久馬

(日野郡野史)

足羽士の追悼歌

官軍足羽篤之介の戦死を追悼し保忠主の詠歌あり爰に記す

慶應四辰の卯月下野國壬生宇都宮の戦ひに益良雄の勇しき討死を遂し志を感じて

大君の御楯となりし益良雄の名は萬代の末に残れり

碎ても玉と呼ばれて雲井まで音ひゞかするやまと魂

歸らじと思ひさだめて武士の嵐にむかふ身はいさぎよし

飛田瀬兵衛父子

日野村大字野田家は、代々傑出したる人物を出せり。初代善兵衛、二代惣左衛門、三代宗兵衛、四代惣左衛門、五代惣左衛門相續いで大庄屋又は宗旨庄屋たり。

六代瀬兵衛は、寛政六年に生れ、長ずるに及び、郡内頭取役をも勤め、苗字帶刀御免の待遇を得たり。その子幾藏亦大庄屋たり。八代瀬兵衛は縣會議員となる等、歴世公共の爲に盡瘁せり。(世代參照)就中六代瀬兵衛は、最傑出したるもの、如し。後惣左衛門と稱し、體軀偉大、身の丈五尺七寸、冒すべからざるの威風あり。天保七年の飢饉には米粥を炊ぎて隣村をも救恤せり。常に世の鰥寡を憐み、之を扶養し、歿後は自家の墓地に埋葬して、永く追善を營ましむ。奴婢を遇すること亦懇切なりしかば、時人謠を作りて頌せりごと。

奉公するなら野田庄屋様に、水はかけ水身は樂な。生木小柴をたくがいや。

□日野郡野中村 幾 藏

其方儀數年庄屋役相勤御改正以後は野田津地安原下榎四ヶ付庄屋役被 仰付別而野田下榎兩村儀は近村種成難澁之村柄に有之候處御取立向始諸事心を付村々締合相立是迄絶人等無之萬事取治方宜眞實の動方にて村々一同致歸服外庄屋共の手下にも可相成段大庄屋より申達候に付御稱美被遣候

文久五年五月

緒形市兵衛

上緒形五代の主にして馬術の名人なりしと

緒形市兵衛馬術秘傳の卷 高野屋藏

初傳の秘事

鞍に南極北極之備奉下用ニ而通後踏踏不
有 虛 引 絞 取 放 打 込
右六ヶ條當流別而秘傳也

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 紀伊大納言殿 | 近藤治兵衛正次 | 松平丹波守内 | 渡邊兵大夫入道貞次 |
| 松平出羽守内 | 矢島半兵衛正次 | 松平丹波守内 | 松平出羽守内 |
| 松平丹波守内 | 坂井勝助用充 | 松平出羽守内 | 大和佐一右衛門用次 |
| | 大塚多十郎中浮花押 | 矢島半兵衛 | |

文化八年未三月日

緒形市兵衛殿

同黒坂神主梅林鐵馬亦頗る馬術に長じ性豪宕近郷に聞ゆ



得吉門衛右平藤近代三

近藤平右衛門(第三代)

(註大儒の文故原文のまゝ掲ぐる事如例)

君諱吉得小字萬藏又改八郎治後稱平右衛門近藤
喜兵衛君之嫡子也近藤氏家有鐵鏹爲世業至君大
理其業遂致盛大稱爲中興良主舊鳥取藩命爲大里
正在職二十六年終始如一民和俗厚業賞賜者屢矣
安政四年五月二十五日病歿享年七十九私諡禮讓
院夫礦山爲事頗難非沈毅能耐則不能治民亦難非
慈愛孚人則不能是人之所能知也至壽殆八十譽鏤

克勤豈非天之祐吉人乎聞之君年十三始嚮鉄于岡山時人呼爲神童可以知爲天賜其才也贊曰
世有礦山出鐵無缺廢居適宜志業大達治家々榮監人々悅德望隆昌家聲勃々幼 神童老爲人傑七十九年其
志如鐵

藤澤南岳識

近藤平右衛門(第四代)



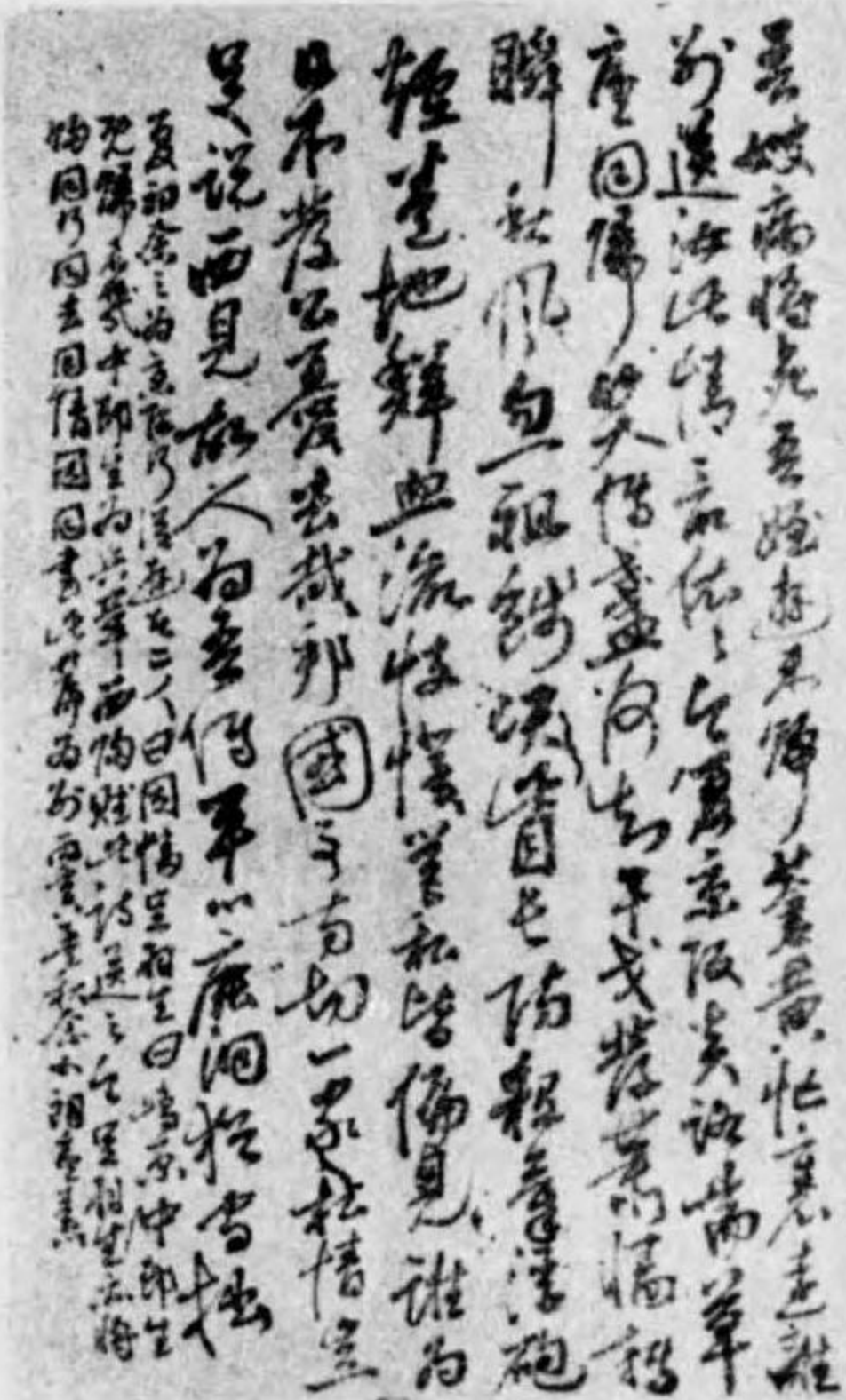
長吉門衛右平藤近代四

近藤君諱吉長稱平右衛門雲洲平田人岡新右衛門
第二子母岡田氏文化八年正月二十八日生幼見頭
角近藤平右衛門諱吉得養爲子爾來從事家政夙夜
劬勵產業益興天保十四年鳥取藩拔擢爲大里正助
役嘉永三年十一月累進大里正奉職二十餘年以老
辭俟尋賜謁爲大里正首座不在職而賜謁者因伯二
洲所未曾聞蓋特特典也君奉職不意勞苦功績甚多
且獻金穀於藩著數矣以故藩每稔賜米百五十石俸
十人口又屢有衣服之賜明治五年制度一變廢藩置
縣以君既藩制之時許性氏帶刀官又舉君列士族賜祿三十七石餘君年六旬使長子喜八郎嗣家六年十二月二
十八日病歿享年六十三葬於先塋次諡速成院配近藤氏名波也生二男一女長子喜八郎繼禪二子權左衛門出
嗣瀧川氏長女八十嫁石原贊曰

勤儉興家 國本在農 積善餘慶 其報不空
 奉先是孝 事上是忠 崇敬神佛 賑恤困窮
 溫厚之質 謹嚴之容 遺像在此 長憶德風

妙法院門跡比叡山大學頭兼善光寺別當
 大僧正村田寂順敬題

足 羽 學



足羽學の送別詩
 岩崎薫沖、伊藤宜堂に就いて學び、後山田方谷の門に入りて、専ら漢學を修む。日夜孜々、研鑽の功を積みて怠らず、學業の進歩衆に超ゆ。遂に擢られて塾長となる。藩主池田侯、その才名を聞き、他藩に在るを惜む。即ち召して以て世嗣研學の御相手たらしめんとす。されども氏は學猶淺く、識未だ足らざる

二部宿醫師足羽純亭の男にして、章分の兄たり。字は重光秋山と號す。幼にして神童の稱あり。初、岩崎薫沖、伊藤宜堂に就いて學び、後山田方谷の門に入りて、専ら漢學を修む。日夜孜々、研鑽の功を積みて怠らず、學業の進歩衆に超ゆ。遂に擢られて塾長となる。藩主池田侯、その才名を聞き、他藩に在るを惜む。即ち召して以て世嗣研學の御相手たらしめんとす。されども氏は學猶淺く、識未だ足らざるの故を以て、固辭して請けず。藩公資を給して、便宜遊學を命ず。時に年二十三。氏乃ち去つて神戸に至り、又長州の青木周藏につきて蘭學を修む。居ること一年、不幸病魔の襲ふところとなり、爾

來病床に呻吟すること十有三年、明治十五年歳三十五にして逝けり。氏が藩侯に召されたる時、尙徳館に於て試に應じたる作あり。外に秋山文集一卷をのこせり。試に卷中の文題を掲げんに

爲學論、王陵論、伯夷論、管仲論、伍子胥論、晏嬰論、論申包胥、送藤島子訥序、早家嚴書、與家弟書、秦論、送安藤伯致序、送荒井木公序、唐憲宋論、送釋超順歸松前序、自名記、元旦賀宴序、早方谷先生乞鄧正鄙稿、擬獻策、早鶴殿國老裁正瞻觀擬獻策書、與林先生書、誠軒記、朱王同異、燈匣記、猶不能捕鼠論、詩賤說、唐太宗論、願書、與水田子平書、論文章、聽講錄（序曰進而聽退而錄之論語微子篇十一章、同子帳論二十章の要旨）あり。行文思想共に卓越なり。（文學部参照）
 編者曰大儒宜堂翁、曾て特に四君子の畫に慰問狀をそへておくれるもの、同家に存せり。情味掬すべきものあり。

赤 井 稻 齋

稻齋は陶齋と號す。宮内村の人、爲吉の二男。明治十一年歿す。年四十。母をさわといひ、兄千藏は庄屋をつとめたり。稻齋生れて畫才あり。少年時代には家業紺屋の仕事を助けつゝ、書物をよみ畫を樂めり。現に樂々福神社本社に掲けたる大額人物畫はその比の作なりといふ。長じて鳥取に行き後京都に入り、居ること三年、某氏に師事して四條派の畫風を學び、後又長崎に行き、僧鐵翁に就き文人畫を學ぶこと四五年にして郷にかへり、爾來また出でず。神宮寺欄間及格天井に畫ける極彩色密畫は、眞に力作傑作にして京都よりかへりたる當時の作なりと。稻齋性酒棋を好まず。山の上、儒醫、池田涼庵と交遊最も好く、常に往來して詩文を弄べりといふ。晩年阿毘縁西木家の家庭教師となりしが、や、變人風の陶齋は一生獨身なりき。藏品中志士頼三樹三郎の書ありしといふ。以て又その趣味を窺ふに足らん。稻齋興に入らざれば妄りに畫かず。從て現存せる稻齋の筆甚だ多からず。由來本郡文化普からず。殊に維新前に畫家の如き殆んどあるなし。稻齋の如きは出色の一人といふべし。

因に印は稻齋の妹里村野村よし許にありと。又陶齋散人とも稱し、印には赤井崇と刻せり。
 (陶齋の畫美術部にあり。)

近藤喜八郎 (鳥取縣青年讀本による)



近藤喜八郎

近藤喜八郎は、天保九年九月十一日を以て伯耆國日野郡根雨村に生る。父は平右衛門。家世々製鐵を以て業とす。喜八郎天資英邁神童の稱あり。漸く長するに及んで専ら家業に鞅掌し、敏活直截、能く事務を處理し、餘暇あれば、自ら製鐵工場に赴きて、工人等を指揮すると同時に、心を潜めて斯業の研鑽に従事せり。而して其工場の地たる、深山幽谷の間にあるを以て、四顧山岳重疊し、潺湲たる溪聲の外、絶えて耳目を娛ましむる物なきも、喜八郎は數年の間嘗て倦怠の色を示さず。汲々として業務に精勵し、技術を練磨すること職工も尙及ばざるものありき。喜八郎が他日日本製鐵事業改善の祖たるに至たりし因、實に此に胚胎せりこ謂ふべし。喜八郎の家、もと同地方の大里正を世襲したるを以て、二十八歳にして其職を嗣ぎ、理民の任に膺つて、治績渺からず、數々藩主より賞状を受く。而して其の職に在ること八年、明治四年に至り廢藩置縣のことあるや、直ちに擢られて、日野郡長となる。後數年にして、父老年に及ぶの故を以て職を辭し、爾來専ら家道に盡瘁せり。この時に當り、時勢の激變は延いて喜八郎の事業にも影響し、祖先以來未だ曾て有らざる大恐慌に遭遇せり。(かの悠々

たりし我國鎖國の夢破れて、開國通商の事行はるゝに及ぶや、歐米の新事物は陸續として輸入し來り、物質的方面に大變革を興へたるが、中にも鐵類の需要に驚くべき變化を來せり。即ち大は船艦、兵器、鐵道、機械、建築等より、小は針、鋸、釘に至るまで、大小の工業一として鐵類の力を藉らざるものなく、從來の如き幼稚なる製鐵法を以てしては、到底この大需要に應ずること能はざるに至れり。是を以て多額の洋鐵頻りに轉入せられ、忽ちにして和鐵を驅逐することとなりたれば、喜八郎が家業上に被れる打撃は非常なるものなりき。然れども其鐵山を全然洋風に改善することは至難にして、固より一時に行ふべからず。因つて喜八郎は刻苦多年、經營慘憺の後、先づ容易なる方面より、漸次動力の利用、精鍊の方法等を改良し、常に自己を益したるのみならず。又一般の砂鐵業者をも裨益するに至れり。此の如くにして精製したる鐵は極めて良好にして、廉價なるを以て、第一回乃至第五回内國勸業博覽會に於て、毎回賞状、賞牌を受けたり。喜八郎はかくの如く家業に奮勵して、本邦製鐵事業の爲めに、貢獻する所ありしのみならず、又荒蕪を拓きて水田となし、樹木を植えて山林を殖し、其他教育事業に金を寄せ、道路を改修し、孤兒貧兒を憫みて金穀を投する等、公共博愛の事業に力を効したること枚擧に遑あらず。是を以て官其善行を賞して、銀盃木杯等を下賜したること前後數十回に及び、徳望、郷黨に洽かりき。更に特筆すべきは過ぐる明治二十一年、海防費に關する詔勅の下りし時、直に聖旨を奉戴して率先献金し民の赤誠を表はして、黃綬褒章を下賜せられ、又二十三年、尾濃の野に於ける陸軍大演習に際して、特に陪觀を許され、名古屋本願寺別院に於て、天顏拜謁の光榮を辱うしたることなり。喜八郎の榮譽はなほこれに止まらず、明治三十年には綠綬褒章を授け

られ、三十七八年戦役に際しては、特に御沙汰書を拜受し、勳六等旭日章を授けられたり。年齒已に耳順に及ぶも、尙矍鑠として壯者を凌ぐものありしが、明治四十三年秋病魔の犯すところとなりて遂に歿せり。喜八郎の如きは、生きて衆民の模範となり、死してなほ餘榮あるものといふべし。

編者内藤岩雄、青年の時職を日野郡高等小學校(在根兩宿)に受け翁卒去せらるゝや直に翁の寫真と直筆を乞ひ、學校の郷土室に掲げ、後進子弟をして、私淑せしめんとせり。眞筆は聯落大幅にして左の歌を記す。

勳六等旭日章を賜ひて

大君の惠の露にうるほひていきをのしるしたまふ畏き

吉 通

文字端正にして墨痕淋漓翁の人格髣髴たり。翁は長者の風格をそなへ、頗謙讓の徳に富み、教育者を尊敬すること頗厚く、毎年一月必ず招待して、待遇到らざるなく、且懇懇後進子弟を奨励し、惻々人を動すものありき。

入澤 格 治 (因伯時報抄)



入澤 格 治

(前略)翁は弘化四年八月九日生。先代千賀藏の長男にして、安政六年七月、父病歿年甫めて十三歳にして、入澤家九代の主となる。翁幼より豪邁にして穎悟。夙に大人の風あり。(中略)翁壯年、和歌山藩醫高松玄門、鳥取藩儒村上晚節及び松江藩儒服部鷹堂等に從ひ、漢字歴史を研究し、擊劍馬術も造詣する所深かりき。當時藩の貢賦酷に失し、農民怨嗟の聲巷に絶たざりしが、多里郷も一揆蜂起し、數箇村を語らひ、竹槍蓆旗、矢戸田圃に屯し、將に代官所を襲撃せんとせり。翁當時年漸二十三。之を聞

きて、憂慮禁せず。悍馬に鞭ちて、一揆の屯所に急行し、馬上之を抑止せんとするも、衆應せず。翁更に勵聲、暴動の不可を論じ、且曰く、我願はくば衆民に代りて之を藩廳に訴へ、願意を徹さん。其間解散して事の成否を見よ。事若し成らざれば、我此頭は汝等の存分に委せんと。衆其義氣の壯烈に感じ、相戒めて隊を解き、事なきを得たり。翁直に鳥取藩廳に出頭し當路に懇請するところあり。當路亦、翁の熱誠を聞き、程なく希望の一部を納るるに至り、衆民深く之を徳とせり。翁が當時の颯爽たる風姿と、敢然たる義氣とは、今に至るまで、農家爐邊の一美談となり居れり。翁年益壯なるや、或は大庄屋郡長、大區長等の要職に歴任し、明治初年に於ける地方行政の衝に當り、後縣會議員に選出せられ、在任二十年に近く、常置委員、副議長等に當選すること屢々、行政上計畫參與すること少しとせず(中略)亦翁の慧眼なる、夙に地方山野が、樹林の造殖に適せるを看取し、明治二十年頃より、之れが普及を提唱し、躬ら率先して樹苗育成、林地整理等の合理的範を示し、其指導奨励に熱誠なる日も惟れ足らず。(中略)今や郡内到る處鬱蒼たる林相を見んとするに至れるは、一に翁が先覽の賜といふべし。翁が經營せる同地の植林地亦數百町歩に及び、林相の美、經營の完、視察者の驚駭羨望する所にして、山林翁の名ある又偶然にあらず。(後略)

附記

明治二十八年病を以て縣會議員を辭するや、意を政界に絶ち、郡會議長となり、地方民業の發達に劃策し、元治元年、金二千兩を幕府に献納せるを始めとし、通路學校の改修新築に寄附せしこと。數回民望一生を通じて隆々たりしが、遂に大正九年二月四日を以て逝けり。享年七十四歳。

野 坂 榮 (金治郎又一右衛門といふ)

維新の際郡の代表として活躍せる人物に、入澤格治近藤喜八郎野坂榮の三人あり。野坂榮は溝口村の人、天保七年を以て生る。父を彌一右衛門といひ、大庄屋、宗旨庄屋たり。弱冠の



野坂榮

頃より、父の添役となり公務に従事し、ついで安政の際、日野郡御改正役となり、田畑宛口調につき功勞あり、一代限苗字帶刀御免の沙汰あり。ついで大庄屋となり、精勤の聽え高く、文久年度違作の際は近村貧家人へ粥米を施、或は直段下ケにして飯米を遣し、且又同志と相謀り、西伯郡長者原新田を願出で、其井手筋御普請鍬子飯米拂底の節は、機宜を逸せず繰出し、該事業の成功を扶けたる等の功績により、帷子社祚賞賜せられたることあり。元治年間、境御臺場新規御築造の際は、日野全都に諭告して、人夫一萬五千人を差出たる功勞により社祚賞賜更に、長者原新田普請費四百兩、安政三年江戸御上屋敷御殿修理費中へ金千五百兩其他献金數度に及び、米子御滞城の節は大炭千貫目献上等の貢獻あり、御郡奉行直觸の待遇を受くるに至る。其他己年凶荒の際に近村難澁人へ米を施與し、又興學助費金を寄附する等の善行少からず。一生を通じて公益世務に盡せり。なほ明治五年(六月二十三日付)に、左の褒賞を受けたり。

日野郡郡長 野坂榮

舊冬日野郡動搖候節構内村々奔走説得を加へ遂に鎮靜候段奇特之至に付爲褒賞目録之通下ヶ遣し候事

壬申六月

目錄

金二百疋 (全傳古文書に依る)

新田儀一郎

陸軍歩兵少佐從六位勳五等功五級新田儀一郎は明治八年十二月八日伯耆國日野郡花口に生る。父は近



新田儀一郎



新田儀一郎少佐の墓

藏母はくに、少年體軀偉大、成人の如し。日野郡高等小學校及角盤高等小學校に學び、後上京、尙武學校に入り、苦學到らざるなし。明治三十一年、遂に素志を達して、陸軍少尉に任せられ、三十七年

鳥取縣

大尉に進む。鬼大尉の名あり。明治三十七八年戦役おこるや、奮然従軍、到る處雷名を轟かしたるが、可惜、最後の大會戦に入らんとする三月五日、惡戦苦闘を以て有名なる柳匹屯の激戦に、名譽の戦死を遂げたり。

坪倉鹿太郎



坪倉鹿太郎

日野郡野史子、坪倉鹿太郎は、米山又平六（坪鹿の音にとる）と號す。安政三年七月廿八日、日野郡山上村に生る。家世々農を業とせるも、文章ある家にて、年寄組頭等の村役人を勤めたり。（尼子の臣なりし戸田屋坪倉の支流なりと）君亦幼にして文學を好み、村吏員となる。その間専ら勸業につとめ、夙に私立品評會を開き、自ら筆を造りて陳列せしこと等ありき。蓋本郡に於ける村品評會の嚆矢ならん。廿五年七月君が農業造林の事に精通せるの故を以て、時の郡長小山光正氏に召され、勸業造林事務に映掌すること前後十年、或は若槻佐一郎翁に就き或は吉野造林法を傳へ、郡造林の經營にあたり。殆んど寢食を忘る。實に本郡郡有林の今日ある君に負ふ所大なり。宜なるかな、嚴父老病の故を以て、職を辭するや、郡その功勞に酬いんがため、極大銀杯一個を賞與す。君性來舊事を調べ、之を書き集むることを好み、或は古書を寫し、傳説を聞くことに深き趣味を有し、殊に郡衙にありし十餘年間、郡内巡回の際餘暇だにあれば、聞書、探究頗るつと

め、四十三年一月「日野山櫻」を著し、又「日野義民傳野田三社巴形」なる淨瑠璃を書き、其外「凶年の後悔」「造林の勤め」「牛馬古老譚」などの書を編み、郡内へ無代配布せり。大正二年一月郡史調査委員として、擧げらるゝや、君欣然として立ち晩年をこれに捧げんことを誓ひ、献身奉公頗る努めたりしが、三年三月囑託を解かるゝや、君慨然として、野史の編纂に全力をそゝぎ、四年間晝夜兼行、苦心慘愴、卷數實に三十六（千四百四十三枚）大正六年十一月稿成るや感慨無量歌ふて曰

あらうれし苦の下にてわれ聞かむこの書よみて笑ふ人聲

君又和歌を好み、（四十二歳始めて内藤岩雄に就て學ぶ）自然を好愛し、性淡如、奇行多し。死に先つ數年、自ら改名を作りて

一疊亭樂水米山閑士

といふ。これ一はすべて左右均齊の文字を好めるに、（平六も此例にもれず）よる。生活簡易、能く産を治む。一女久米女あり、高等師範學校文學科を卒業し、奈良女子師範學校教官在職中病を得るや、京阪の間に看護大に努めたりしが、自ら病を得て遂に立たず、大正十年三月卅一日思を郡史に遺して逝けり。家集あり。米山歌集といふ。收むる所凡一萬七千。勞作思ふべし。

緒形弘義

氏は安政三年正月廿四日日野郡の名門緒形氏分家に生れ、政治界に於て、將實業界に於て、本郡第一流の人物として、夙に世人の敬慕する所たりき。氏は明治四年度本郡黒坂、小河内兩村の村長を拜命せるを始めとし、爾來村總代、村會議員（約四十餘年間）戸長、縣會議員（前後七期間）日野郡書記、各種

品評會共進會審查員日野郡巡回蠶業教師郡會議員(五期間)日野郡蠶絲同業組合長(二期間)同組合副會長(四期間)其他各種官公私團體の重職に歴任せり。就中本郡蠶業製絲業上の先覺者として、將又現



義弘形緒

に養蠶當業者として其功績實に顯著なるものあり。而して今氏が蠶業に盡瘁せる動機と、其經營上の辛苦精勵とに付、其概要を記すること左の如し。慶應二年の頃、地方産業奨励の目的を以て、鳥取藩廳植物方より、居村黒坂村へも、一戸當二十本宛の桑苗配布ありしも、當時の村民は未産業思想に乏しく、只に放棄して顧みるものなき有様なりれば、氏は深く之を遺憾とし、其遺棄せる桑苗を蒐集し、

之を自己所有の原野五六段歩に、自から先づ鋤鎌を採り、人夫を指揮して植ゑ付、以て桑樹の繁殖を圖り、養蠶の基礎を立てたり。折から維新の改革あり。明治二年の頃より、村勢漸次に衰頹して、遂に世人より「新鍋の金氣を止めるまじなひには黒坂の二字を書くべし」とまで嘲笑せらるゝの慘狀に瀕せり。氏は深く之を慨嘆し、當時の民狀に鑑み、此頹勢を挽回するには、養蠶業の普及發達を圖るに如くものなしとの確信を持し、先づ自家に於て盛に蠶を飼育して範を民衆に示し、懇々將來有望の事業なることを説き、大に奨励に努めしかば、年次從業者を増加し、爾來數年を出でずして、黒坂村の主要物産たるに至れり。氏は茲に於て當地に製絲業をも併せて興すの必要を感じ、明治十年度自ら進んで群馬縣前橋山室傳習所へ入所し、蠶業及製絲法の傳授を受け。修了後は直に自家に於て座繰製

絲を創め數人の工女を養成し、以て斯業の普及發達を圖れり。之本郡に於ける座繰製絲の嚆矢とす。氏は尙進んで岡山縣地方へも出張して、座繰製絲の方法を傳授して、工女の養成と斯業の改良發達に努めたり。明治十一年度、桑園の改良増設を企圖し、長野縣鹽尻地方より、刈り桑苗二万本餘を購入したりしが、當時尙交通運輸の便不備なりしが爲め、其苗木の大部分は殆んど、枯損してまた用に立たず。此計畫に對して實に一大打撃を蒙りたり。されど氏は少しも屈することなく、僅に辛うじて生存せる幾部の苗木を種苗として、刻苦辛酸、年次苗木を増殖栽培し、茲に始めて初期の通り、刈桑園に改良することを得たり。其れより漸次苗木を増成して、本村内は素より郡内及岡山縣阿哲郡廣島縣比婆郡地方へも頒布して、桑園の改良發達に貢献せり。氏は又其後斯業に於ける先進地、即兵庫縣滋賀縣靜岡縣東京府、埼玉縣、群馬縣、長野縣地方の養蠶製絲業を實地に付きて、詳細視察研究を遂げ、以て地方斯業の改良の資に供したり。爾來村内は養蠶熱高調し、從業者頓に増加し、一戸を構ふるものにして殆んど養蠶をなさざるものなきに至り、金融稍豊になりければ、曩に一時衰頹せる村内の狀況も、漸次恢復の域に向ふことを得たり。郡中亦之に倣ひ、其筋の奨励と共に、各村共に飼育者の數を増し來りたるも、本村は依然郡中の主産地として、當時の總産額中、其三分以上を産出するの盛況を呈せり。宜なる哉。村民一同は緒形氏の功勞を頌贊して、村内宇山崎の地點を相して、此處に一大頌德碑(報緒形弘義氏功勞養蠶記念碑)を建立し以て永代に其徳を表彰したり。氏は又蠶種の製造を經營し、自家の産繭は殆ど原料に供して蠶種を製造し、各地の當業家に供給して、其名聲を全國に博せり。最近の製造高は毎年約一萬二三千枚に上り、本縣下は勿論遠くは主に岡山縣德島縣宮崎縣地方へ輸送し

て、該地方當業者の需用に應ずるの盛況に至れり。斯くの如く、氏の功勞と名聲は、夙に赫灼として

斯業界に顯れければ、各府縣、郡團體の主催に係る品評會共進會等より、賞狀若くは功勞表彰を受けしこと、實に枚舉に遑あらず。遂に去る明治三十八年度には大日本農會總裁、大勳位功三級貞愛親王殿下より、綠白綬有功章を下賜せられ、其名譽を表彰せらるの光榮に浴せり。

(依原文)



結形弘義功勞養賢記念碑

常に如意を持せり。詩文を能くし、高士の風ありき。享年六十九。

因に氏は、夙に大阪慶應義塾に學び、佛學に造詣深く、碧眼録を愛誦す。號を無得といひ

石 佛 題

一佛來現何奇特
膚垢非紫磨金色
木佛元來不渡火
唯知無常沒諸想
眞佛朝暮不離心
夜深同見千巖雪

信迦跏趺座唯緘默
總是如漆又似墨
泥佛入水能固殖
色卽是空空卽色
一念仰起觀音力
不可得理何將得

無染着心清淨身
非木非泥如非金
此佛難留火宅中
今日有我明日無
眞出靈山說不說
天上天下唯我獨尊

相好端嚴示福德
撫擦始知石彫刻
金邪石邪存有極
金剛不壞非機則
靈驗如海德難測
一箇果破三關賊

頃日偏得一石佛來現同有此作

大正三年春日

勅題社頭曉 自畫贊

くだかけのまだきに啼て産土神の森にこだまの響く拍手

佐伯半四郎



佐伯半四郎

本郡出身の英學泰斗に頭本元禎氏あり。佐伯半四郎は實にその經營にかゝるジャバンタイムスに筆を執り、大正元年陸軍通譯官として、支那革命の際、從軍し、九月二十四日漢口の任地に病死せるの人なり。山上村大字笠木佐伯春平の第三子にして、米子中學を出で、弱冠米國に渡り、苦學力行、四十歳に及び、遂にハーバード大學院を卒業せり。性質温良頗る孝友の情に厚く、辛苦の間にありて、常に生家を扶け、絶わす金を送り、且姪子をして教育を受くるの機會を得しめたり。

其人格の高潔なりしは、當時司令官長篇の弔辭に見るべく、側々の情人を動かすものあり。遺骨は耶教の禮を以て郷里に葬る。

牛尾 淑 人

鳥取藩士、明治七年以來各地の小學校に奉職し、明治二十五年、日野郡唯一の日野郡高等小學校長として赴任、全郡子弟教養のことにあたり、其子弟にして名をなせるもの甚だ多し、當時の學校は寄宿

舎制度なりしを以て、其經營容易ならず。豪放にして而も温情あり、義侠に富める氏は克く部下を率ゐ、校紀肅然、能く縣下に名を成さしめたり。

明治三十二年五月日野郡に於ける最初の郡視學となり、次で氣高郡視學東伯郡視學に轉じ、大正二年六月願に依り本官を免せらる肥樞巨眼偉人の風格ありき。

新見常次郎

故陸軍一等獸醫正七位勳六等功五級新見常次郎は、二部村大字三部池口平次郎三男にして、明治廿六年四月廿二日出生、長ずるに及び、縣立倉吉農學校獸醫科卒業ついで一年兵志願、三等獸醫に任命せらる。その年日光村新見家の婿養子となり、日光村在郷軍人會長として忠魂碑建設のことにあたる。大正七年第三師團騎兵第四聯隊に召集せられ、その翌年四月一日西伯利亞派遣隊に従軍、六月一日二等獸醫に昇進せり。翌七月十五日、西伯利亞後貝加爾州附近の敵軍偵察隊に参加し、其任務を了り歸途につきしが、途中不意に數倍の敵軍と衝突し、戦友十四名と共に戦死せり。戦功により勳六等功五級を賜ふ。



新見常次郎

加藤正義

日野村の内奥渡出身にして始め名を源太といふ。少年の比黒坂三輪要三郎部下に筆生たり。後志を立て鳥取縣廳に入り、大藏省に入り、日本郵船會社理事となり、累進して副社長となる。

法橋善作

阿毘綠村大字上阿毘綠の出身、弘化四年九月二十八日生、同村高木文禮山上村池田涼庵に學び、明治十一年大阪に出で、家を興す。常に實業界の牛耳を握り後大阪商業會議所副會頭に擧げらる。二十三年以來、大阪築港、阪鶴鐵道、中國鐵道株式會社、宇治川電氣株式會社、日本海上保險株式會社等の創設に盡し、ついで明治四十五年鳥取縣選出衆議院議員に當選、第四部長となる。伯備線の敷設は氏に負ふ所甚大也。大正五年勳四等瑞寶章を授けられ、同十二年二月十九日逝去す。享年七十七。

小早川鉄儼

東本願寺會計課長として令名ありし人なり。頭本元貞氏等も幼時就て學びしことありといふ。師は學才世に優れ、手腕の聞えあり、老年歸山し黒坂に歿す。

古都勝藏

篤農家として大日本農會より表彰せられたる古都勝藏は山上村大字福壽實の人、嘉永元年正月十五日呱呱の聲を擧ぐ。年二十歳にして、西園寺勅使御通過の際に於ける五十人頭として勤務せしより、一生を通じて公職に盡すこと五十年、議員として、公吏として、技術員、委員として殆んど寧日なき身を以て尙ほ林業農作養蠶に努め、常に率先範を示し、就中林業の鼓吹に、實行に、力を効すこと多く自ら苗を作りて植栽せしもの百萬本に及ぶ。

外公共に盡すこと多く、地主として小作人に人望あり。敬神奉佛の念厚く、氏神及檀寺に山林田地を



古都勝藏

寄進する等奇特の行少からず。内能く家を齊へ、産を殖し、一人の手代も置かず、酒造業を經營し、老年に至るまで、半夜水車通するを例とせり。老後内外繁劇の中にも、なほ寒空に犁をひき、爐邊に綯ふことを休めず。思慮深く、然諾重く、質素謙遜にして農民の典型たり。大正六年四月病を以て逝けり。享年七十歳。

山浦武四郎



山浦武四郎

曾て廣島控訴院判事として、岡山、廣島地方裁判所部長として、名判事の名斯界に噴々たりし從四位勳五等山浦武四郎は、山上村大字笠木山浦馬喜藏二男として、明治五年四月八日、呱呱の聲を擧ぐ。幼にして神童の稱あり。十七歳志を立て郷關を出で、苦學奮闘、具に辛酸を嘗め、血尿を出すに至る。明治二十五年、明治法律學校全科卒業、直に辯護士試験に及第、年僅に二十一歳。東京及松江にて辯護士開業評判辯護士の一人として、明治三十二年に至る。その年判事に任せられ、爾來主要地に判官たり。大正二年より同五年迄、廣島控訴院に於て、山浦判事が裁判長代理として立つや、その陪席判事

たり、山浦判事が卒去するや、その後を襲ひて、部長となりし篠田判事(嘉一郎)は、山浦判事の裁判長振りをして曰、「君の裁判長振りは實に鮮かなものにして、訴訟關係人をして悦服せしめ、又兇暴不逞の徒をして愕然たらしむるものに候云々」と。又その性行を記していふ。温愨にして機才あり。熱心當事、思慮緻密、品行端正、家政整齊、と。更に職務の成績を述べ「事を執る頗る精緻、敏捷にして審理明確、判斷允當、嘗て豫審判事たりし時の如き、審理完全なるものとして、成績拔群、頗る好評を博したりしが、累進して裁判長の職を執るに至り、技益練熟し、判文暢達、情理兼ね盡し、稀に觀る逸才たり。」といふ。以てその人となりを窺ふべし。

身長小なりしも、雋敏の氣、眉宇に溢れ、眼光炯々人を射る。而も温情頗濃かにして、後進を扶け、友人に厚く、亡師西村武彦先生のために頌德碑建設を主唱する等、情誼掬すべきものあり。

大正十一年一月一日逝く、卒去の前日、高橋院長(現、名古屋控訴院長)を官舎に訪ね、席上僚友二三子と民事上の問題を究明す。院長その頭腦の明晰なるに感歎せる折柄、遽然昏睡状態に陥り、遂に起たず。時に年五十を越ゆること一。廣島國泰寺に葬る。

藤原禪透

本郡神奈川村大字俣野源泉寺の住職なり。少壯の時、文久年間紀州東牟婁郡佛光寺の江湖會に臨み、歸途京都に宿りしが、時恰も長藩士京師に亂入し、砲聲殷々兵火各所に起るの時にて、洛の内外男女難を清水寺は避くるもの多し。禪透亦同時に避難すること三晝夜、偶々名古屋萬松院住職靈嶽あり。勸むるに勤王を以てす。師奮然大に決する處あり。遂に法衣を脱して干戈を手にし天誅組に加はりて、

大和各地に轉戦せしが幕兵に夾撃せられて支ふる能はず殘存者離散す。師亦已むを得ず郷關に歸る。時に年十六。
爾來專念佛界に竭す所あり大正十三年歿す。

松本源八郎

松本源八郎は今の米澤村の内大内の人なり。溝口村金屋谷地内、段の原一帶の畑地を田と化さんことを企畫し、自費を以て、同村字松ヶ瀧より二里半餘の水路を開鑿し、墾田の基礎を確立せり。これによりて、畑地は變じて、約二十町歩の良田となりぬ。村民之を徳とし、同地に高三尺八寸の碑を建てたり。曰

嘉永六年丑十二月二十九日(死歿日)

盡精院圓影明良居士

當邑畑直連中造立之

酒造業を營み、性濶達豪膽にして公共心に富み、造庭泉石盆栽等に趣味を有せりと。

精農家列傳

本郡の如き農業を主とせる地方に於ては、農業に精勵し、斯業を改良するは、最も緊要のことにして、これによりて、地方の開発に資したること、蓋し尠少ならざるべし。各村何れも卒先者の輩出せるありて、指導啓發に當りたるならんも、文献の徴すべきもの少く、比較的顯著ならざる性質上今其人を知ること能はざるは、頗る遺憾なりとす。たる現存の文書得るに従つて掲載し精農家の代表者と

し、その面影を忍ばん。固より九牛の一毛に過ぎざるべし。

開拓に關するもの、如きは傳記部及開墾部に譲ることとせり。

精農 直重

(日野郡野史)

山上村村大字福住村矢田貝實春氏の曾祖父直重翁は精農且貞實の故を以て慶應三年四月鳥取藩廳より左記の通り褒賞を授けられし名譽の人なり。昔今の住居の異なるは轉居に非らず、村の組替に因る。

奥日野郡佐木谷村 直

重

其方儀御高八石九斗餘り致所持當時小頭相勸居申候處御百姓出精朝暮身を詰め相働御年貢始め三拂御米代等も每人先に入納致し至而心得方宜有之段大庄屋申達候に付御賞美被遺

精農 平藏

口日野郡船場村 平

藏

其方儀六人家内御高貳拾壹石餘致所持農業に精力を盡し他邦へ神參杯致し候節は珍敷稻粟之實取歸り自分は勿論村内へ弘め作らせ山野之稼に心を村追々暮し方繁榮致し家内一同心得方宜村内者素より近村之引立にも相成候段大庄屋申達候に付御稱美被遺候(安政三年)

因に平藏子孫は、今の日野村舟場、堤佐々木家にて今尙繁昌せり。

尙同家祖先大助は久しく庄屋を勤け嘉永の頃私費を以て、間地峠の道路を修繕したる功により、藩侯より揚羽蝶(殿様の御紋)の

御紋付三つ重木杯を賜はりたることあり(依野史)

印賀の精農

(日野郡野史)

印賀の大宮村菊左衛門は今の印賀宿古都光藏氏の實父なり彼は生得正直にして假にも人と争はず專農業を精出し諸事町噂に致し百

姓の手本にも相成候者に村文久三年春血判御調の際鳥取藩廳より御褒美として刈鎌壹枚被遣

柿原の精農

(日野郡野史)

江尾の柿原村清水市松氏の親は精農の聞え高くして遂に鳥取藩廳より褒賞を授られし其御書付を左に記す。

日野郡柿原村 市 次 郎

其方儀八人家内にて御高拾石六斗餘所持家内睦敷相暮し先年迄は難澁人に候處田畑新開等朝暮星を戴き相働き候より追々身許相應に相成衆人致稱譽候趣奇持之事に候依而爲御褒美歟壹挺被遣之

明治四年未三月

民 政 局印

編者曰、尙此種の篤農家少からざるべし、農村として尤も貴ふべき資料なり。尙ほ讀者の精査をのぞむこと切なり。

慈 善 家

明和七年正月生山村段塚彌右衛門は凶年に付常郡内難澁人へ米を施與せられ板井原へ参斗施さる (吉岡家文書)

天明三年七月十一日本年凶歲に付根雨杉田屋より板井原宿へ米四斗依四俵施與せられ宿中難澁人へ割賦相渡さる (同文書)

天明二年久古船越其右衛門より全郡に對して二十六石心付米施與

板井原宿分七年

(吉岡文書)

これらの事實に徴するに當時本郡内の富豪が慈善に力を盡したる跡歴々として窺ふべく此他にも必や尙あるべきも今知るによしなきを遺憾とす。

慈善家野田和助

(日野郡野史)

大河原村に野田和助といふ大慈善者あり。家饒にして、小作人等數多あり。然れども世間大方は鬼心となり常より善事の行はれがたき、天保七年甲の大凶年の冬より、翌酉の春夏の頃、飢饉に迫る者多き時に方り、氏は全家心を合せ施與は此時なりと村内は云ふに及ばず。近河小浅村小柳三机諸村の貧家に、度々喰米を施與し、其上貧者を呼び、時食を與へ尙粥を竹筒に一杯宛施與せらるゝこと當新穀期に及べりと。

孝子義僕節婦傳

「一人仁に興れば一國仁に興る」と。誠に孝子義僕節婦の言行程、人心の琴線に觸れ、世道人心を作興せしむるはなく、眞に郷土の誇閭里の華といふべし。たゞ其事蹟湮滅し易く、今残れるものは官廳の表彰文數葉あるのみ。

孝女 ひろ女

奥日野郡多里宿 濱次郎女房 ひ ろ

其方夫濱次郎義一昨卯年聳に貫ひ受子供貳人致出生當時は兩親とも都合六人家内に而御高五斗余所持致以前より宿屋商賣致睦敷相營申候處幼少之砌より孝心深く祖父磯吉儀九年前九拾三歳に而相果井に祖母儀も七年以前八拾五歳に而相果候處右兩人存命中乍幼少大切に介抱何等不限申付を不肯長々數相仕候に付何事も其方ならでは不相成様申候に付死病に取結び候節者晝夜側を不去看病致し勿論食事等心を付好の品は早速調爲給候に付病中毎々余人江茂相咄し歡び右等の心得候得者引續親万作夫婦江孝心を盡し既に去夏以來母儀相煩ひ歩行不如意に相成候處無意晝夜懇に致介抱近村にも稀成神妙之段大庄屋申達候に爲御褒美鳥目貳貫文被遣

貞女 きく女

奥日野郡黒坂村 甚次郎女房 き く

其方夫甚次郎儀少々諸作致し農業之透間日庸稼に而乍困窮當日相營居申折柄昨亥年不圖同人病氣に付終に亂心に相成西風東風狂廻り候處村内に親類爲藏と申もの有之候得共是又難澁者に而世話振等行届不申故村中之もの共不便に思ひ出歩行不申様にと這入所拵へ遣し置候處追々病氣彌増纒の間も目放難相成に付其方少しも戸外不致懇に勞り身を詰糸引或は仕立物杯して其賃銀を以漸當日之露命相繫自身は食物引足不申とも甚次郎へ者快く相進め殊右等病症に付而は色々難題申懸候事も有之候得共可成丈は取計不及義は懇に申含め萬端組合へ纏り相談致し候處小頭仲右衛門儀兼而律義なるものに而既に去冬にも御買物上納方手段有之間敷に付手合方談合可遣と申聞候得共往々は相款候共先づ村方へ役介、懸候而は不相成娘を子傳奉公に指出し給銀を以御上納に相立申度尤其身薪

機り杯に罷出節は勤先相頼娘之留守居致もらひ申度と申出候に付則右衛門始組内之者共俱に世話燒き近所江奉公に差遣し候旨且越年米として村内より少々助精造し候處畢竟甚次郎への助精と相辨へ右等狂氣の夫へ一々始末申聞せ猶懇に介抱致し至極真心奇特成ものと村方一同感心致居申段大庄屋申達候に付爲御褒美米四斗被遣候

かの有名なる因幡二十士が黒坂泉龍寺に誦居せし比。きくの貞節に感激し、赤心をこめたる表彰文今なほ、きくの孫女細木しもの家に藏せらる。忠貞相照らす壯觀は、眞に人心を作興するに足る。今原文のまゝに掲ぐるこゝなしぬ。

貞婦阿菊傳

余寓于伯之黒坂村泉龍寺一日自外歸見有婦滯于水蓬髮敝衣顔色憔悴如重有憂者余哀之后數日寺僧語曰村中有婦夫某病狂好酒毆擊亡狀婦心和怡以待不少爲厭苦家素貧爲人傭作紡績澣濯僅以爲活竈絶炊烟者數而不令某有知先是里正患某爲狂暴相共計遂幽之一室不許他出婦憂悶日夕不離側時有少獲錢則竊買酒與之屢詣里正泣訴請解幽哀情動人會今春某病少瘳乃差寬之婦悅喜甚某亦不甚爲暴官聞其事某月某日 賜米若干以表其苦操余聞之意擬曩婦或是也會寺有事里人相集因復見蓬髮敝衣者問之果然婦狀貌謹慎起居緩徐默々有人後余益哀之因問寺僧曰聞伯俗陰險狡獪而此士尤甚且淫奔成風自老夫老婦皆不能免焉今有婦如此不亦奇乎僧曰彼婦眞泥中之蓮也問其東隣則父子相惡西隣則兄弟爭產南隣某男誘某女北隣某女六七更婚他皆此類矣噫名教壞而人倫廢相率爲獸行而不恥矣是豈獨草野之徒夫傲然立廟堂上自稱士太夫者概皆諂諛姦曲走權趨利其所附託者一朝失勢則視之猶仇讎恬然不知恥亦不悲歟然則是婦非獨有異于村里婦女而已宜矣官有以賞之也夫好善惡惡人之常情況有可記以傳乎婦名菊年三十五人見以爲過四十蓋積憂使之然云

甲子 仲冬

扇山 中野元長撰
天瀑 足立正聲書

因にいふ。甲子は元治元年也二氏は實に憂國の志士因幡二十士にして黒坂誦居中の作也忠孝映發は掬すべし。

黒坂村吉兵衛悻惠助孝子として旌表せらる(萬延元年)

佐川の孝子

佐川村に萬延の頃利右衛門しげ共に孝行にて鳥取藩廳より御褒美を頂戴せし御書付を左に記す

日野郡佐川村 利右衛門

同人姉 しげ

其方儀祖母と三人家内御高七石三斗余所持貞實にして心得方宜敷農業專精出し御貢物者素より小拂迄も人先に相仕舞就中幼少の砌兩親に放れ祖母の世話にて成人致し候に付別而祖母へ孝心深く昨年より病身に相成候に付而は一入大切に致し少しも意に不背食物等任望相與へ晝夜心を配り夜分は兩側より添寝致し孝養を盡し候段大庄屋より申達し候に付爲御褒美米貳斗被遣候

孝子 林之助

一孝行人 下阿毘縁村

身元假成の御百姓 林之助

(天保九年戊辰御巡見様一件諸事扣中にあり)

菅澤の孝子

(日野郡野史)

菅澤村幸左衛門と云ふは正直にして又孝行の心厚きにより能く親に仕へらるゝに付慶應三年血判御執行の際藩廳の御褒美を頂戴し

善行を世に知られしは、今の小澤馬一郎氏の祖父に當る人なり。褒賞の御書付は左の通り

奥日野郡菅澤村 幸 左 衛 門

其方儀御高拾壹石九斗余所持當時五人家内にて農業に精出し壯年より假にも人と不爭心行宜農業に身を詰め御年貢拂相對取引等に
至迄義を違へず且當七拾五歳に罷成候母拾壹年以前より風と眼病相煩種々治療致し候得者無詮終に兩眼相失ひ不自由難義致候を別
而愁歎致し大切に孝を盡し他出は素より日々農業山野之稼に罷出候刻歸りし刻限迄夫々母に爲告知起臥萬端に心を付け食物等相好
み候品は快く相與へ家内供々心を付至極大切に致し候段大庄屋申達候に付御褒美米壹斗五升被遺候
(小澤家藏書)

福兼の孝子

(日野郡野史)

福兼の岡定四郎と云ふは親孝行の聞え高くして鳥取藩より御褒美銀八拾匁下し賜はり元治元年四月十日大庄屋所にて拜受せらる。
佐川の孝子

(日野郡野史)

江尾村佐川の赤井忠五郎主の三代前幸右衛門と云ふ人は至極孝行奇特の聞え高くして明治三年鳥取藩廳より御褒美を拜受せし其御
書付を左に記す。

日野郡佐川村 幸 右 衛 門

其方儀六拾五歳に相成候母其身夫婦子供三人都合六人家内十四五年以前までは五六年も近村へ出奉公致し先町可嚙に相勤當時御高
六石余所持田畑請作共六反歩計開作農業一瀛に元付村内肝煎致し貧窮乍相暮し兼而心得方宜く人と不爭家内一統睦敷農業精出し御
年貢無遅滞相拂部而米銀取引嚴重に差別致し就中子供多き貧窮之中を大切に致し好みの品は聊宛にても毎々買求げ母よりは子供へ
分け遣し兎角母の意を不背近年母眼病を相煩候處村之醫師を頼連行治療致し貰ひ母達者にて自身薬取川越の事怪我致し候ては不相
成とて其方參り薬取歸り相與へ女房も懇に爲致介抱殊に余人の世話振足手間の儀は成丈け懇に致し候故村方之者共快く致世話遣し
既に昨年之違作に付ては肝煎相勤致者三人も有之何れも難澁之儀取極相成兼村方五十八人之者へ入札爲致候處五十人計り之入札皆
其方へ落札相成候程の者にて右等孝行奇特成者之段大庄屋より申達候に付爲御褒美米四斗被遺。
表彰せられたるものなほあるべさも、今は文献にもとめ得たるもののみを載す。

三代の善行

神戸上小谷鶴太郎の祖先、三代相續いで公役に精勵し、且一家睦敷家業にいそしみたること、左の文書によりて窺ふべく、眞に感歎
の外なし。

一筆申入候然し神戸上村勝右衛門儀及老年年寄役難相勤旨此度願之通被成御免跡役同人粹友助江被仰付候尤勝右衛門儀舊年諸役誠
實相勤候段心妙之至依之米四斗被遺候間左様相心得此段可被申渡候右様可申入如此候恐々謹言

緒形四郎 兵衛書判

十二月三日

駒崎 定 右 衛 門 殿

奥日野郡神戸上村 組頭 榮 三 郎

其方儀當時七人家内取持之御高拾貳石餘致開作兼々心得方宜ものに付四年以前組頭役相勤候處諸事心を付廉直に相勤別而近年一統
銀詰に付ては御取立向等之儀者心を配り致世話振能く取扱候に付歸服致し其上親友助儀近來病身に相成歩行も相叶不申之處晝夜身
を詰め懇致介抱素より食事等心を付望之品者取寄爲給何事に不限申付候事は不背至孝にして農業精出し奇特成者之段大庄屋申達し
候に付爲御褒美銀一挺鎌一挺被遺

力士傳

角力は我國の特技にして、殊に角力本場出雲に近き我日野郡は古來角力道盛にして、名力士を出した
ること少からず。殊に農村青年間に斯道の盛なりしは、本郡民の體格と意氣とに影響せること蓋大なる
ものありしならん。今中央に活躍せる力士及地方に雄を謠はれたる力士中、文献、碑文に明かなる
ものを列記して、其概況を窺ひ、農村子弟の元氣作興に資せんとす。況んや我郡が、大阪角力道の權
威二代の朝日山を出し居るをや。

四代朝日山



二代部傳燈寺前四朝日山右衛門墓

天保年間に於ける大日本角力道の牛耳をとりたる四代目朝日山四郎右衛門は二部村出身にして仲田姓也。現に二部傳燈寺前に碑あり前面に朝日山四郎右衛門右に眞翁勇鶴居士旭雲妙諦大姉左に天保十亥歲五月十日と彫せり。大阪に上つて修業中郷里二部村稻荷大明神に誓願し遂に大關となるや正一位を申請し許可を得て開願の誠を致せりといふ。

眞 鶴 (九代朝日山)

眞鶴の名は、實に本郡角力士を飾るものにして、天保十二年、本郡旭村字中祖に生る。家は代々年寄庄屋を勤むるほどの家柄にて、父は木島彌四郎、幼名長五郎といひ後二平と改む。兄弟五人中の末弟にして、兄弟何れも體格偉大なりしが、眞鶴はその内にては最小なりしと。身の丈五尺五寸位、體重は三十貫に及び、肩幅殊に目立らて見え、膂力衆に越わたり。宮角力時代は一力と名乗り地方の雄たり。力取りといはれんよりは手取にてあらゆる手を用ひしが、就中タカミノ首叩に妙を得たりと。安政七年年二十歳にて大阪に赴き、頭取朝日山四郎衛門に仕へ、四ッ車久吉と稱し、其術、日に進歩し



旭村大村字古市 大阪大關眞鶴(九朝日山)墓

眞鶴政吉と改名して、遂に大關となる。諸侯の寵愛を受くること一方ならず。其位置を保つこと數年、諸力士皆悦服す師八代朝日山四郎右衛門病歿するや眞鶴その跡を襲ひ、九代朝日山四郎右衛門と成り大日本力士頭取となる。(安政七年云々以下碑文に依る)眞鶴は頗る美男子にして愛嬌あり。性温順にして氣力衆に秀で、金錢には極めて無頓着なりき。歸國五回常に相撲を興行せり。歿年不詳なるも

三十五歳四十歳の間にして、或はいふ毒害せられたりと。

因に西伯郡妻波の朝日山は我朝日山の門人なりと。

石ヶ濱富治郎

山上村大字茶屋内藤家に生る。安永天明比の人。内藤播磨守茂宜の五男(野史に淡路正の男とあるは誤にして同人の弟也)にして富治郎茂義といふ。身の丈六尺二寸あり。大力無双にして、容貌塊偉、名力士として喧傳せられ、遂に備中松平兵部殿家臣となる。(野史關備前守殿抱力士となるとあるは系圖にあはず)矢原神社に角力番附奉額あり。石の濱が郷土に錦を飾るがため角力を奉納せしものなりと。

増見川等

生山の段塚墓前に増見川多五郎の墓神あり。彼は段塚家の力士にして名高きものなりしが天保三年十一月十四日歿し段塚家より建碑

せられしといふ(日野郡野史)其他本郡内所々に碑石に名をとむるもの少からず山上村狩場赤岩文四郎は三吉氏なり。文化中大阪相撲の斑に入り有名なる力士となり性質溫和にして世間の愚直厚かりしといへり天保二年四月十一日死亡村中にて建設せる寂雲定光信士赤岩文四郎と彫せる大石碑現存す(日野郡野史による)久谷の幸山法道寺の泉崎古市の眞弓濱等は著しきものなり。

響野音之祐等

日野郡山上村大字笠木に生る。小田原治右衛門といひ、身の長六尺鴨居の上にある杯を口つけに呑みたりと大阪に上り幕下十兩取りとなる。人にそねまれて毒害せられ歸郷して歿す。時に安政二年正月年廿二。若織織右衛門は嘉永の比尤有名、嵐山多吉は佐々木谷の産天明の比全盛の力士。明治に入りて阿毘縁の岩戸山は伯耆一といはれ屢上方力士を破り生山龜井山と並び稱せられき。山上村武藏野大灘等ついで地方知界に名を知られたり。此地方今に角力道盛也

頭取青木山

矢戸島屋の生れにて、代々青木山六藏と稱し、久しく日野郡奥部の角力道に貢獻せる所、尤も大なりき。目あかし(探偵)をもつとめたりと。

勝田山と日野川

安政四年八月日野村本郷に生れ、二十一才上阪幕内力士となり、當時十六兩となり、東京に上りしも河歸され、地方巡業中長門豊浦郡川柵にて病死年三十五。多里村出身日野川亦これと比肩せる上方力士なりき。

第十二章 名勝及天然記念物

第一節 總叙

我郷上、山青水白、天然の風致に富み、將、神代以降歴史上の遺跡少しとせず。歴史上の遺跡即ち傳説地、古城跡、社寺の如きは、夫々その部に譲ることとし、こゝには主として天然の雅趣他に勝れたるものを採録することとせり。此他全郡到る所雪月花の風趣に富めるどころ比々皆然り。また新に計劃せられたる洲ヶ崎堤坊の櫻等見るべきもの漸次多からんとす。これら天然の風景が、愛郷心を養成し來れること、もとより尠少にあらざるは叟々を要せず。今後益々名勝舊蹟の保存を嚴にし、郷土の美化につとむべきなり。

茶 村

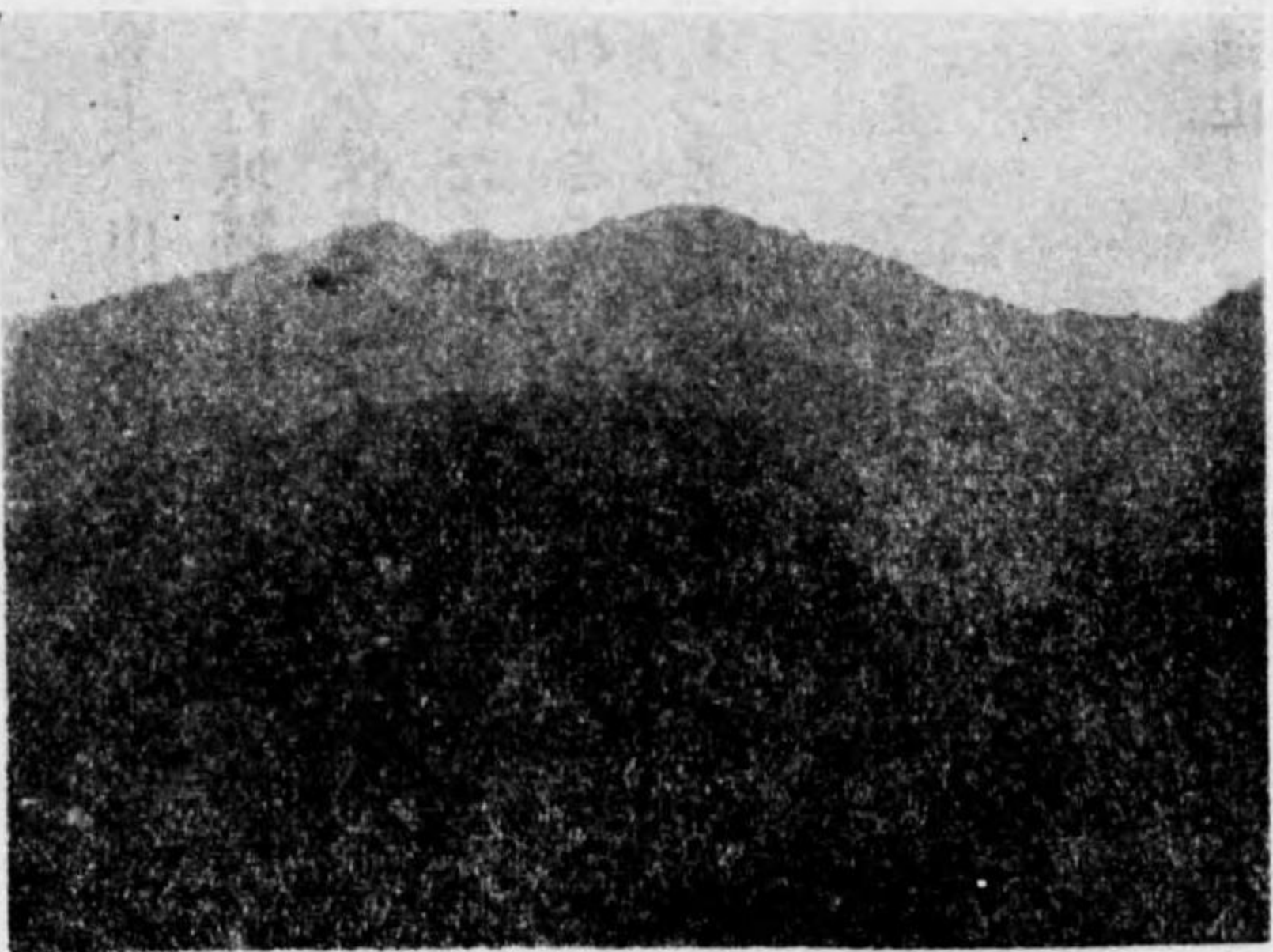
見馴てはさしと思はぬ山水も、今朝は今更おもしろきかな

第二節 名勝

船通山 センツウザン 日野郡多里村、山上村、阿毘縁村を擁して、出雲國仁多郡に跨れる船通山は、神代の古地として有名なる鳥髪トリカマの峯にして、出雲風土記仁多郡の條に

鳥上山 「郡家の東南三十五里、(註今の四里卅一町)伯耆と出雲との堺、鹽味葛エヒカヅラあり。」と。ある、これなり。日野川、簸川ビヅカハの水源をなす。此山に上るに、三路あり、一は多里村よりし、一は阿毘村より

し、一は山上村大草山の峯つゞき（春雪凍るの比は一路垣々一直線に上下すべし）よりす。此山半腹より上は喬木なく、適々山毛櫨、羽團扇楓等を見るのみ、其他は熊笹、紅空木、躑躅の矮生植物繁茂し、其蔭に苔桃、舞鶴草、かたくり等の高山性の小植物叢生せり。（海拔一一四二、五米）六月初旬、五



多里方面より船通山を望む



船通山頂大樹

月雨晴を以て登山の好時節とし、登山するもの頗る多し。満目紅布を以て掩へる如く、其壯觀に接しては、恍惚として身の間なるかを疑ふに至る。頂上は俗に天狗の土俵と呼はる。平坦なる廣場にして、一樹の目

を遮るものなく、雲伯藝備隠石因作八州の山々、起伏重疊波濤の如く、縹緲として烟霞の間に連亘する儀は、恰も一大パノラマを見るが如し。山嶺より多里村の方へ下ること數十間にして、忽ち巨樹

の眼前に横はるに逢着す。これぞ稀代の名木、榎の巨木なる。高さ三丈、一枝最も長きもの二十間に近く、枝は悉く傾斜に従つて垂下し、枝上數千人を上すべし、眞に神代の昔、八股大蛇の事蹟を我等に告ぐるにあらすやとの想を起さしむ。

因に出雲分を下る十數町、所謂鳥上の瀧あり。高數間、凄凉の氣人に迫る。巖上（石英班岩）の大椏數千歳の昔を語る。山嶺「草薙劍出現之地」なる碑あり。

茶 村

吹おろす風もしめりて鳥髪や八岐の大蛇今出なんとす

苔むせる松皮巖そより立ち大蛇の如く走る瀧津瀬

一簍一笠

（天 町 桂 月）

麓より凡そ一里半にして頂上に達す。南に少し下りたる處に、甚だ大なる榎の樹あるのみにて、頂上には全く樹木なく、且つ尖りて、四方の眺望よく、大山、三瓶山をはじめとして、藝備石雲伯諸州の山々、重り合ひ、連り合ひて、其つくる處を知らず。草に踞して、天風に羽觴を飛ばせ飄々として、凡骨頓に脱せるを覺ゆ。いつ上りても心何となく快よきは、高山の頂なる哉。この頂上の眺望の雄大と云ひ、舌振の溪谷の奇峭と云ひ、麓の川上の地は、天下の一勝區たるを失はず。稻田姫の奇遇神話を飾れるのみにて、跡はたづぬべからず。麓川の水滔々として古今に流る。素尊よべども起たず。靈劍今に國家を護る。眼を千里の外に放ち、思を數千年の昔に馳せ、感慨縱横、杯の數と共に興味いやましにつもる、酒の終に餘瀝なきに一呼して下りぬ、（明治三十三年）

道後山頂の躑躅園

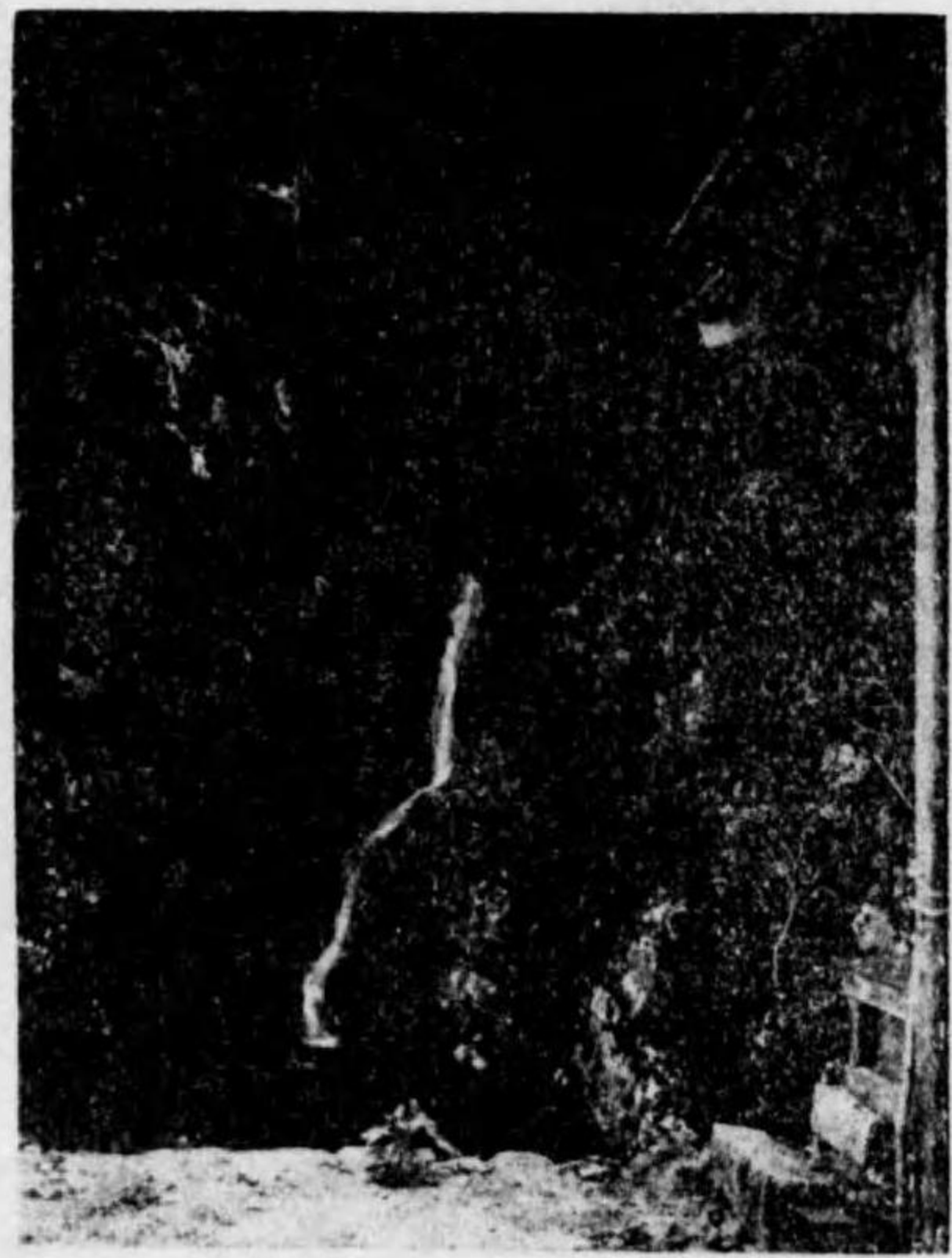
備後出雲伯耆の三國に跨れる道後山（三國山ともいひ海拔一二六八、八米）は、

山勢雄偉近隣を壓す。多里宿より上ること一里半、半腹より上は灌木帯にして、頂上廣瀾、その上には圓形の數峯並び立ち、三笠山を想はしむ。奇巖點々盆石の如く、自然に茂りたる躑躅叢、その間に

點綴せられ、紅空木また叢生し、六月、十月頃の壯觀言語に絶す。蓋し船通山頂の風物と共に、雙絶とすべし。山のあはひに池ある。燕池ヒヤイといふ。また掬すべし。此地奥部放牧場に充てらる



牧放近附池燕頂山後道



(流上川ノヒ) 瀧清村里多

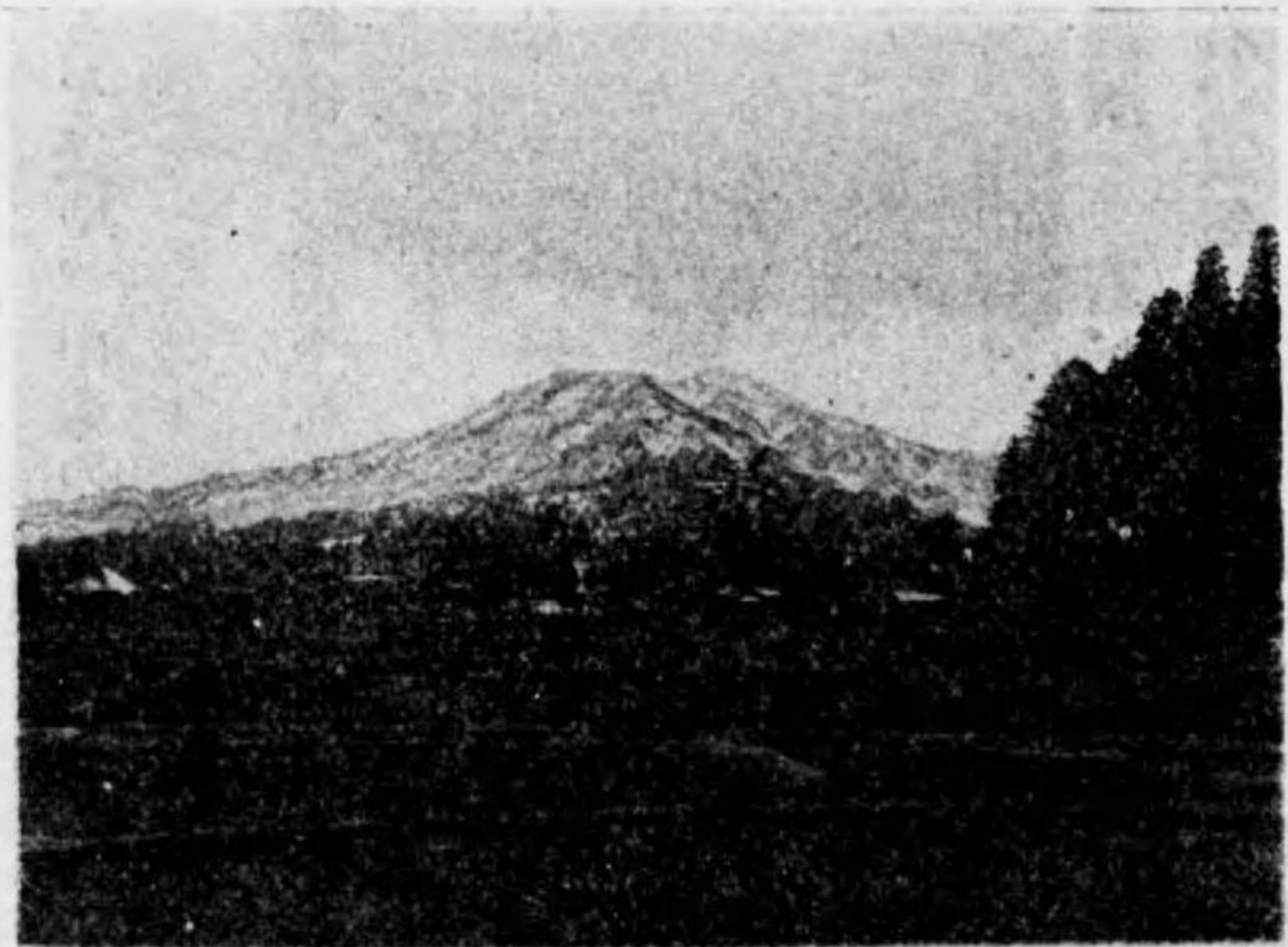
清瀧 日野川の上流、多里村地内湯河村の奥に瀧あり、清瀧といふ。幽邃の趣本郡に冠たり。瀧に達せざるに既に隠濕の氣人に迫るものあり。巖色赤味を帯び、(湯河邊一帶赤鐵硅岩の露出するあり。頗奇觀也) 鬼氣の魅するかを疑ふ。瀧は高大ならざれども、(高さ五、六丈か) 清冽の水、水晶と碎け

て、紅壁を奔下する所、巖壁に叢生せる樹木、全く日光を遮り、一段の幽趣を添え。瀧下一字の堂あり。十一面觀世音を祠る。信者の賽するもの少からず。

山上富士

本郡山多く、名山亦多しといへども、其形の整齋秀麗なること、山上村大草山に及ぶものなし。山の高さ九百十六米、これを茶屋方面より見んか、その姿眞に富士の如く、兩裾長く引いて泰然たり。雪

の日、月の夜さては霞の朝は、又一入の眺なり。この山、全山藤樹多く、晩春登山すれば、紫雲脚下に湧き、眞に登天の思あり。山上東北に向つて、眼を遮るものなく、大神山を正面雲烟の間に見るべく、裾野の左に消ゆる所、入海は白帆をうかべて模糊たり。若夫れ快晴の日は、隱岐の島を水天一髪の邊に望むを得べく、山國に於ける一大偉觀也。



士富屋茶村上山

我里の鎮なりけり打霞む、大草山は富士がねに似て

内 藤 茶 村

坪 倉 米 山

木 下 鳳 僊

此里のふじのねいたくかすみけり、ふもとのさくら見ぬかぬるまで

あかねさす旭うららに山の上の、富士が嶺つゝむ霞長閑けし

鬼林山 樂々福神社傳説について、有名なる鬼林山は、宮内村と福榮村とに跨る大岳にして、高さ一〇三一、二米、其形頗る雄大にして、日野川の深壑を壓するの觀あり。山麓一帶及附近の地、鬱蒼たる杉檜林にして、日野川より昇騰する朝霧夕霧、山腰を罩むるの時、其色、其趣、更に一段の雄渾なるを覺ゆ。山嶺の眺望亦頗る豪宕、綠滴る千山萬岳、狂濤の如くたなはる様、快哉を叫ぶの外なし。

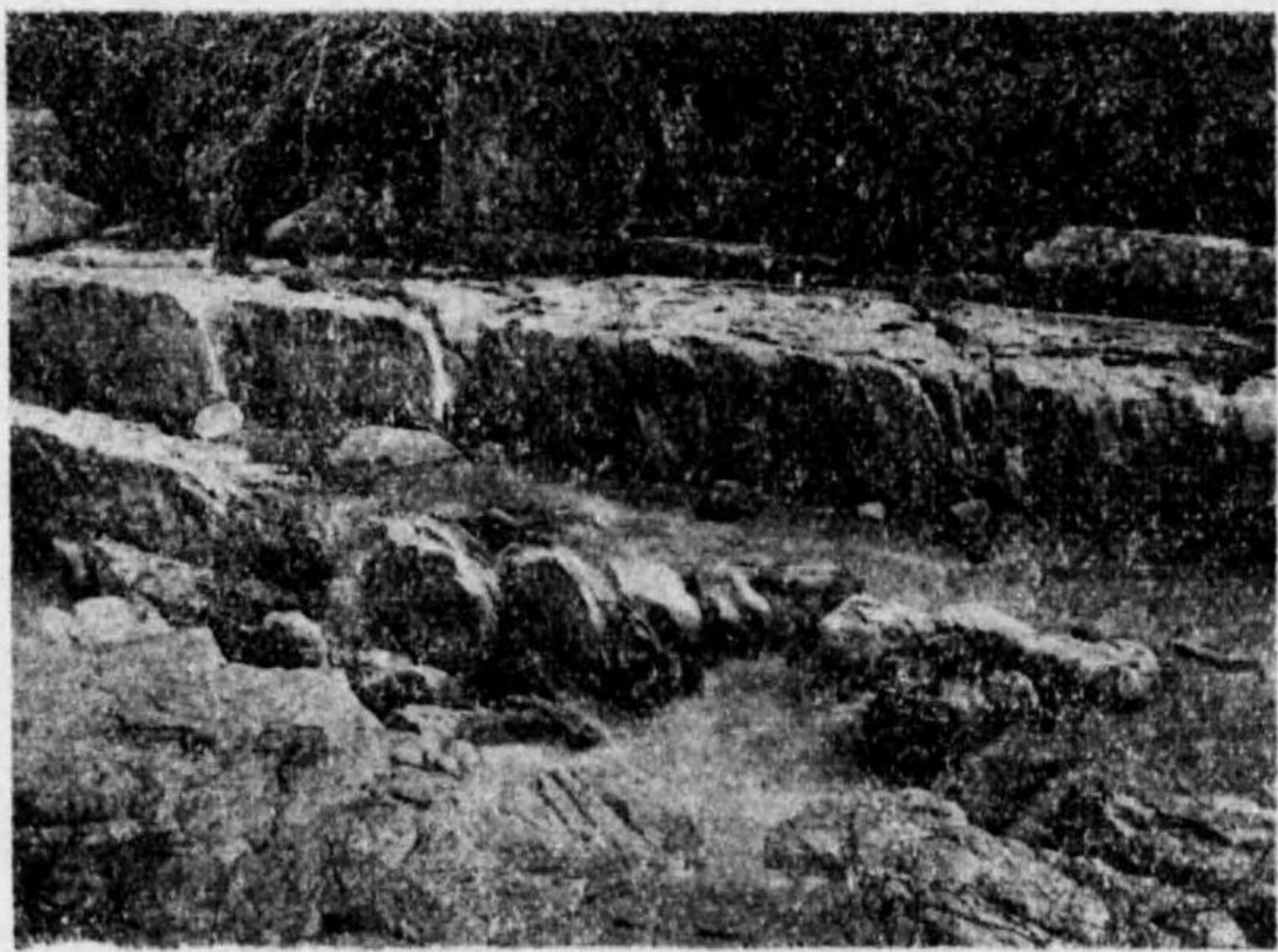
崩御山 山上村の高臺より流れ出でたる比婆山の山脚、日野川に迫る所に、一突起あり。老樹鬱蒼、一區劃をなし、古來人跡不到の靈地あり。崩御山といふ、この山に登れば不思議ありとて登るものなかりき。傳云此山大吉備津彦命の御陵墓なりといへども、或は若建吉備津彦ならんか。山嶺に巨石疊々、古木蒼然、川に向つて直立せる方面は、高四丈に達し、眞に稀代のものなり。大學古墳調査書にもものせられて、千歳の昔を偲ばしむるに足る。全山噴出岩にて成り、山麓に洞窟あり、鬼氣人に薄る。東北角に大樺あり。周圍十圍、千古の朽葉積り積りて、その間に蝸牛の形して蓋を有するものあり。山田螺といひて、地方に見ること稀なる珍種あり。(沿革及樂々福神社參照)

石霞溪 石見村、霞村、黒坂村、大宮村にかけて、日野川及其支流なる石見川、印賀川の兩岸、奇怪石、天然の勝景を成せる所あり。大正七年の夏、池田鐵洲、石霞溪と命名し、内藤茶村田邊太平と共に、之れを天下に紹介せんとし、地方有志にはかり、これが、保存會を立て、林木の伐採を制限し、巖石の破壊を防ぎ、進んで遊園地としての設備をなさんとし、先づ繪はがきを發行して、普く頒布すること、せり。爾來其名次第に高く、鳥取縣補習讀本にも編入せらるゝに至れり。

此地、自野川を中とし、石見川、右岩より注ぎ、印賀川、左岸より入り、略々乙字形をなし、其間約三里、石見川の部を南石霞溪とし、日野川の部を中石霞溪とし、印賀川の部を北石霞溪と稱す。各特色あり。南石霞溪の入口、石見川の日野川に注ぐ所に、龜井山(關一政城趾にして山頂の眺望頗佳)兀



近附岩疊淵虎阿溪霞石南



(村宮大) 岩風屏 溪霞石北

立し、疊岩、獅子岩、阿虎ヶ淵先づ人目を驚かす。それより奥、通天橋、石割櫻の邊に至れば、既に人寰を絶し、俯すれば、桃岩、瓢覃開等、奔湍の間に踞然たり。仰げば、天狗岩、達磨岩、(一名ヒヨ

ウ栗)仙人巖、伏虎岩、臥龍巖、蓬萊崑等、烟霞の間に聳わたり。若し夫れ躑躅緑松と相映じ、杜鵑雲間に名乗る比ともなれば、興趣更に一段を加ふ。春秋の小鳥山、春夏の魚狩、また遊人の魂を奪ふものなり。

近時郷人、近藤木下等地主の諒解を得て、山嶺岩角に徑を作り、觀音を安置せり。若夫、白雪皚々、崑樹一白、垂氷銀簾を掛くる候となれば、耶馬溪遂に一籌を輸せざるを得ず。中石霞溪には、天を摩する羽衣岩、(一名鐘馗岩)地軸に入る摩天崑あり。(俗に八兵衛巖)、水神瀧に至つては、一條の白布、直に日野川の清流に飛ぶ所、崑は松をかざし、崑脚、水巡つて淵をなす等、真にわもいはれぬ景色なり。蝙蝠岩は一大岩窟にして、無数のかわほり棲息す。北石霞溪は、晚躑躅、川の兩岸一帯に叢生し、五月二十日の比、此地に入れば、衣帯爲めに紅ならんとす。河中に屹立する烏帽子岩等、また松と躑躅をかざし、大自然また情意あるかを疑はしむ。更に一折して屏風岩に至れば、巨巖の接理、白水の激湍、宛ながら信の寢覺牀に比すべく、人呼んで小寢覺といふ。小寢覺附近より下一里許の間、亦幽邃の氣に於て他に優るものあり。左岸に雉子瀧の懸るあれば、右岸に初音瀧の落つるあり。溪に添ふて一路の蜿蜒たるあり。路と溪との間疎林幽鳥を宿す。樹間を透して溪中を窺へば、盆石の如き巨岩苔石、躑躅を載きて清流に影をおとすあり。蓋し南石霞溪の男性的なるに比し、北石霞溪は女性的なりともいふべく、中石霞溪は其中性にあるものか。南中北を兼觀せざるものは、未だ石霞溪を語るに足らずといふべし。

本郡の人故人杜李白二十二社巡拜記に詩あり。

東西岩秀生山嶺

南北雪深流水

誰道仙人神倉來

羽衣風爽舞風景

明和の比、生山の郷土段塚彌右衛門保短氏、夙くも生山六岩生山八景を選定したるは珍とすべし。

- 生方六岩
 - 臍岩 鐘馗岩 蝙蝠岩 烏帽子岩
 - 疊岩 人呼岩
- 生山八景
 - 寶雅谷夕立 鐘馗谷霧 龜井山月 落江觀音堂
 - 田ノ原螢火 疊岩夕涼 瀧ヶ塔暮雪 平栗山櫻
 - 石霞溪十吟の内 内藤 茶村

雲の帶霞の裳すそ白瀧のかゝれる巖松かざし立つ
雲ふかき谿間を出て、杜鵑當つきぬけて流す一聲

龜井溫泉の事

龜井山下に一の湧泉あり、明治三十一年頃有志者米子病院の分析を乞ひしに、

鑛泉試驗成績書

本品は微黄色を帯び、清透にして臭氣なく、其反應中性を徴す、比重は攝氏十六度に於て一、〇〇〇に居り、其の成分は硫酸格魯兒、炭酸稍多量、加溜謨、加爾叟、那篤溜謨、硅酸苦土少量及硼酸痕跡等を含む。

以上の成績によれば本品は鹽類泉の一種と認め候也

明治三十一年十二月十六日

縣立米子病院

第十二章 名勝及天然記念物

曾てこれを引いて浴槽を設けしことあり、大正十二年より鑛泉旅館を建築し、米子米村旅館主經營にあたり。

因に本郡には此他に冷泉三ヶ所あり。矢戸、下石見(字温井と稱す)福長(字湯ノ原今は井ノ原と云ふ)これなり。

鶴首の龜井の山の紅葉を照らして昇る月のやの窓

石 霞 溪

茶 村
池 田 鐵 洲

鎮西之名勝耶馬溪。以奇巖秀峰聞焉。南海之勝景寒霞溪。以奇洞紅葉鳴焉。山陰之勝地石霞溪。其以何著乎。由來日野之地山高水長。從而到處富山水之佳地。如松島・赤壁・斷魚溪・多武之峯・仙石峽・鞠之池・龍王瀧・石見印賀兩川之沿岸其重者也。就中至生山石見溪間之絕景。則爲天下之勝地。可比耶馬溪乎。將可比寒霞溪乎。所謂石霞溪之地即是也矣。溪也秀峰怪巖。水石奇勝之配。煙霞出沒。變幻浮動之態。不得真不驚神工之妙。天狗岩・疊石・烏帽子岩・仙人岩・伏虎臥龍岩・阿虎淵・水神瀧・瓢開之床・桃岩・通天橋等勝中之勝者也。山負山。川亦成川。巖々奇異。樹々清致。山川照應。水石好配之妙。一去一來。眞仙寰之一畫圖也。其一雷雨沛然。妖雲襲四山也。虎巖忽磨牙。臥龍颯々。有駕雲梯之觀。初夏之躑躅。晚秋之紅葉。恰如燒山織錦繡。及窮陰沍寒之交也。六花翩翩。萬目皓々。一條之清泉響于寒谷。其聲玲々如撫弦。飛湍灑巖角。冰刀恰似刺魚簇。數群之飛禽一隊又一隊其來也。不知來處。其去也。不知去處。其飛也。或高或低。或遠或近。其鳴也。如呼如笑。如怒如訴。有走有追。有戲有鬪。宛然爲一修羅場。光暉一破雲也。百禽忽收干梢頭。詩歌管弦對山呼應。

恰如迎天日奏神樂者。卽知有此景而有此鳥。有此鳥而有此眺焉。漁季五七月之交。探魚於澗底。百千之溪鱗。躍如上網。其快不可言。有尺大者。有寸大者。有青者。有黑者。有腹赤者。有脊斑者。有軟滑。有粗凸。有如鬼者。有如佛者。頭大尾小。尾大頭小。千姿萬態不可名狀。蓋鱗此地之名物。而鱗中之最大者也。卽巖頭設席。以石爲俎。以手扶膺。大者炙之。小者生食。以指爲箸。以葉爲皿。酬酌談笑。與漸闌也。有歌者。有踊者。以杖代三昧。以樽代鼓。羽觴亂行。人皆畫中之仙。酒中之仙。席上無主無賓。山色陶然。松籟恰似彈琴。水韻恰如吹簫。虎岩爲舞焉。龍松爲躍焉。卽知有此景而有此魚。有此魚而有此樂焉。豈單以怪巖秀峰奇洞紅葉之勝。與誇于天下者。可同日而語乎哉。

一溪描出十洲灣 不老泉聲幽谷間 蟠樹蚪龍跳後壑 踞巖虎豹嘯前山
人稱羅漢青門景 我愛石霞玄妙關 耶馬由來雖盡巧 不如南伯別天寰

村 上 松 村

開道霞溪靈秀鍾

巖花水樹盡仙蹤

煙寰久被隔白雲

遮斷香爐第一峰

一路風光雨後新

紅花綠葉伯山春

溪行數里無人過

(圓了)井 上 雨 水

溪瀨奔瀉水作花

怪巖奇石樹橫斜

伯州絕景何邊是

只與水聲雲影親

嘯虎蟠龍又怒犯

怪巖奇石亂高低

品題誰着山陽筆

日野川源有石霞

嘯虎蟠龍又怒犯

怪巖奇石亂高低

品題誰着山陽筆

簡是吾鄉小馬溪

嘯虎蟠龍又怒犯

怪巖奇石亂高低

品題誰着山陽筆

簡是吾鄉小馬溪

嘯虎蟠龍又怒犯

怪巖奇石亂高低

品題誰着山陽筆

簡是吾鄉小馬溪

野 波 水 外

眇視馬溪愈化功
唯使賦仙歌鬼割

怪雲翻處走鸞霞
不容羅漢汚神工

虬松龍樹臨山雨
誰是詞壇一世雄

時山松窓

寄來發見友情濃
九廻溪水鳥聲濕

識得鬼斧神巧鍾
一帶野雲花影重

秀出惟巖欺虎豹
趣致宵々入清夢

高擎老樹詭蛟龍
公休何日曳吟筇

小谷月友

轉々沿溪一路斜

白雲深處絕人家

山中真味誰能識

水韻凝成躑躅花

池田鐵洲

故探奇勝下溪流

倚盡橋邊百尺樓

窻格裏開霞嶺雨

龍松虎石躍眉頭

車尾安見通

山と水樂めとてや神はこの奇しき谷川造りましけん
瀧津瀬の水の心も和むかなお虎が淵に流れ入りては
なか／＼にながめぞまさる瀧川のしぶきの雨にかすむ山松

小谷月友

水音の涼味や凝りて巖の松

山姫のもすそを洒らす躑躅かな

古俗詠

四方白瀧三方大河

中に鶴首龜井山

編者曰、能くも山河の形勢をあらはしたるかな

絶井山城趾懷古

そり立つ巖にたちて小手かざしあた眺めけん天晴試者ぶり

内藤茶村

新作俗詠

夏は美し石霞溪あたり赤い躑躅に緑の松が
巖を妹背の床と定めてイッ水鏡

相見龜雄

石霞溪、氣持のよいのが、アノ通天橋よ、

少し歩めば、瓢岩、アラ、一寸見上げるネ、

天狗岩よ、ホントニ又チヨイト

奇勝の山と溪。

篠茂つては古城趾の秋深き

來ても見なされ、石霞の躑躅、燃ゆる思ひをいはで咲く

鐵道開通應募俚詠

花がちりこむ石霞のつち石見通ひの汽車の窓

入澤芳影

附近に縁ある故人の名歌をかゝぐ。

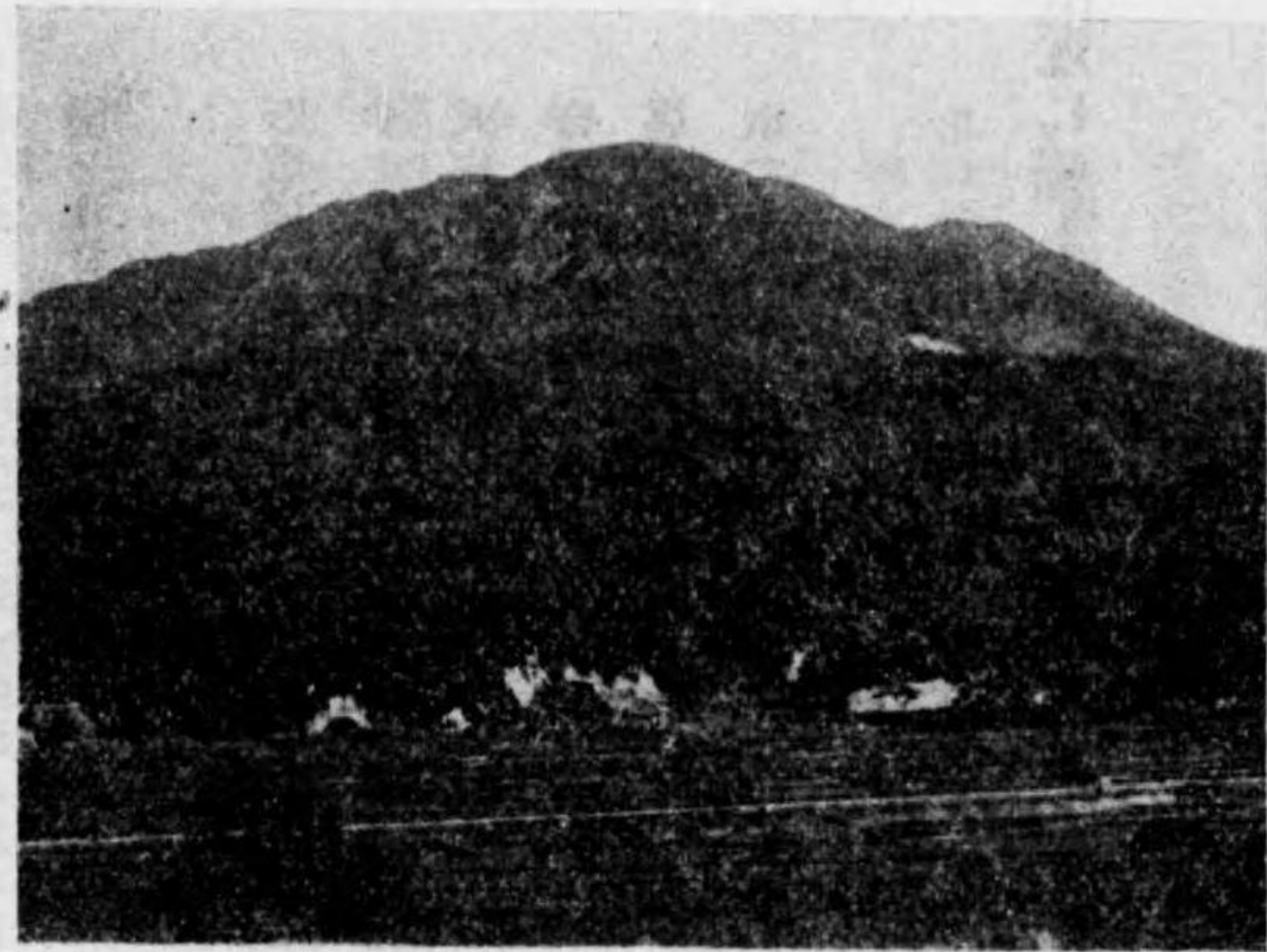
霞村と櫻子村と隣れるを

うちしめる霞の村の春雨にぬれてをとほむ櫻子の里

飯田年平

大倉山 石見村の中央に特立せる一大孤山あり、大倉山といふ。周圍凡三里、村落によりて取り捲かれ、所謂大倉巡りを形作り、その外輪に伯耆備中の山々低く連れる様、宛ら二重火山の如し。高さ

一一二米、山頂に窪所あり。不思議なるは草の生ぜざるところあり。山麓に前述の温湯ヌルといふ所あり。冷泉のやゝ温味あるもの盛に湧出し、又銀山の跡あり。(沿革近世参照) 頂上の眺望亦頗る快濶にして、船通山、大草山、鬼林山と比肩して、此地方有数の高山なり。神戸上方面に大山原と稱する裾野あり。此地方放牧の盛なること本郡に冠たり。



石見村大倉山

龍王瀧 黒坂村字中菅の内、石見村に越ゆる九十九峠の頂上に近く、不動ヶ岳の脈續、瀧山の半腹にかゝれる大瀧あり、これぞ名に負ふ龍王瀧なり。巖壁直立すること約十五丈、瀧口を仰げは巨巖更に兩虎の相睨むが如く、其間より白龍逆に走り降るにも似たり。直下して巖角に碎くるれば、飛散して霧となり、忽ち人の衣袖を濕し、三伏なほ冷氣、身に粟を生せしむ。岩角を攀登すれば一の瀧二の瀧あり。一層の幽邃を極む。傍に瀧山神社あり。神威自ら顯著なるを覺ゆ。賽道古杉老檜列立し、森巖の氣、早くも既に、人にせまる。瀧の末流は潺湲として樹根を洗ひ、琴々の音は遠く木靈に響き來る、眞に靈境なり。

因に、黒坂宿より天郷坂を上りて瀧山に至る間、大字中管地内に不動ヶ嶽(沿革近世参照)及び蝙蝠岩



黒坂龍王瀧

の奇勝あり。匍匐して入るべく、内室は二十疊敷もあらんかと思はる、三階の巖洞にして、中層に蝙蝠多くすめるを以て此名あり。不動ヶ嶽は奇巖絶壁にして、絶頂巖洞中に不動明王あり。明王の坐所より瞰下すれば。千仞の空壑股栗して拜跪すること能はざるものありといふ。又面白きは不動ヶ巖へ上る途、矮松峯傳ひに並木をなせる光景なり。此地又石楠木の群落あり。花時の眺、優婉掬すべきものあり。龍王瀧の右側斷崖を攀ち上れば、更に幽境あり、一の瀧二の瀧(仙人瀧)のかるあり。仙人瀧の上に聳ゆる崑を天狗巖といふもおもしろく、全く塵境を絶したる所なり。

(緒形 探二宅稜)

岩かねのみぢの小枝をりしきてあふげは高し瀧のしらいと

中菅の瀧山にてころは慶長四年九月ばかり

聾 散 人 (因幡二十士佐善修藏天玄謫居作)

一月三回到此間 愛看飛瀑掛天關

貶竄猶欣近此邊 山奇崑怪玉泉懸

龍王瀧十吟

第十二章 名勝及天然記念物

滿胸愁慮終難洗

時々曳杖來求應

是似銀河也等閑

有人言學謫仙句

茶

村

一九九一

あらがねも熔くる坂路をのぼり盡し立てば身にしむ瀧つせの風
千歳經し杉の並木に衍して轟く音は瀧にやあるらん

一步を近づくなべに腸の底までひびく瀧の音かな

天の川あふれてこゝに落ちつらん半は雲にとざす白瀧

千早振神も神樂と聞し召せ天よりおつる瀧津瀨の音

神代より末の代かけて瀧つせの禊せよとておち盡すらん

そゝり立こどしき巖うちわりて飛ぶや瀧つせ龍おどること

仰ぎ見る巖の崖よりさし出で、白瀧の腰掩ふ紅葉

地軸まで届くとばかりおち瀧つ壺すこく雲立騰る

翅あらば玉と砕くる瀧津瀨の水の源われきはめてん

鵜の池 黒坂村大字下黒坂の山中にあり、黒坂宿より上

ること約十七町、矢倉峠の半腹より右方にあたり、かゝる
所にかゝる湖のあるべしとは思はざる所にある山湖也。周
回約一里、蓋本郡第一の大池なり。人工によりて堤防を築
き、水を堰きたためたる灌漑貯水池にして、現に池の底には
巨木の根幹亂杭の如く残存せり。傳へいふ、此邊長樂寺の
七堂伽藍のありし跡なりと。樵濯集に、池の由來及池名の
起原に付記せる所、頗る面白ければ、そのまゝ、こゝに抄出
せん。



池の鵜村坂黒

慶長十八年の春關長門守一政遊山の條

前略 夫より榎村の窟を経て、卯の池へ立ち寄られて御覽ありける所、南六七町位にして、満水し、水色青く、淺深の程を知らず
折節春風荒みて、逆巻浪の勢、海水を臨むが如し。長州之を御覽ありて申されけるは、山に登りて、か程の池の有べきとは思はれ
ざる事にぞあれ。爾るに卯の池と號けし仔細ありや、尋ね見るべしと仰りければ、近習の侍、承りて、其邊の村老を呼出し尋ね
る所、其者申しけるは、卯の池と申すこと、さして由來有事にても御座なく候、此地三十年以前までは檜原にて有ける所、如何せ
しや、同木より火出で、悉く焼失して焦土となりける所、其折しも一天忽ち播曇、電光眼を貫き、頻りに雷神カミナリノカミ轟き、大雨止間も
なく降り續きける所、此焼跡は水溜り池に成り候處(編者曰、此處前記所載に異なる如くなれども、此原因ありし後何人かによりて
貯水池として築造せられしあと著しく、長樂寺傳説はこの時代前なること勿論なれば、此記載のためかの傳説が、無根となる證左
さはなり難し)

此近邊榎村といへる所に、卯野佐内と申浪人居ける所、藤といへる彼が娘、友に誘はれ巖取らんとて此池の邊りへ參りけるに、如
何せしや、溺死しけり。卯野が家名を呼ぶ心にや、其頃より誰云ふとなく、卯の池と申來り候也。又藤が死後に至り、其母不思議
の夢を見たりとて、彼藤を神に祭り、あれなる森の中に小社を建て、藤が森といひ慣ひ候、我々若き時の事にてよく覺居る事に
て候と申ける。斯くて兎や角時刻も遅く成ければ歸城をぞせられける。

此地摺鉢の如く、天空に向つて開け、下黒坂及榎村兩方に切目あるのみ、池は稍々東方に偏し、碧潭
藍を湛へ、水禽彼岸に波紋を畫く所、天地靜寂の氣この地域に萃るの感あり。
東岸に一臺の石燈籠あり。柱部に銘あり。曰

昔人以鵜號斯池夫爲淵驅魚者頼也而鵜其似頼矣此池本不生一鱗名之起也昔以之乎カ化元始緒世享命校人孔季吉鯉數十千此池未幾見
兮躍於牧養之蕃息其由里之仁耶今改鵜爲鯉自緒始焉

是爲甲子元年春之正月

銘曰 困々洋々又依然 紺此校人不欺賢

嘉慶廿年仲夏書於崎陽客館之

左花右竹居中 古吳王 雪園

伯耆誌曰、緒世亭は黒坂町の緒形氏にて云々、校人孔季は當時幸四郎といへる者當村にあり云々。此文は當郡の相撲眞鶴といへるもの、長崎に至りし時、件の清人に托して書しめたるものなりとぞ。嘉慶廿年は皇國の文化十二年なり。

編者曰鵜の池の名思ふに清人が文章の修飾上、聯想によりて構成せしものならん。鵜の鳥曾て此地方に住へることを聞かず。

今や鯉魚蕃殖その數を知らず。三ヶ年目に池水を減らしこれを捕ふ。鯉捕船二艘を出し、村民物出にて漁する様眞に壯觀なり。又更に近年近江の琵琶湖より源五郎鮒を移入して、蕃息を圖りつゝあり。明治四十五年四月鵜の池々畔、西方の廣場を拓き、運動場を設け、漸次擴大して今や全郡青年の競技場として、其名近隣に聞ゆるに至れり。

年 平

鵜の池を見て

みづちすむ海となるまでつもり來し幾代の雲のしづくなるらん
人やりの昔の魚もそこひなきふちをこゝろと今はすむらん

茶 村

鵜池十吟の内

思はじな登りつくして山あひに底ひ知られぬ池を見んとは
めぐり生ふる眞萩すゝきにおく露のいくよつもりて池となりけん
鵜の池と誰か名つけけんうべしこそ魚も沈みて影たにもなし
時にはぬる鯉に驚く水禽もまれにとひ來る山の湖面ウミツラ

久 住 山 縣 重 助

天保十一子之秋 ある人うの池にて月のおもしろきを見て赤はまやしらはまとなるのちの月とよみたるよしものかたりぬ聞ておもしろきことに思ひてよめる

沖津浪たつ名も廣き鵜池のかけさへみつる秋の夜の月

うのいけに参りて見れば落葉のなかに水鳥居ける

落葉さへ錦にまがふ池のおもたつをやをしと人のいふらん

四十曲 陰陽の境を劃する險阪中、尤も人口に噂爰せるは四十曲なるべし。四十曲は、實に我日野郡板井原驛より、美作國眞庭郡新庄驛に越ゆる通路にして、羊腸の道凡二里、雲梯を攀づるが如し。後鳥羽、後醍醐兩帝が蒙塵の御途次、懷郷の情に哀龍ウツリの袖を絞らせ給ひけん舊道は、更に溪間を通じたるものにして、其不便と辛勞とは如何ばかりなりけんぞ、察せらるゝぞかし。満身に汗して、漸く

頂上に立てば、陰陽の山々、前は春の海の如く、後は冬の海に似て、光景截然たるも面白く、四十曲の名は、我山國日野郡の特色を代表すといはんも不可なし。

板井原溪 根雨町を離れて、板井原に向ふ間、山巒、眉間に迫り、左右屏風の間を行くが如し。上るに従つて愈々奇、奔湍飛沫を嚙んで、風致いふべからず。半にして俗に魚切谷と稱する所あり。眞に南畫の名幅を見るが如し。



板井原溪

若夫れ青嵐霧を追ふて走る夏の半、杜鵑一碧の殘空を横ぎる時は、忽ち溪間に萬斛の涼風を呼起し、三伏尙肌粟を生すべく、満山錦繡に埋もれ、雲間の紅樹將に燃えんとするの秋に遇はゞ、身は塵界を放れて仙境に上るかを思はしむ。

四 十 曲

茶 村

武士が鞋ふみしめ太刀提げて越けけん列の面影にたつ

板井原驛 日野郡より美作國眞庭郡へ越ゆる、有名なる四十曲の中腹にある驛亭なり。戸數約六十陰陽に通ずる驛路にあたり、ここに舊藩中は松江藩候、松平家通過御休憩遊ばされし地にして、其名遠近に聞ゆ。當時御休憩所は、吉岡家なりしとぞ。驛は根雨町を離れて約一里半、山峽の坂路を上りたるどころにあり。後鳥羽後醍醐兩帝の御通輦遊ばされし傳説もあり。懷舊の情坐ろに催されていともゆかしき所なり。彼の本郡出身大儒伊藤宣堂翁の門弟秦廣居、曾て地を通過して詩あり。面目躍如たり。

飢峰四塞書昏蒙

地勢真如生井中

馬語蕭々看不見

一溪老樹宿雲籠

三 刀 谷 弘藏(本家足羽出)

上 四 十 曲 峰

含 齋 學 人 (印日野弘)

註 松 江 儒 者 野 澤 脩 輔

春山過去又春山

徑路羊腸四十盤

人跡還將人面埒

仰攀新翠老松間

明治の文豪大町桂月、この地を過る。事、「一袋一笠」中にあり。

一袋一笠

(大 町 桂 月)

天に一點の雲もなく、小春びよりのほかほかと暖きまゝに、われも眠むるともなく覺むるともなく、日野川の水と共に、伯耆の國に落ちゆきぬ。

とやまは薄く、み山は濃く色付きたる秋の錦のながめいと面白きに、路傍の大巖にまつはれる蕨、その巖面を貫きて生ひ出でたる木まで紅葉せるに、四度まで經過せる路なれど、目新しく覺えて、進みゆくほどに、いつしか伯耆の大山、目の前にあらはれぬ。いつ見てもあかぬ山哉。山陽、山陰の山は、すべて低く、且つ平凡なるに、此山ひとり突兀として群を抜く。東京より汽車にて來る路にて目にとまる山は、富士山を除きてはこの山ばかり也。洵に山陰の珍とすべき山ならずや。

仙石峽

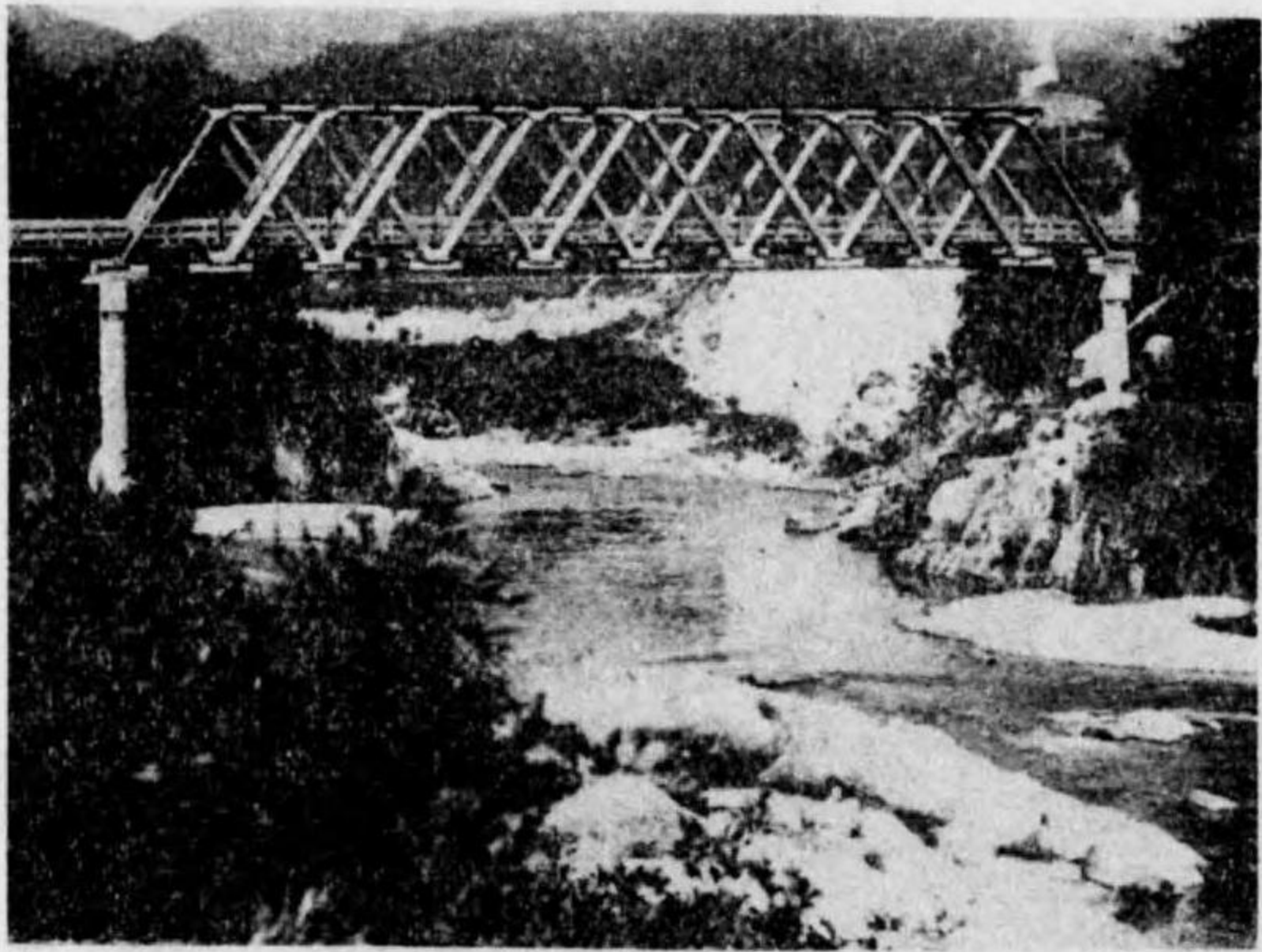
兩岸相迫りて迂餘曲折ありて、奇岩に富む、仙客來つて座を占むべきの地少からず、日野溪谷中最狭き所山聳て水碧に保津川の勝に似たり、此所數津橋を架す、縣下唯一の吊橋在り名橋とす。

翠嵐峽

脚一度日野郡に入れば、溝口村既に鬼住山の兀立するあり。日野郡一の長橋鬼守橋の横はるあり。それより日野川の峽谷となり、山勢雄大、翠色一段の濃度を加ふ。下は溝口村より上は黒坂村に至る行程八里餘、所謂石霞溪に入るまで、兩岸は屏風を立てたるが如く、時に瓢のふくらみの如く、眼界や、開けたる處あれども、多くは江と道と並び通ずるのみにて、人をして行程既に窮るかと思はしむ。下半大神山脚の江に迫る所、溝



鬼 守 橋



此黒坂村下 津蓑村四孫 橋津蓑村四孫 ありあ趾橋郎四孫

口村シヨウゴの淵附近の奇勝、江尾村美女石近傍の怪岩、稍上りて神奈川村内赤壁の絶景あり。江中の巖頭に鮎を釣る人、亦畫中の者たり。支流荒田溪の如き、泉水水聲掬すべきものあり。上半に入りては、中國山脈、亂濤の如く頭上を掩ひ、江は脚底にあり、奔湍巖をかむ。進みて黒坂附近蓑津橋附近に至れば、山勢水石更に新奇、神奈川土手の櫻花春妍をきそひてより、躑躅、藤、山吹と咲きつゞき、紅葉對岸相映發する秋も、連山白皚々たる間に江一筋の冬も、四季の眺望佳ならざるなし。すべて翠嵐峽、石霞溪其他日野川一帯の地、春の霞、秋の霧、變幻の妙を盡し、殆んど端倪すべからざるものあり。來遊の畫家嘆賞措かざる所也。仰げばたゞ一線の天を見るのみ。黒坂村久住谷即天郷溪に入れば、白絲瀧のか、れるあり。畝徑を辿りて仙郷に上る感あり。

一溪迂曲路彎環 處々霜楓映日殷 自久住村至上代村途中

(註立ウツボ)

疊嶺層巒通脈絡

鎌倉山接天倉山

因幡二十士の一人 擊散人 (佐藤元立)

論居作

松島

二部谷川の日野川に注がんとする所に近く、旭村大字宇代、大森神社裏附近に松島と稱する

所あり。河中に二洲あり。青松その上に生じ、巨岩點々橋を架するに足るものあり。大森の杜と相待ちて佳趣多し、佐川の大岩及中洲上中松林亦頗風致に富めり。

杉楓峽 石霞溪より上流多里村に至るの間、亦風景に富む、總稱して、杉楓峽と名づく、長さ凡五里、この間翠嵐峽に似て稍々開豁なり。此峽に入りて先づ目に映するものは、屏風の如き連山に、蟲々叢生したる杉檜なり。快然天をさす樹勢、鬱蒼として黒げ立つ樹色、他に其比を見ざる所、蓋し地質多くは片岩にして、杉檜の生育に適するが故か。初夏の頃この地方を過ぐれば、満山山吹花に蔽はれ亦美觀なり。大字矢戸村の左岸、山上村に越ゆるあたりは、山櫻と楓樹とに富み、春色秋色共に賞すべし。右岸に聳ゆる鬼林山の巍峩たる山容、此峽を率ゐるに似て居然たり。大字宮内村なる崩御山(別項名所舊跡部にあり)亦この峽に屬し、千古の色を漂はす。字川上より多里に通ずる所は、一路僅に川に添ふて走るのみ。こゝは班岩の層にして、所謂多里盆地の決潰せし所、右岸遙に稻積山の大岳聳わ立つあり。上流遠く道後山の雲に入るれば、左岸の連山漸く高くして、山勢船通山に連らんとするの趣を表はせり。若夫れ多里盆地に入らば、礫岩の層磊々として、(主要なる露出断面は多里神社境内、社殿後山及び新屋の小丘)人をして身海岸に立つの感をおこさしむ。砂岸の中に貝の化石、木の葉石をあさり、頁岩(又松皮石)を求めては、誰か蒼海變じて、桑田となるの感を深くせざるものあらんや。此峽石霞溪の奇なしといへども、山容水色亦凡ならず。雲雨霞靄の妙、彼に優るとも劣ることなし。殊に又早春の三葉つち、日野上黒坂一帶にわたりて壯觀比なし。

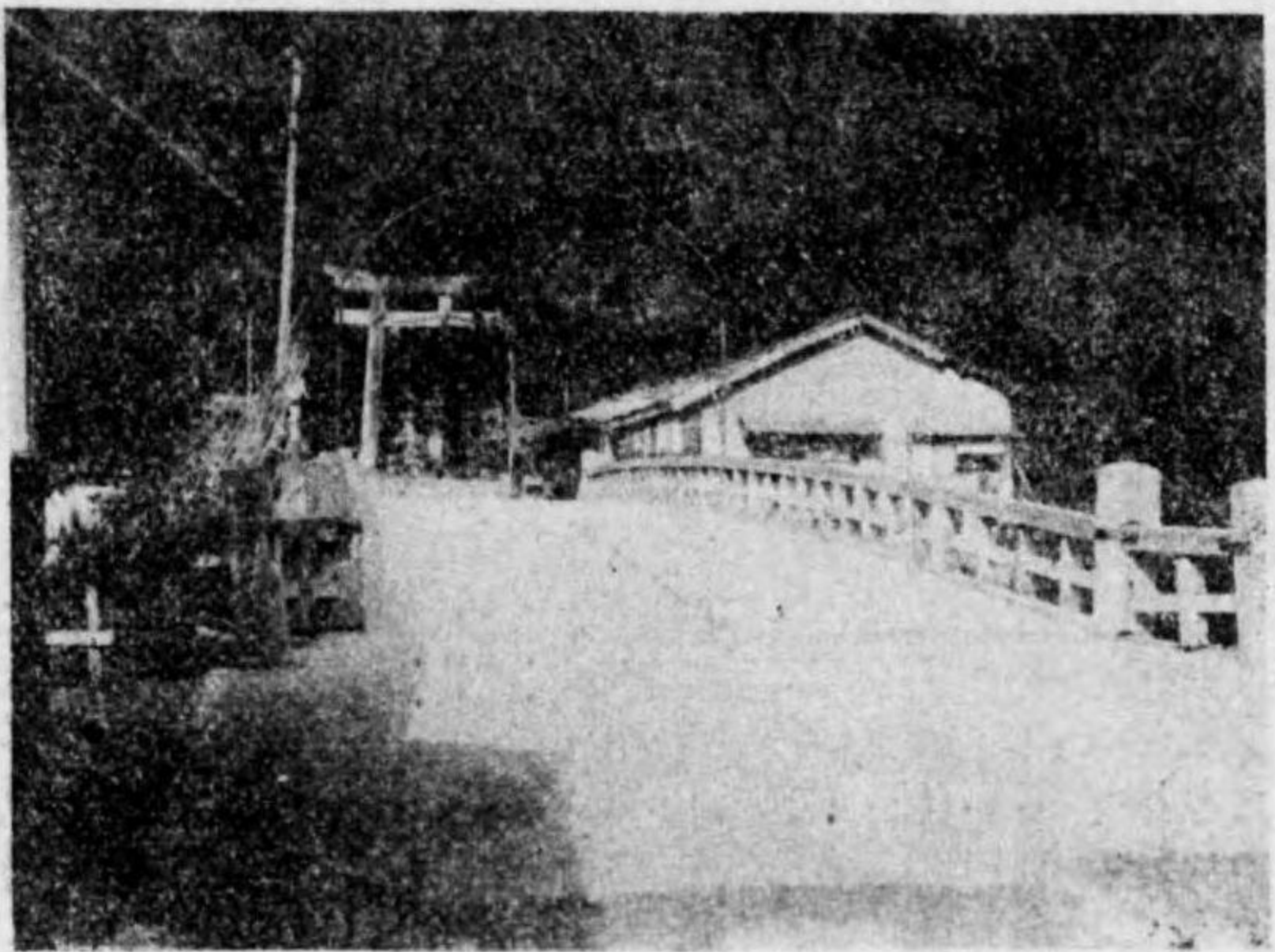
上管なる日野川邊に立ちて

茶村

青山のかけをうつつして夕靄にきゆる川瀬に河鹿なくなり
日の川の巖にせかるゝ大曲にしつまりいます音無瀬の神

祇園橋附近

根雨町の西方を擁して、板井原川と日野川とのイ字形に合流するところ、兩川の間



根雨町祇園橋

に、祇園神杠突出し、その果つる所蜿蜒たる山脈北に走り、はるかに河下もの遠山を追ふに似たり。東方要害山をこわて、寶佛の山を仰ぎ、板井原川上四十曲に至る峯巒を望み、右方多武峯(長谷部信連の命名せるところといふ)を目睫の間に見る。もし夫れ青嵐朝靄を拂ふの時、月光東山にはのめく時に至つては、雅客の歎賞措かざるところ、更に夏夜河鹿をきゝながらの納涼は、塵界の外なりといふべし。

大山原 中國の秀峰大神山の我郡に面するや、峨々として男性美を發揮し、遠く望みても近く仰ひでも、皆可ならざるなし。遠望には溝口、旭あたりの山上に秀出せる光景、江尾神奈川あたりよりの峽谷にのぞく英姿、更に根雨峽谷の日野川下流に向つて開くる所、鳥が山を率ゐたる颯爽たる山谷、或は寶佛山、大倉山、鬼林山頂より内海外洋を控へたる眺望、さては山の土地方高原高所より五百重山波濤の如きが上に卓立せる

さま我郡北方の鎮としていかに偉大の感化を齎せるものぞ。もし夫れ火山山勢長く、日野川低地に向つて走るところ、火山灰と輝石安岩と交々露出せる漠々たる草原、幾多の峽谷扇の骨の如く、これを



大山原(八郷原)

横に走れば、波上をゆくが如く、これを縦に下れが寸歩の差遂に數里の遠を生ず。而もその雄偉壯大の光景、眞に自然の雄大なるに驚かしむるものあり。編者内藤岩雄屢々この地に遊び、その光景に憧憬すること久し、就中明治三十三年の夏古跡研究と観光との目的を以て、根雨二部溝口八郷より西伯郡縣村へ、それより日光村、大山寺横手道、米澤、江尾、神奈川を一周せることありき。今その紀行の抄録をこゝろみ、實景の面目を忍ぶこと、せん。

千町田(今の八郷)稻田幾千代、はるかに大原村の畑家數戸、それより大山原を横きる。久古より鎮守の森をめぐり、南へ南へ松林に入り、松林山地平に角度を作り、秀然として雲霄にせまる。

大山原を横きる。久古より鎮守の森をめぐり、南へ南へ松林に入り、松林を出て谷にくんだり、岡にのぼり遂にこの高原に至る。大神山半雲に入つて前にあり。崇高なること、神仙に接するが如し。かへりみれば、雲石隱の山々環状をなして、低く廣く連り、青綠濃淡五層となれるはじめ、眞に娑婆世界のものにあらず。凡眼に任ずるを惜む。谷あり。深く下りて水をもとめて得ず。向ひの小道をたどりて對岸に立てば、神山うるはしく頂上の雲をはらひ、われらに示すをいとほざるにも似たり。あなおもしろと叫びつゝ願れば、あはや五層の山々かすみに入りて、今やかすかに二重を残す。

ゆかしき事ぞ限なき。金屋谷の深谷岩立の神山、一は幽邃一は崇高、添谷に入る所谷におち、羊腸を上る十數回、忽ち暗黒、なほ畫なるものを。兩崖の森林天を掩ひ、日の目も見ぬをり。かゝるところもありけるよ。森を出づれば西海を見るべし。入日の光横雲に映じて、何の色ぞ。眞紅爛々曾て見たる煉鐵場よりとけ出づる熱鐵の色を以てたとふるより外、予はうつすべき語を有せず。暗くあかく變化多き道をたどりて目くれて着く。

大山村(今の日光)の川、白瀧とて水はなきも高さ百丈、幅數町にわたれる大斷崖の下、清水量も豊かに、玉の如き砂をまらばしつゝ流るゝあり。先づうらやましき見あり。

この白瀧を観察するに、これは全く水成土層にして、頂上に至るまで玉石と土と交々層をなせり。是下に流るゝこの川が、今の中空に横はれる昔もありしならむと感慨深し。

萩、桔梗、女郎花など露に咲き亂れたる朝の廣野、急がで上りゆく心地よ。ます水 冷なこと水の如し、眞清水の訛れるか。一望千里、今日は霧たちこめて、ぼかして見渡さる。くまなく晴れたるにも劣らず。弓が濱半月形に大弓を形つくる所、日野川遠白く、箕蚊屋田圃あたり、うねりて海にそゞぐ、何等の雄大。

横手道 四時寺を下る。例の裾野を模型地圖のやうに見おろしつゝゆく。げに地理教授の好模型にてもあるよ。今は霧ことに深く、野をわたり山を横ぎる様、龍もひそみ居らん勢なり。行く一里餘、大山の東面に出で、山を左にしてすゝむ。秀麗監の如かりし山、忽ち變じて巨岩錐の如く錐の如く峙てる山となる。

かゝる所を誰がふみわけけん。森林の中をくゞり出づれば、こはこは、眞白き石礫十數町にわたりて、みなしたる恐ろしき河原あり。石に鞋をふみにじりつゝ過ぐれば、また山路なり。かゝるところ三つばかりも過ぎぬ。山登する人のとりつめる賽の河原。多少の詩趣なからんや。

日はくれかゝれり。道は愈々下れり。兩側の豁谷深き數百丈、水は地の底を通過するが如きひゞきあり。目を放てば猿もすみぬべき森林はてもなく、耳を傾ければチ、となく虫の音しげし。

御机村の朝けしき、清楚掬すべしし。しばらく我故郷(山上地方)に比べんか。道のよきはわ、れに於てまさり、水のよきはかれに於てすぐれたり。この夏のまさかりに、指切るゝばかりの水玉、こきちらす音のすなるは、餘のけしきを争ふ力なからしむ。

水味清冽玉をのむが如し
來て見よといふより外はなかりけり神山つゝき谷と野と森
知らねども賽の河原やこれならん見さくるほどのつぶて石原
五百代や千代の田の面見さくれば雲に聳ゆる大神の山
ゆきくれて大山原を見かへれば燃ゆる立つべきあけの横雲
武士の弓が濱あたり見渡せば千里の外に飛ぶこゝろかな
眞玉手の玉手もこほる眞清水はいかなる森のおくにわくらん
うらやまし萩さく原に朝なゝ霧かきわけて草薙男
海も原もなでおろすべく見ゆるまで上り得し身の今日は忘れじ

註我日野郡より大山原に入るに、溝口口、白水口、小江尾口あり。更に御机口より上るは不便なれども森林帯あり。他に異なる趣味なり。大山横手より直上する登山道は、(大神山本社裏よりするものあり)まづギボウシ花の群落におどろかさされ、削立せる斷崖を匍匐する所、大山くわがた、ちやぼ石菖、つがざくら、くがいさう、しこくふうろ、等の高山植物の群落あり。興味津々たり。願みれば船通山、大倉山、鬼林山等日野の山々雲煙に隱現しつゝ指呼の間にあり。八分目にして、伽羅木叢生の裡小池あるも奇也。蓋天下の絶勝といふべし。

てすぐれたり。この夏のまさかりに、指切るゝばかりの水玉、こきちらす音のすなるは、餘のけしきを争ふ力なからしむ。

水味清冽玉をのむが如し

來て見よといふより外はなかりけり神山つゝき谷と野と森

知らねども賽の河原やこれならん見さくるほどのつぶて石原

五百代や千代の田の面見さくれば雲に聳ゆる大神の山

ゆきくれて大山原を見かへれば燃ゆる立つべきあけの横雲

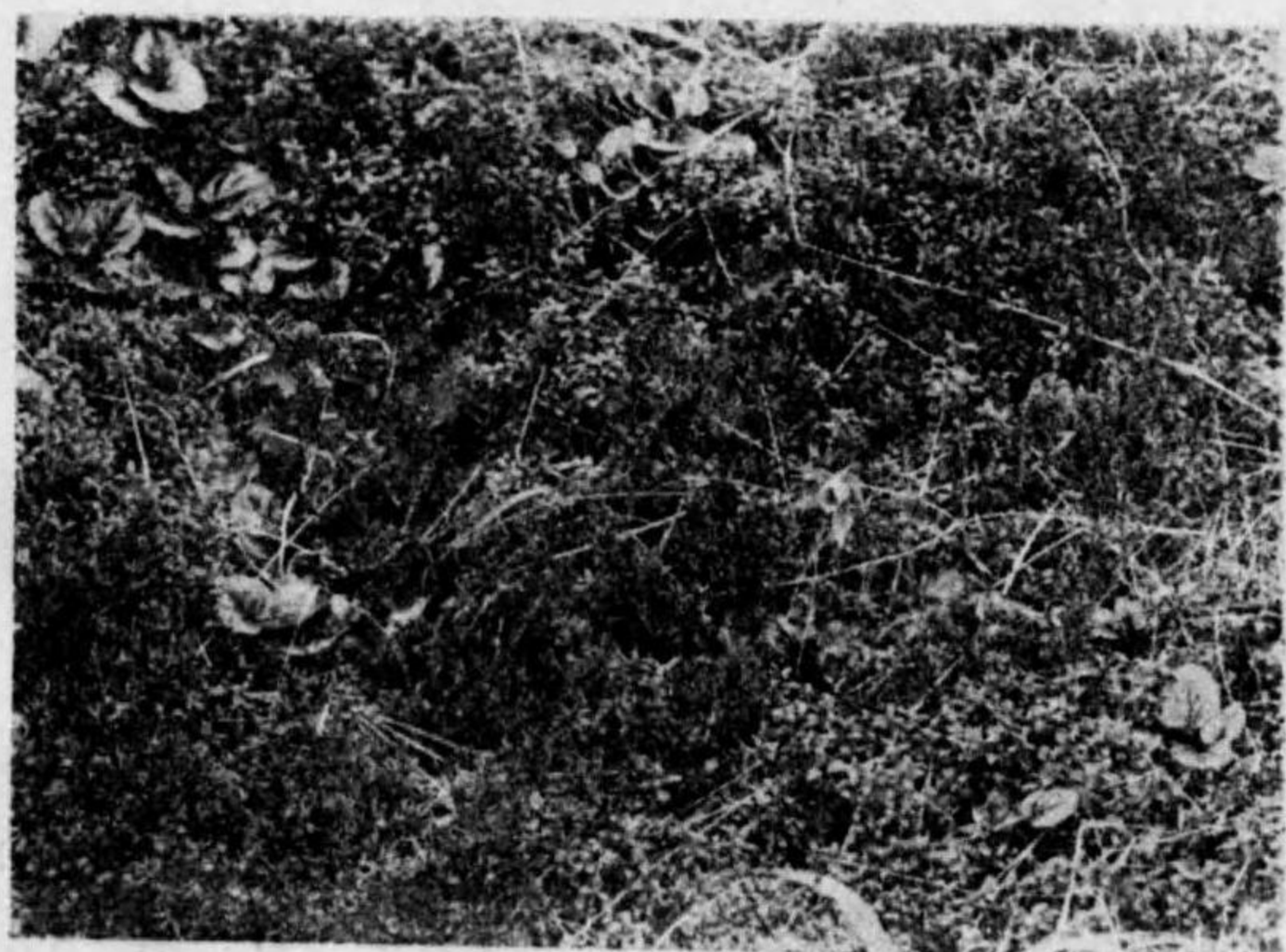
武士の弓が濱あたり見渡せば千里の外に飛ぶこゝろかな

眞玉手の玉手もこほる眞清水はいかなる森のおくにわくらん

うらやまし萩さく原に朝なゝ霧かきわけて草薙男

海も原もなでおろすべく見ゆるまで上り得し身の今日は忘れじ

斷魚溪 日光村、字大阪より栃原間にあり。大山の靈氣



大 山 梅 櫻

を含んで迷る激湍真に神氣のせまるものあり。瀧は一の瀧より五の瀧に及び、一の瀧最も大にして、幅四間高さ三丈餘、落口は水流の爲に岩壁穿たれて樋をなし瀧壺甚だ深く、泉流渦巻き岩窟に衝り、

寂として神韻横溢す、兩岸の岩壁疊々層を成し、雅趣に富める林木密生し四季の風好愛すべし、川鳥は、瀧裏に巢ひ、鴨は來りて水流に浸る。

因に吉原村字柳が本に古井あり。土俗稱して池の本と呼ぶ。口碑によれば往古は一面の沼澤にして、八岐大蛇來りて水を呑みたりといふ傳説もあり。

俣野溪 神奈川村俣野溪亦奇勝の一たるを失

はず。此溪は花崗岩の一枚岩に成れる所多く、奔湍の爲めに深き凹所を生じ、碧潭藍を湛ゆる所あり。本流猿飛岩も亦その一例なり。左右より流入する北谷と高谷亦奇景に富む。高谷の巖壁には石斛岩たけ（石叢溪にもあり。）稻荷祠の巖洞に倚るは幽趣頗掬すべし。（今武庫萬福寺は此谷にありしと故に高谷山といふ。）北谷は米澤村大字下蚊屋より流下し、山峽を急轉し、本流に入る。上流かまこしきといふ所、所謂一枚岩の甑型を鑿成し、更に流れてかまこなる。辨才天てふ奇岩聳立するあたり、真に人寰を絶するものあり。



日光村斷魚溪



神奈川村俣野溪猿飛岩



高谷溪稻荷

荒田溪 神奈川村寶佛山の溪谷なり。この溪は又三谷といひ、奥に耕地あり。大羽地頭の所有地なりしと云傳ふ。